



奈良県障害者計画

(計画期間:令和7年度～令和11年度)

令和7年3月
奈良県

共生社会の実現に向けて

令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする新たな「奈良県障害者計画」の策定にあたり、令和5年4月に施行した「奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する条例」で定める共生社会の実現の内容や施策に関する必要な事項を盛り込むなど検討を進めてきました。

検討にあたり、昨今の障害福祉を取り巻く環境について、当事者やご家族の皆様のご意見を聞かせていただきたいとの思いから、関係団体との意見交換やアンケートなどを重ねてきました。そこでいただいたご意見には、人材の不足や、養護者の高齢化、災害への備えが不十分であるなど様々な声があり、障害のある人やそのご家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、より一層取組を推進していく必要があります。

また、共生社会の実現に向けては、障害のある人への支援はもちろん、そのご家族や、いわゆるグレーゾーンの方など生きづらさを感じている多くの方々も支援していく必要があります。その一つとして、今回の計画では「発達障害児への支援」を項目立てするとともに、施策についても充実させています。近年増加傾向にある発達障害児については、早い段階での周囲の「気づき」や適切なサポートにつなげることが大切であり、これまでも支援体制の強化のため、奈良県総合リハビリテーションセンターにおいて、発達障害を診断する小児科医師を増員するとともに、発達障害を診断できる医師の確保・育成のため専攻医を受け入れるなどしてきました。

県民の皆様におかれましては、本計画の目標である「障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、自分らしく豊かな人生を歩んでともに暮らすことができる地域社会の実現」に向け、障害理解の促進や、障害のある人もない人も地域でともに暮らすための環境づくりなど、障害者施策の推進に一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり、専門的な立場から熱心にご議論いただきました奈良県障害者施策推進協議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました関係団体などの皆様方に、心から感謝申し上げます。

令和7年3月

奈良県知事 山下 真

目次

第1部 計画の基本 1

- 1. 計画の目標 2
- 2. 施策推進の基本的な考え方 3
- 3. 計画の期間と位置づけ 5

第2部 施策体系と施策の方向等 9

- 1. 施策体系 10
- 2. 施策の方向 12

(i) 共生社会の実現に向けた理解の促進 16

- 1. 障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり 16

(ii) 必要なときに身近な地域で相談できる体制づくり 22

- 1. 地域における相談支援の体制づくり 22
- 2. 誰もが適切な支援を受けられる相談体制の強化 25

(iii) 希望する地域生活を送るための支援 30

- 1. 自己決定・自立した生活の支援 30
- 2. ネットワークの強化 35

(iv) 地域で安心してともに暮らすための環境づくり 37

- 1. 住まいの確保 37
- 2. バリアフリーの推進 40
- 3. 防犯対策の推進及び消費者被害の防止 43
- 4. 災害時における支援の充実 44

(v) いつでも必要な医療や療育を受けられる環境づくり 47

- 1. 保健・医療の充実 47
- 2. 子どもへの支援の充実 53

(vi) 障害特性等に応じた適切な教育の推進 57

| | |
|-------------------------------|----|
| 1. 特別支援教育* ¹¹¹ の充実 | 57 |
|-------------------------------|----|

| | |
|------------------------------|----|
| (vii) 能力を最大限に発揮し働き続けられる就労の促進 | 60 |
|------------------------------|----|

| | |
|----------|----|
| 1. 雇用の促進 | 60 |
|----------|----|

| | |
|----------|----|
| 2. 就労の継続 | 63 |
|----------|----|

| | |
|-------------------------------|----|
| 3. 福祉的就労* ¹⁴⁰ への支援 | 65 |
|-------------------------------|----|

| | |
|---------------------------|----|
| (viii) 誰もが気軽に社会参加できる環境づくり | 68 |
|---------------------------|----|

| | |
|----------------------------------|----|
| 1. 情報アクセシビリティ* ⁸⁰ の推進 | 68 |
|----------------------------------|----|

| | |
|--------------------|----|
| 2. スポーツ・文化芸術活動等の充実 | 72 |
|--------------------|----|

| | |
|-------------|----|
| 3. 計画の推進体制等 | 75 |
|-------------|----|

第3部 数値目標等 77

| | |
|-----------|----|
| 1. 数値目標一覧 | 78 |
|-----------|----|

| | |
|------------------|----|
| 2. 障害福祉サービス等の見込量 | 84 |
|------------------|----|

| | |
|--------------------|----|
| 3. 障害者雇用の推進に関するデータ | 90 |
|--------------------|----|

| | |
|----------------|----|
| 4. 人材育成に関するデータ | 91 |
|----------------|----|

第4部 参考資料 97


| | |
|------------------|----|
| 1. 障害者手帳所持者数等の推移 | 98 |
|------------------|----|

| | |
|-------------------------|-----|
| 2. 障害のある人やその家族等からの意見・要望 | 103 |
|-------------------------|-----|

| | |
|------------|-----|
| 3. 計画策定の経過 | 131 |
|------------|-----|

| | |
|----------|-----|
| 4. 用語の解説 | 132 |
|----------|-----|

※計画中に*を付した用語には、用語解説があります。



第1部

計画の基本

1. 計画の目標

目標

「障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、自分らしく豊かな人生を歩んでともに暮らすことができる地域社会の実現」

前期計画策定後の社会状況や国の動向を背景として、本計画の目標を設定するうえで、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、尊厳の尊重と障害者の権利の実現のために、誰もが生まれながらに持つ固有の尊厳に焦点を当てる「障害の人権モデル」を基礎とし、その上で、障害とは、障害者と障害者を取り巻く社会環境の相互関係によりもたらされているという「障害の社会モデル」の考え方にに基づき、障害のある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持って共に社会の一員として、社会活動に参加し、安心・快適な生活を送ることができる共生社会*¹⁸の実現を目指します。

また、「奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する条例」（令和5年4月施行）における目的を踏まえて、本計画の目標を設定します。

目的

障害のある人が、自らの選択に基づき、希望する地域生活を送ることができるよう支援体制の充実を図り、もって全ての県民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して幸せに暮らすことができる地域社会の実現に資することを目的とする。

※「奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する条例」（令和5年4月施行）より一部抜粋

2. 施策推進の基本的な考え方

施策推進の基本的な考え方

- I 生活全般にわたる包括的な支援
- II 生涯にわたり途切れることのない支援
- III 障害のある人の意思を尊重しともに暮らす支援

I 生活全般にわたる包括的な支援

- 人びとの生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性に応える重層的支援体制による地域共生社会の実現を目指します。
- そのために、県、市町村、関係機関等が連携し、障害のある人、そしてその家族等が抱える課題を包括的に把握し、支援します。
- また、住民同士が気かけ合う関係づくりや支援者による相談支援の両輪で、一人一人のニーズに応える資源を生み出すことや、他機関・多職種連携に努めます。

II 生涯にわたり途切れることのない支援

- 障害のある人、そしてその家族等と生涯にわたりつながり続け、必要な支援が途切れることのないよう支えます。
- そのために、乳幼児期・学齢期・成年期・高齢期の各ライフステージに応じて変化する必要な支援を一人一人の障害特性や生活状況に応じて、切れ目なく提供できる体制を構築します。

Ⅲ 障害のある人の意思を尊重しともに暮らす支援

- 「障害者権利条約」が掲げている、すべての障害者があらゆる人権及び基本的自由を享有し、個人の尊厳が尊重されることを目指します。
- 障害を理由とするあらゆる差別をなくし、合理的配慮*³²のもと障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有する社会を目指します。
- 障害者に関わることを決めるときは、障害者の意見を重視し、社会的障壁の除去並びに教育、就労、文化・芸術・スポーツ、住まい、地域社会での生活などにおいて希望する生活の実現を目指します。

3. 計画の期間と位置づけ

- 計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、「障害者基本法*66」に基づく「都道府県障害者計画*113」と「障害者総合支援法*73」に基づく「都道府県障害福祉計画*114」及び「児童福祉法」に基づく「都道府県障害児福祉計画」を一体的に策定します。

| | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | |
|---------|----------|-----|-----|-----|----------|-----|----|----|-----|----|----------|----|-------|-----|-----|--|
| 障害者計画 | 奈良県障害者計画 | | | | 奈良県障害者計画 | | | | | | 奈良県障害者計画 | | | | | |
| 障害福祉計画 | 第4期 | | 第5期 | | | 第6期 | | | 第7期 | | 第7期 | | (第8期) | | | |
| 障害児福祉計画 | / | | 第1期 | | | 第2期 | | | 第3期 | | 第3期 | | (第4期) | | | |

(参考) 法令抜粋

○障害者基本法*66(昭和45年法律第84号)(抄)

(障害者基本計画*65等)

第11条(略)

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「都道府県障害者計画*113」という。)を策定しなければならない。

3~9(略)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(抄)

(都道府県障害福祉計画*114)

第89条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

2~10(略)

○児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

(都道府県障害児福祉計画)

第33条の22 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

2~9(略)

上記の法令のほか、「奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する条例」「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」「奈良県手話言語条例」「奈良県重症心身障害児等の地域生活の支援に関する条例」などの関係条例も踏まえ、計画を策定・推進します。

ライフステージに着目した主な施策



〈 分野 〉

乳 幼 児 期

学 齢 期

共生社会の実現に向けた理解の促進

障害のある人もない人
・障害理解の促進 ・障害を理由とする差別の解消

必要なときに身近な地域で相談できる体制づくり

地域における相談支援
誰もが適切な支援を受けられ

希望する地域生活を送るための支援

自己決定
・自己決定を支える人材の確保・育成

ネットワークの強化
学齢期における支援機関の連携

地域で安心してともに暮らすための環境づくり

・バリアフリーの推進

県立障害福祉施設の充実
・県立障害福祉施設における障害児支援の充実 等

いつでも必要な医療や療育を受けられる環境づくり

子どもへの支援の充実
・地域療育体制の充実 ・発達障害児への支援

障害特性等に応じた適切な教育の推進

・特別支援教育の充実
・インクルーシブ教育の充実 ・教職員の専門性の向上

能力を最大限に発揮し働き続けられる就労の促進

誰もが気軽に社会参加できる環境づくり

・情報アクセシビリティの推進



成 年 期

高 齢 期

もともに暮らしやすい社会づくり

・虐待の防止の推進 ・権利擁護の推進 ・行政機関における配慮

の体制づくり ・多機関連携による包括的な相談支援
る相談体制の強化 ・障害特性等に応じた専門相談の充実

・自立した生活の支援

・自立した生活につなげる障害福祉サービス等の充実

支援体制の構築

・地域の支援機関のネットワーク形成

生活環境の向上

・防犯対策の推進及び消費者被害の防止 ・災害時における支援 等

住まいの確保

・地域における住まいの確保 ・施設入所を必要とする人への支援

保健・医療と福祉の充実

・保健・医療と福祉の連携強化 ・精神障害のある人への支援
・難病患者への支援 ・重症心身障害のある人や医療ケアが必要な人への支援

認知症の人への支援

・正しい知識の普及・啓発 等

就労への支援

・雇用の促進 ・就労の継続 ・福祉的就労への支援

社会参加の促進

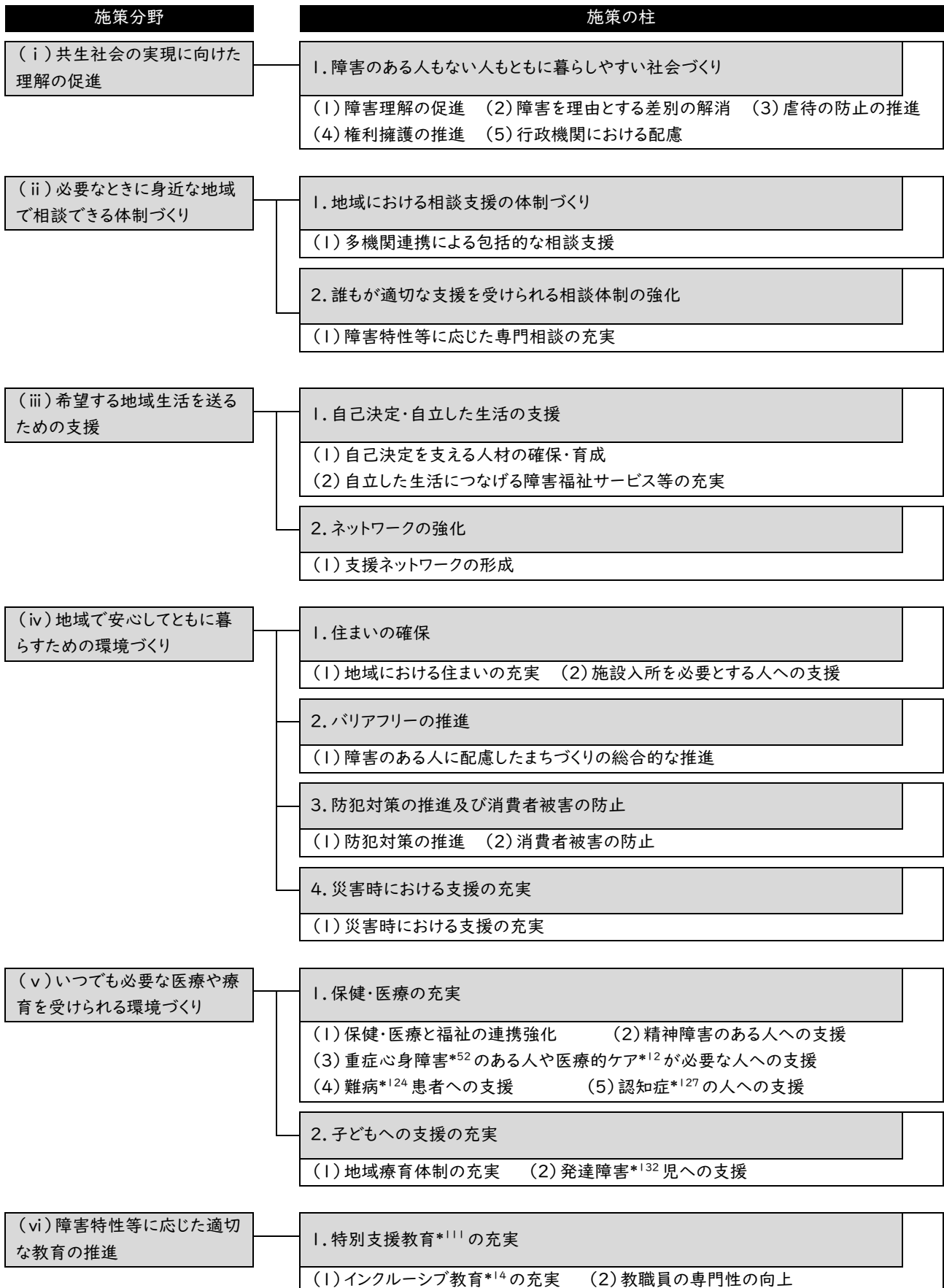
・スポーツ・文化芸術活動等の充実



第2部

施策体系と施策の方向等

Ⅰ. 施策体系



(vii) 能力を最大限に発揮し働
き続けられる就労の促進

1. 雇用の促進

(1) 職場実習*⁸²の促進 (2) 障害者雇用の促進

2. 就労の継続

(1) 総合的な就労支援

3. 福祉的就労*¹⁴⁰への支援

(1) 福祉的就労*¹⁴⁰の場の確保 (2) 優先調達の推進と工賃*²⁹の向上

(viii) 誰もが気軽に社会参加で
きる環境づくり

1. 情報アクセシビリティ*⁸⁰の推進

(1) 意思疎通支援の充実 (2) 情報保障の充実

2. スポーツ・文化芸術活動等の充実

(1) スポーツ活動の充実 (2) 文化芸術活動等の充実

2. 施策の方向

(i) 共生社会の実現に向けた理解の促進

1. 障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり

| | |
|-------------------|---|
| (1) 障害理解の促進 | ① 県民参加型啓発運動の推進 ② 手話の普及等 ③ 心のサポーターの普及 |
| (2) 障害を理由とする差別の解消 | ① 障害者差別の解消に向けた取組の推進 |
| (3) 虐待の防止の推進 | ① 虐待の防止に向けた取組の推進 |
| (4) 権利擁護の推進 | ① 権利擁護支援体制の構築 ② 成年後見制度*74の利用促進 ③ 入院者訪問支援員の精神科病院入院患者への訪問 |
| (5) 行政機関における配慮 | ① 行政機関における合理的配慮*32の推進 ② 選挙における配慮 |

(ii) 必要ときに身近な地域で相談できる体制づくり

1. 地域における相談支援の体制づくり

| | |
|----------------------|--|
| (1) 多機関連携による包括的な相談支援 | ① 地域相談支援ネットワークの構築 ② 地域の相談窓口の充実 ③ 奈良県自立支援協議会*119の活動の充実 ④ 市町村自立支援協議会*44の活性化に向けた支援 ⑤ 見守り支援体制の構築 |
|----------------------|--|

2. 誰もが適切な支援を受けられる相談体制の強化

| | |
|----------------------|--|
| (1) 障害特性等に応じた専門相談の充実 | ① 専門的な相談機能の充実 ② 障害のある子どもと家庭に対する専門的相談の充実 |
|----------------------|--|

(iii) 希望する地域生活を送るための支援

1. 自己決定・自立した生活の支援

| | |
|-----------------------------|---|
| (1) 自己決定を支える人材の確保・育成 | ① 相談支援従事者の確保・育成によるサービス等利用計画*38・障害児支援利用計画*63等の作成促進と質の向上 ② 障害福祉サービス事業所*78等の従事者の確保 ③ 障害福祉サービス事業所*78等の従事者の資質向上 |
| (2) 自立した生活につなげる障害福祉サービス等の充実 | ① 基盤整備の促進及び支援内容の質の向上 ② 支給決定の適正化 ③ 社会福祉施設、障害福祉サービス事業所*78等の指導監査の充実 ④ 市町村における地域生活支援に向けた取組に対する支援 ⑤ 身体障害者補助犬*87の貸与及び啓発 |

| 2. ネットワークの強化 | |
|-----------------|--|
| (1) 支援ネットワークの形成 | <ul style="list-style-type: none"> ① ライフステージに応じた切れ目のない支援 ② 学齢期における支援機関の連携 ③ 地域の支援機関のネットワークの形成 |

(iv) 地域で安心してともに暮らすための環境づくり

| 1. 住まいの確保 | |
|-----------------------------|---|
| (1) 地域における住まいの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ① グループホーム*²⁴の整備促進 ② 公的賃貸住宅*³⁰・民間賃貸住宅*¹⁵¹における住まいの確保 ③ 市町村における住宅入居等支援に向けた取組に対する支援 |
| (2) 施設入所を必要とする人への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ① 入所施設における生活の質の向上 ② 県立障害福祉施設における障害児支援の充実 |
| 2. バリアフリーの推進 | |
| (1) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進 | <ul style="list-style-type: none"> ① 住みよい福祉のまちづくりの推進 ② 総合的なバリアフリー化の推進 ③ 公共交通機関のバリアフリー化の推進 ④ ユニバーサルツーリズム*¹⁵³の推進 ⑤ 県の施設におけるバリアフリー化の推進 |
| 3. 防犯対策の推進及び消費者被害の防止 | |
| (1) 防犯対策の推進 | ① 防犯対策の推進 |
| (2) 消費者被害の防止 | ① 消費者被害の防止 |
| 4. 災害時における支援の充実 | |
| (1) 災害時における支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ① 要配慮者に関する取組の推進 ② 福祉避難所*¹⁴¹の整備 ③ 災害時のこころのケアの推進 |

(v) いつでも必要な医療や療育を受けられる環境づくり

| 1. 保健・医療の充実 | |
|---|--|
| (1) 保健・医療と福祉の連携強化 | <ul style="list-style-type: none"> ① 障害のある人の在宅医療等の支援の充実 ② 障害のある人の歯科医療受診環境の確保 |
| (2) 精神障害のある人への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ① 精神科救急医療体制の充実 ② 地域移行・地域定着支援等の充実 ③ 相談支援体制の構築 ④ 医療費負担の軽減に向けた支援 |
| (3) 重症心身障害* ⁵² のある人や医療的ケア* ¹² が必要な人への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ① 身近な地域における支援体制の構築 ② 重症心身障害*⁵²児者等支援人材の育成 ③ 喀痰吸引等を実施できる介護職員等の養成・確保 |

| | |
|--------------------------------|--|
| (4) 難病* ¹²⁴ 患者への支援 | ① 関係機関の連携強化による支援の充実 ② 在宅サービス等の利用促進に向けた周知・啓発 |
| (5) 認知症* ¹²⁷ の人への支援 | ① 正しい知識の普及・啓発 ② 介護サービス基盤の整備 |

2. 子どもへの支援の充実

| | |
|--------------------------------|--|
| (1) 地域療育体制の充実 | ① 障害のある子どもへの支援体制の充実 ② 地域の障害のある子どもに関わる機関における支援の充実 ③ 早期発見体制の整備と相談支援機能の充実 |
| (2) 発達障害* ¹³² 児への支援 | ① 相談支援体制の充実 ② 家族等への支援の充実 ③ 支援ネットワークの構築 |

(vi) 障害特性等に応じた適切な教育の推進

1. 特別支援教育*¹¹¹ の充実

| | |
|----------------------------------|--|
| (1) インクルーシブ教育* ¹⁴ の充実 | ① 連続性のある多様な学びの場における教育の充実 ② 切れ目ない支援体制の充実 |
| (2) 教職員の専門性の向上 | ① 特別支援教育* ¹¹¹ に関する研修の充実 ② 専門家の活用 |

(vii) 能力を最大限に発揮し働き続けられる就労の促進

1. 雇用の促進

| | |
|-----------------------------|---|
| (1) 職場実習* ⁸² の促進 | ① 職場実習* ⁸² 機会の拡大 |
| (2) 障害者雇用の促進 | ① 一般企業等における雇用の場の確保 ② 農業分野における雇用の場の確保 ③ 県における雇用の場の確保 |

2. 就労の継続

| | |
|--------------|---|
| (1) 総合的な就労支援 | ① 「障害者はたらく応援団なら* ⁷⁵ 」の活動推進 ② 職場定着支援の充実 ③ 障害特性に応じた職場訓練の推進 |
|--------------|---|

3. 福祉的就労*¹⁴⁰ への支援

| | |
|-----------------------------------|---|
| (1) 福祉的就労* ¹⁴⁰ の場の確保 | ① 売れる商品づくりの推進 ② 農福連携の推進 |
| (2) 優先調達の推進と工賃* ²⁹ の向上 | ① 優先調達の推進 ② 工賃* ²⁹ 向上に向けた取組 |

(viii) 誰もが気軽に社会参加できる環境づくり

1. 情報アクセシビリティ*⁸⁰の推進

| | |
|---------------|---|
| (1) 意思疎通支援の充実 | ① 情報アクセシビリティ* ⁸⁰ の向上及び意思疎通支援の充実 ② 意思疎通支援を担う人材の養成・確保 ③ 市町村の取組に対する支援 |
| (2) 情報保障の充実 | ① 障害特性に応じた情報保障の充実 ② 県政広報の充実 ③ 読書バリアフリーの推進 |

2. スポーツ・文化芸術活動等の充実

| | |
|----------------|---|
| (1) スポーツ活動の充実 | ① スポーツを通じた共生社会* ¹⁸ の実現 ② スポーツに取り組む機会の充実 ③ 障害のある人がスポーツを楽しむことができる環境づくり ④ 障害者スポーツを支える人材の育成 |
| (2) 文化芸術活動等の充実 | ① 文化芸術活動等に参加する機会の充実 ② 県立文化施設における取組の充実 |

(i) 共生社会の実現に向けた理解の促進

【目指す方向】

障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合える社会を目指します

1. 障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり

現状と課題

- 障害のある人の自立や社会参加を進めていくためには、周囲の人々の理解が欠かせません。障害は誰にでも生じる可能性があること、障害は多種多様で同じ障害でも一律でないこと、外見では分からない障害のために理解されず苦しんでいる人がいること、周囲の配慮があれば活躍できる機会がたくさんあること等について理解を深める必要があります。
平成28年4月1日に「障害者差別解消法^{*70}」が施行され、県では同日に、全ての県民が障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して幸せに暮らすことができる社会の実現に資することを目的に、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」を施行しました。本条例では、施行当初から、何人にも社会的障壁の除去のための合理的配慮^{*32}の提供を義務化していますが、「障害者差別解消法」においても、令和6年4月1日から、それまで努力義務であった事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。
- 県では、県民一人ひとりに障害に対する理解を深めてもらうことを目的に、まほろばあいサポート運動^{*150}を推進しています。しかしながら、「奈良県障害者計画改定に向けたアンケート(令和6年1月～3月実施)」では、障害のある人や障害に対する理解が進んでいるという意見がある一方で、理解が進んでいない等のご意見も一定数寄せられています。今後も市町村や障害者団体等と連携しながら、より多くの方にまほろばあいサポート運動に参加してもらえるよう推進していく必要があります。
- 手話が言語であるという認識に基づき、全ての県民が手話への理解を深めるとともに、ろう者^{*157}の人権が尊重され、ろう者とろう者以外の人がお互いを理解し、尊重し合うことができる社会の実現を図るため、平成29年3月に「奈良県手話言語条例」を制定しました。県民に対して手話が言語であることの周知及び手話の普及、手話を利用しやすい環境整備をさらに推進する必要があります。

- 選挙や最高裁判所裁判官国民審査において、誰もが円滑に投票できるよう、個々の障害特性を踏まえた投票所等の環境づくりや選挙に関する情報提供の充実に配慮する必要があります。

- 県では、まほろばあいサポート運動*¹⁵⁰と連動し、障害を理由とする差別の解消に向けて取り組んでいますが、奈良県障害者相談窓口には、今なお、障害や障害のある人への理解不足等により、障害のある人が障害を理由として不利益な取扱いを受けるなどの相談があります。障害を理由とする差別の解消を進めるためには、市町村や障害者団体、企業等と連携を図ることが重要です。その上で、「障害者差別解消法*⁷⁰」及び「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」の理解促進に向けた各種の周知・啓発活動を展開するとともに、県民や企業等の幅広い理解の下、障害者差別の解消に向けた取組を幅広く行うことが必要です。
また、県では、奈良県障害者相談窓口において、障害を理由とする差別に関する相談について解決に向けた助言等を行っていますが、今後も相談・支援体制の充実が必要です。

- 障害のある人に対する虐待は、その尊厳を害するものであり、障害のある人の地域生活及び社会参加にとって虐待を防止することは極めて重要です。本県では、平成19年に発覚した大橋製作所における障害者虐待事件の反省を踏まえ、被害を受けた人への支援や、虐待防止の体制の充実に取り組んでいます。引き続き、虐待の未然防止を図るとともに、関係機関と連携し、早期発見及び適切な対応に努める必要があります。

- 成年後見制度*⁹⁴の利用について、意思決定支援、身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされている例があることや、後見人に対する助言等の支援体制の整備が不十分であることから、利用者が制度を利用するメリットを実感できていないことが課題として示唆されています。
このことから、平成29年に国の第一期成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。現在は、令和4年に策定された第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重及び身上保護の重視の観点から制度運用に向けて、市町村は成年後見に関する基本計画の策定及び中核機関の設置に取り組むこととされています。
障害のある人の自己決定を尊重し、自立した生活を支援するため、判断能力が十分でない人の財産や権利を守る仕組みである成年後見制度や日常生活自立支援事業*¹²⁶の利用促進に取り組む必要があります。

取組

【取組の方向】

様々な障害の特性等を理解し、手助けや配慮を実践することで、誰もが暮らしやすい地域社会を築く運動を進めます。

(1) 障害理解の促進

① 県民参加型啓発運動の推進 [障害福祉課長]

多様な障害特性や障害のある人への配慮の方法等について、県民理解を促進するまほろばあいサポート運動*150を推進します。県民や企業・団体等を対象に、障害理解を深めるための研修を幅広く実施し、様々な障害の特性や、それぞれに必要な配慮を理解し、日常生活で障害のある人に対するちょっとした手助けを実践していく「あいサポーター*1」を養成します。また、小・中学校の児童・生徒を対象に、障害のある人への配慮事項や手助けの方法などを学ぶ「あいサポーターキッズ学習*2」を実施します。併せて、本運動に積極的に取り組む「あいサポート企業・団体*4」の認定企業・団体数を増やしていきます。

「奈良県障害理解促進DVD」やその他の啓発用パンフレット等を活用しながら、広く県民や企業等に対して様々な障害特性や、必要な配慮などを周知します。

参加型・体験型の講座・イベントを開催し、より多くの県民に障害等について「知る」機会を作り、障害を理解し、手助けをできる人を増やします。

さらに、ヘルプマークやヘルプカード*143の普及啓発により、障害のある人に対する配慮等を促し、障害のある人が支援を求めやすい環境づくりを進めます。

② 手話の普及等 [障害福祉課長]

「奈良県手話言語条例」に基づき、手話は言語であるという認識のもと、手話の普及及び県民理解の促進を図るとともに、手話を利用しやすい環境整備に向け、手話を学ぶ機会の確保や手話を用いた情報発信、手話通訳者等の確保・養成等に取り組めます。

県職員などの行政職員や、ろう者*157が生活する上で関わる医療関係職員、福祉関係職員、消防職員等が聴覚障害のある人への理解を深め、適切な配慮ができるよう手話講習会を開催するとともに、内容の充実を図ります。

中途失聴者や難聴者その他の手話を必要とする人が手話を学ぶことができるよう手話講習会を開催するとともに、内容の充実を図ります。

聴覚障害のある乳幼児がその保護者又は家族と共に手話を獲得することができる環境整備に取り組めます。また、市町村その他の関係機関、ろう者、手話通訳者等と協力して、まほろばあいサポート運動*150の推進、手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等を進めます。

③ 心のサポーターの普及〔疾病対策課長〕

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*106の構築を推進するため、メンタルヘルスやうつ病や不安など精神疾患の正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する傾聴を中心とした支援者である心のサポーターについて、身近な存在になる体制となるよう養成に取り組みます。

(2) 障害を理由とする差別の解消

① 障害者差別の解消に向けた取組の推進〔障害福祉課長〕

「障害者差別解消法*70」及び「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」に基づき、障害を理由とする差別（不利益な取扱い、合理的な配慮の不提供）の解消の取組を進めるとともに、まほろばあいサポート運動*150の推進により、障害理解の促進に取り組みます。

本条例に基づき、引き続き障害福祉課に障害を理由とする差別に関する相談窓口を設置し、障害のある人等からの相談に応じるとともに、事案解決に向けて必要な助言、情報提供、関係者間の調整等を行います。また、相談窓口には、様々な障害特性や背景のある人から、幅広い分野・場面に関わる相談が寄せられることから、各種研修会への参加等を通して、相談員の対応力向上に努めます。相談による解決が難しい場合は、奈良県障害者相談等調整委員会に助言又はあっせんを求めるなど、本条例に基づき適切に対応します。

さらに、「障害者差別解消法」の改正により、令和6年4月1日から、それまで努力義務であった事業者による合理的配慮*32の提供が義務化されたことを踏まえて、より多くの企業・団体および県民に障害に対する理解を深めていただけるよう、引き続き「あいサポーター研修*3」等の機会を捉えて、継続的な周知・啓発に取り組みます。

(3) 虐待の防止の推進

① 虐待の防止に向けた取組の推進〔障害福祉課長〕

障害者虐待を未然に防止し、虐待が発生した際には迅速な対応ができるよう、市町村職員及び障害福祉サービス事業所*78等職員を対象に障害者虐待防止・権利擁護研修等を開催するとともに、研修内容の充実を図ります。さらに、誰もが参加できる公開講座を設け、障害者虐待に関する基礎知識の周知や意識啓発等を行うことにより、障害者虐待の未然防止及び早期発見につなげます。

奈良県障害者権利擁護センター*116において受理した障害者虐待に関する相談・通報・届出等については、市町村障害者虐待防止センターをはじめとした関係機関と連携しながら、「社会施設等に係る通報への初動対応マニュアル」を活用し、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応状況について定期的に検証します。

障害者虐待への対応事例や対応方法等を記載した市町村職員向けの障害者虐待事例集を活用し、市町村職員の対応能力の向上を図ります。

(4) 権利擁護の推進

① 権利擁護支援体制の構築〔障害福祉課長、地域福祉課長〕

障害のある人の権利擁護事案を解決する上で法律的知識や支援を必要とする場合に迅速に対応するため、障害福祉圏域*77ごとに圏域弁護士*26を配置し、新たに配置する統括（地域）アドバイザー*108等と連携した支援体制を構築することにより、障害者虐待を防止するとともに、障害のある人の自立及び社会参加を支援し、障害のある人の権利擁護を推進します。また、奈良県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会と実施する日常生活自立支援事業*126の普及・啓発や奈良県社会福祉協議会に窓口を設置する運営適正化委員会*15の周知及び活動の充実を図ります。

② 成年後見制度*94の利用促進〔障害福祉課長、地域包括支援課長〕

市町村が行う成年後見制度利用支援事業*96や成年後見制度法人後見支援事業*95（地域生活支援事業*104）について、実施にあたっての助言や情報提供等、各市町村において円滑に事業が実施できるよう、必要な支援を行います。

成年後見推進専門員*93を配置し、成年後見制度に関わる相談支援や市町村申立等の取組を行う市町村等関係機関に対して専門的な助言・支援を行います。また、各関係機関・団体等の専門家の連携促進や、市町村に対する基本計画の策定支援、中核機関設置に向けた市町村の勉強会を実施し、各地域における成年後見制度の利用促進を図ります。

また、成年後見制度を必要とする障害のある人が制度を利用できるよう、研修等において制度の周知・啓発を行います。

③ 入院者訪問支援員の精神科病院入院患者への訪問〔疾病対策課長〕

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第35条の2の規定により法定化された入院者訪問支援事業を実施し、県内精神科病院に入院中の方の希望に応じて入院者訪問支援員が訪問し、傾聴や必要な情報提供等を行い入院者の権利擁護を行います。

(5) 行政機関における配慮

① 行政機関における合理的配慮*32の推進

〔障害福祉課長、行政・人材マネジメント課長、人事課長、教育委員会事務局、警察本部〕

行政機関の職員等が、障害や障害のある人に対する正しい理解を深め、障害のある人が適切な配慮を受けることができるよう、合理的配慮に関する考え方や具体的な事例等を整理したガイドラインを活用し、実践するよう進めます。

また、県においては、ガイドラインに加え、職員が事務事業を行うにあたり、障害のある人に適切に対応するための事項を定めた「職員対応要領*81」も活用し、様々な障害の特性やそれぞれ

に必要な配慮を理解するための職員研修を実施する等、障害のある人に必要かつ合理的な配慮を行います。

② 選挙における配慮〔市町村振興課長〕

段差の解消や分かりやすい案内表示の設置、コミュニケーションボードの活用等、投票所の施設や設備のバリアフリー化を市町村選挙管理委員会と協力して推進します。

代理投票（代筆）制度*¹⁰¹の適正な運用を推進し、心身の状態等の理由により自ら投票用紙に記載することができない人の投票を支援します。

点字・音声・インターネットを通じた選挙等に関する情報提供の充実に努めるとともに、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会を確保するため、病院等で行う不在者投票や自宅で投票を行うことのできる郵便等投票制度*¹⁵²の周知にも取り組みます。

数値目標

| 項目 | 単位 | R5 年度 (実績) | R6 年度 (実績見込) | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 | R10 年度 | R11 年度 |
|-----------------------------|-----|------------------|--------------------|----------|----------|----------|-----------|-----------|
| あいサポート企業・団体* ⁴ 数 | 団体 | 91 | 94 | 97 | 100 | 103 | 106 | 109 |
| あいサポーター* ¹ 養成人数 | 人 | 28,432 | 30,132 | 31,400 | 32,800 | 34,200 | 35,600 | 37,000 |
| 障害者虐待防止・権利擁護研修の修了者数 | 人 | 6,046 | 6,426 | 6,800 | 7,180 | 7,560 | 7,940 | 8,320 |
| 権利擁護ネットワークの中核機関設置市町村数 | 市町村 | 9 | — | — | 39 | — | — | — |

(ii) 必要なときに身近な地域で相談できる体制づくり

【目指す方向】

支援が必要な人や関係者が何でも相談できる体制を整え、生活の安心を確保します

1. 地域における相談支援の体制づくり

現状と課題

- 障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、身近な地域での相談体制が重要です。一般的な相談支援については市町村が担っていますが、相談支援員の不足等により、個々のきめ細かな相談ができていない状況にあるため、奈良県全体での体制強化が必要です。
- 個別の支援を行う過程で明らかになった課題については、市町村自立支援協議会*44において、相談支援を中心に具体的な解決策が検討・実施され、地域で解決できない広域的・専門的課題については、奈良県自立支援協議会*119が助言・支援を行うこととしています。奈良県自立支援協議会では、障害者医療のあり方や就労支援のあり方、地域療育支援体制の検討等に取り組んでいますが、市町村自立支援協議会との連携強化による更なる活動の充実が求められています。
- 近年、障害のある人を取り巻く制度については改正が行われ、就労選択支援*59が新たなサービスとして創設される他、児童発達支援センター*50の類型の一元化など見直しが図られています。しかし、既存の制度や施策では対応しにくい制度の狭間の困りごとを抱える人がいます。これらの人を支えていくため、市町村における地域福祉計画*105を基本として、地域と連携した見守り支援等の地域福祉の取組を推進する必要があります。
- 障害福祉分野において地域の相談支援の中核的な役割を担う相談機関である基幹相談支援センターの設置について、「障害者総合支援法*73」の改正により、令和6年4月1日から市町村の努力義務となりました。地域の相談支援体制の構築に向け、基幹相談支援センターの設置促進や機能強化が求められています。

【取組の方向】

日常の困りごとを身近な地域で相談でき、支援機関が連携して必要な支援を行える体制を整備するため、地域相談支援ネットワークの構築を目指します。

(1) 多機関連携による包括的な相談支援

① 地域相談支援ネットワークの構築 [障害福祉課長]

令和5年4月に施行した「奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する条例」の基本理念を具現化していくため、県内に新たに配置する統括(地域)アドバイザー*108が中心となり、ライフステージで途切れることなく支援が必要な人につながり必要な相談ができる体制づくりに向け、市町村に対して地域における基幹相談支援センターの設置や自立支援協議会の活性化に対する助言を行うなど、地域の実情に即した相談支援ネットワークの構築に取り組みます。

② 地域の相談窓口の充実 [障害福祉課長]

地域の相談窓口の充実に向け、相談支援事業所*98の機能強化・連携強化を支援します。

また、広報の充実により障害者相談員*74の役割や活動内容について周知を図り、支援が必要な人が身近な地域で気軽に相談できる体制の構築に取り組みます。

③ 奈良県自立支援協議会*119の活動の充実 [障害福祉課長]

地域課題のうち、広域的・専門的な対応が必要な課題については、市町村自立支援協議会*44と、奈良県自立支援協議会の専門部会やワーキングチームが連携して具体的な検討を行い、その解決に向けて市町村自立支援協議会と一緒に積極的に取り組みます。

奈良県自立支援協議会において当事者視点を確保するため、協議会の運営に支援が必要な人の意見をより反映するための仕組みづくりに取り組みます。

④ 市町村自立支援協議会*44の活性化に向けた支援 [障害福祉課長]

市町村自立支援協議会による地域課題の解決に向けた取組の活性化に向けて、地域で解決が困難な広域的・専門的な課題については、奈良県自立支援協議会*119の活用等により、解決に向けた助言・支援を行います。

⑤ 見守り支援体制の構築 [地域福祉課長]

支援を必要とする人の早期発見、早期支援につなげるため、地域での見守りや民生・児童委員の訪問支援、民間企業との連携等による情報提供、専門職のアウトリーチ**6等による、住民に身近な圏域における重層的な見守りネットワークの構築を推進します。

数値目標

| 項目 | 単位 | R5 年度 (実績) | R6 年度 (実績見込) | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 | R10 年度 | R11 年度 |
|--------------------------|----|------------------|--------------------|----------|----------|----------|-----------|-----------|
| 地域の相談支援ネットワークの構築に向けた助言件数 | 件 | 479 | 544 | 609 | 674 | 739 | 804 | 869 |

2. 誰もが適切な支援を受けられる相談体制の強化

現状と課題

- 支援が必要な人が、個々の障害特性や取り巻く環境に応じた専門的な相談・支援が受けられるよう、発達障害者支援センター*¹³³、重症心身障害児者支援センター、高次脳機能障害支援センター*²⁸、聴覚障害者支援センター*¹⁰⁷、地域生活定着支援センターの専門的な相談窓口の運営・機能の充実に取り組んでいます。障害の重度化・多様化に伴い、更なる体制の強化及び機能の充実が求められており、関係機関との連携をより一層強化し、支援の充実を図る必要があります。
- 近年社会的な関心が高まっている発達障害*¹³²については、発達障害者支援センター*¹³³に寄せられる相談が増え続けています（相談件数：③3,958件→⑤4,670件）。可能な限り身近な地域で必要な支援を受けられるよう、平成31年4月に県内の全ての市町村に相談窓口が設置されましたが、相談に携わる職員の知識や経験が不足しており、人材育成に取り組む必要があります。
- また、相談窓口への相談のうち、複合的な困りごとを抱えた方からの相談が増加傾向にあるため、生涯にわたってつながり続けながら、必要な支援を途切れさせないことが求められています。
- こども家庭相談センター（児童相談所）*³⁴では、専門的な知識及び技術を必要とする様々な相談に対応していますが、児童に関する相談のうち、同センター全体の相談件数の約半分は障害に関する相談という現状にあり、市町村・学校・児童家庭支援センター*⁴⁶等の関係機関等と連携した支援を充実する必要があります。

【取組の方向】

身近な地域で障害特性に応じた相談・支援が受けられるよう、地域の関係機関に対し専門的な支援を行います。

(1) 障害特性等に応じた専門相談の充実

① 専門的な相談機能の充実〔障害福祉課長、地域福祉課長〕

【発達障害*132に関する相談】

奈良県発達障害者支援センター*133において、専門的な相談機能の充実を図り、発達障害のある人、発達障害と診断されるには至らないものの社会生活に困りごとを抱えている、いわゆるグレーゾーンと言われる状態の方やその家族が、複合的な困りごとを抱えているなど難易度が高いケースの相談に対応します。

また、市町村の相談機能の強化のため、支援に関わる職員の職種やスキルに応じた研修等を行い人材育成に取り組むとともに、地域の支援機関や事業所、医療機関との連携等、地域支援機能の強化に取り組みます。また、相談支援、発達支援及び就労支援等の専門的な支援を行うとともに、市町村の相談窓口で専門的な立場により助言・支援を行います。

さらにペアレントメンター*142の養成や発達障害者支援センターとペアレントメンターとの連携による相談体制の充実により、家族等への支援体制の強化を図ります。

【重症心身障害*52に関する相談】

重症心身障害のある人、医療的ケア*12が必要な人とその家族が、身近な地域において心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、専門相談員を配置し、広域的・専門的な相談支援や各関係機関との連携・調整等を重症心身障害児者支援センターにおいて行います。

【高次脳機能障害*27に関する相談】

奈良県高次脳機能障害支援センター*28において、高次脳機能障害のある人が、それぞれの状態やニーズに応じた切れ目のない支援を受けられるよう、支援コーディネーターを配置することで専門的な相談機能の充実を図ります。

高次脳機能障害のある人ができるだけ身近な地域で必要な支援を受けられるよう、医療から福祉、就労につなげられる支援体制の構築に向け、高次脳機能障害のある人や家族の方々の交流及び学習の場を設けるとともに、関係機関に対して高次脳機能障害の理解促進を図るべく研修を実施します。

【聴覚障害に関する相談】

奈良県聴覚障害者支援センター*¹⁰⁷において、聴覚障害のある人（中途失聴・難聴者、盲ろう者を含む。）及びその家族等の多様な相談窓口として、必要な情報の提供及び助言を行います。

また、生活全般の問題解決のための相談支援、こころの相談、聞こえの悩み相談、育児相談等に対応できるよう相談機能の充実、強化に取り組みます。

【視覚障害に関する相談】

視覚障害のある人及びその家族からの視覚障害に関する各種相談に対応するための窓口を引き続き設置するとともに、相談機能の充実、強化に取り組みます。

また、中途失明者及び盲ろう者に対して、歩行、コミュニケーション、日常生活動作など、生活に必要な各種訓練等を実施するとともに、各種相談に対応し、必要な助言・指導等を行います。

【地域生活への定着に関する相談】

高齢又は障害により、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束が解かれた後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、保護観察所*¹⁴⁸と協働して、身体の拘束が解かれた後、直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を奈良県地域生活定着支援センターにおいて行うことなどにより、社会復帰及び地域生活への定着を支援します。

② 障害のある子どもと家庭に対する専門的相談の充実

【こども家庭課長、障害福祉課長】

こども家庭相談センター（児童相談所）*³⁴において、障害のある子どもとその家庭に対して、児童心理司*⁴⁸及び児童福祉司*⁵¹等の専門職による助言・指導等を行うとともに、市町村や学校、その他の関係機関等と連携した支援の充実を図ります。

在宅の障害のある子どもとその家族が、身近な地域で相談ができるよう、相談支援体制の強化に取り組むとともに、障害児の通う保育所や事業所等に対し、専門的な助言を行います。

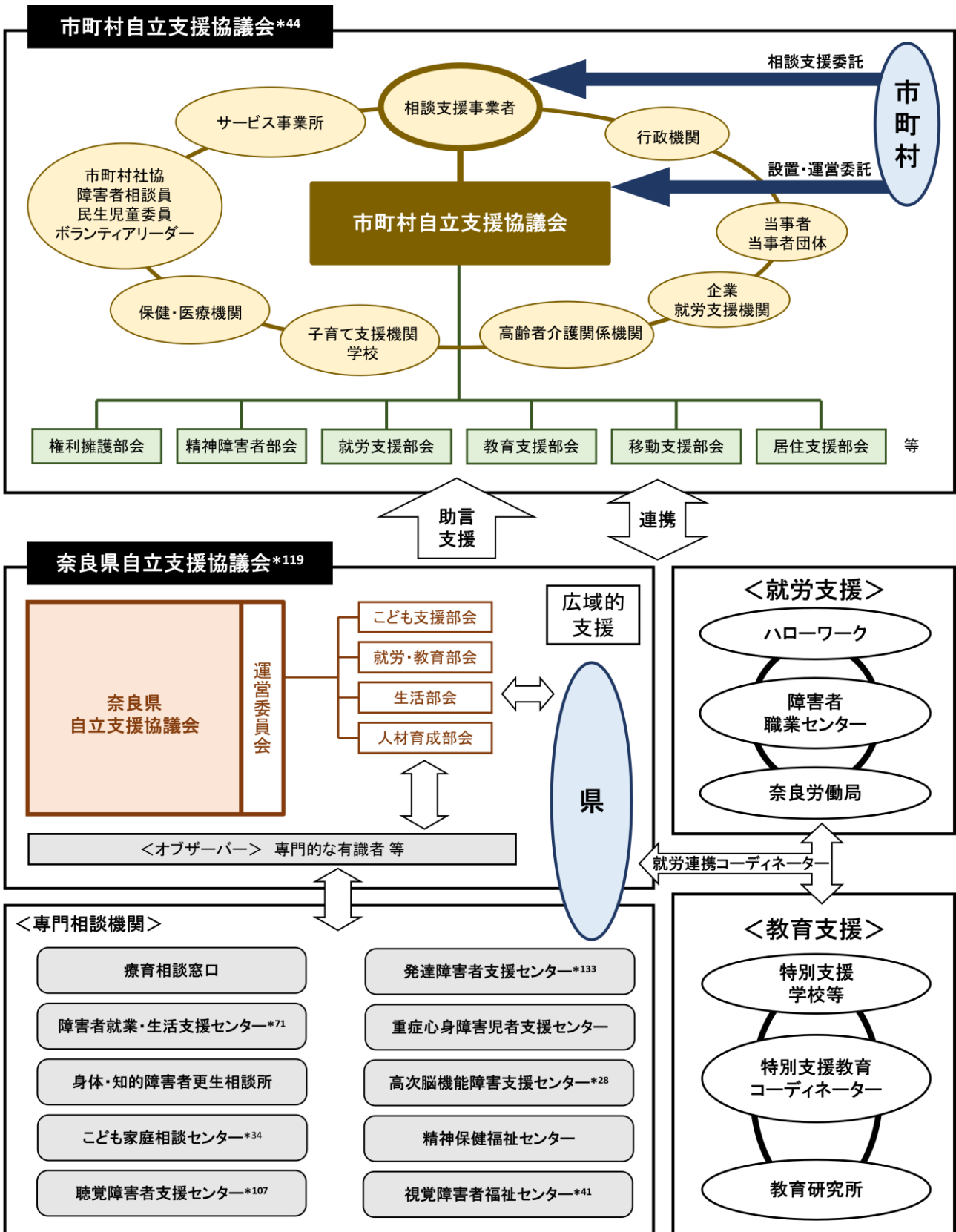
また、障害のある子どもとその家族等に対する支援の拠点となる児童発達支援センター*⁵⁰等を中心とした圏域ごとの相談支援の充実・強化に取り組みます。

数値目標

| 項目 | 単位 | R5 年度 (実績) | R6 年度 (実績見込) | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 | R10 年度 | R11 年度 |
|--|----|------------------|--------------------|----------|----------|----------|-----------|-----------|
| 発達障害者支援センター* ¹³³ 及び地域支援マネージャーの関係機関への助言件数 | 件 | 761 | 760 | 770 | 785 | 810 | 835 | 860 |
| 発達障害者支援センター* ¹³³ 及び地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数 | 件 | 25 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
| 発達障害者支援センター* ¹³³ への相談件数※ | 件 | 4,670 | 4,645 | 4,620 | 4,595 | 4,570 | 4,545 | 4,520 |
| 高次脳機能障害* ²⁷ 支援養成研修の受講者数 | 人 | — | — | 30 | 60 | 90 | 120 | 150 |

※発達障害者支援センター*¹³³の相談件数については、身近な地域で一次相談を行う体制の整備に取り組んでいるため、相談件数の減少を目標としています。

《参考》相談支援体制のイメージ



(iii) 希望する地域生活を送るための支援

【目指す方向】

障害のある人自らの意思決定による活動を実行できるよう支援します

1. 自己決定・自立した生活の支援

現状と課題

- 障害のある人が自らの意思により決定し、必要とする支援を受けられるように、個別の計画（サービス等利用計画^{*38}・障害児支援利用計画^{*63}）の作成を行う相談支援専門員^{*99}の養成に取り組むことが大切です。計画の作成率は向上してきましたが、計画の質の確保や向上が求められています。
- 障害のある人が自立した地域生活を送ることができるように、障害福祉サービス事業所^{*78}の事業拡大や新規参入の促進等に取り組んだことにより、県内の障害福祉サービス事業所等は全体として増加傾向にあります（訪問系：②1,251箇所→⑥1,312箇所、日中活動系：②492箇所→⑥596箇所）が、地域におけるサービス事業所数やサービス提供の種類の差の是正、支援の質の向上を求める声が多く寄せられています。また、令和6年度に策定した第8次奈良県保健医療計画^{*122}（計画期間：令和6年度～令和11年度）において、精神障害者の意思が尊重され住み慣れた地域で安心してその人らしい生活をするための体制整備を図るため、今後もサービス基盤の充実や福祉・介護人材の確保・育成に取り組む必要があります。
- 障害福祉サービスや補装具^{*149}について、障害特性や実情を踏まえた必要なサービス内容及び量の支給決定が求められており、法令等の規定に基づく運用を徹底するとともに、支給決定基準^{*42}に基づく支給決定の適正化を図る必要があります。
- 地域生活支援事業^{*104}は、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能である反面、市町村間でサービスの内容に差異が生じています。住んでいる地域に関わらず、障害のある人が必要なサービスを受けることができるよう、市町村に助言・支援を行うことが求められています。
- 「身体障害者補助犬法^{*88}」が施行されていますが、施設等への身体障害者補助犬^{*87}の同伴を拒否される等の事例が見受けられます。身体障害者補助犬が社会に受け入れられるよう、まほろばあいサポート運動^{*150}と連携し、理解促進に努める必要があります。

- 障害者手当・年金等の充実を求める声が多く寄せられており、経済的自立を支援する観点から、今後も継続して国への要望を行うとともに、制度の周知を行う必要があります。

取組

【取組の方向】

障害のある人が、地域での日常生活に関わる様々な事柄を気軽に相談でき、適切なサービスが利用できる体制を目指します。

(1) 自己決定を支える人材の確保・育成

① 相談支援従事者の確保・育成によるサービス等利用計画^{*38}・障害児支援利用計画^{*63}等の作成促進と質の向上

〔地域包括支援課長、障害福祉課長〕

障害のある人の課題解決や適切なサービス等の利用に向け、質の高い計画が作成されるよう、相談支援専門員^{*99}の養成及び資質向上に取り組みます。

奈良県自立支援協議会^{*119}の人材育成部会等を活用し、相談支援従事者初任者研修、現任研修及び主任相談支援専門員研修において、多職種が連携して意思決定支援を行うことの重要性や様々な課題等への対応を学ぶ研修を企画・実施します。

また、個別の困難ケースに対し統括（地域）アドバイザー^{*108}が助言することにより、相談支援専門員の相談のスキルの向上を図ります。地域の課題解決に向け相談支援専門員が中心となって、多職種が連携できるネットワークを構築し、障害のある人に寄り添った相談が実施できるよう統括（地域）アドバイザーが支援します。

② 障害福祉サービス事業所^{*78}等の従事者の確保〔地域包括支援課長〕

平成28年12月から運用している奈良県福祉・介護事業所認証制度を通して、事業所の人材育成や就労環境の整備等の取組を「見える化」し、安心して働くことができる事業所を積極的に周知することで、福祉・介護業界全体のレベルアップとボトムアップを推進し、参入促進、離職防止・定着促進を図ります。また、認証事業所に勤務する福祉・介護職員を「福祉・介護のお仕事PR隊」として委嘱し、若者等に福祉・介護の仕事の魅力などをダイレクトに情報発信することで、職業としての認知度の向上やイメージアップを図り、就労に繋がる取組を推進します。

福祉人材センターにおいて、就職希望者と求人事業所双方の希望に添ったきめ細かなマッチングを行うとともに、職場体験や職場見学等の機会を設け、福祉・介護の仕事をより身近に感じてもらふ取組を進めます。

③ 障害福祉サービス事業所*78等の従事者の資質向上

[地域包括支援課長、障害福祉課長]

障害特性や取り巻く環境等に対応できる人材を育成するため、奈良県自立支援協議会*119の人材育成部会等を活用し、サービス管理責任者等研修の内容の充実を図るとともに、様々な課題に対応した専門研修を企画・実施します。

強度行動障害*21のある人が、住み慣れた地域で暮らせるよう、障害福祉サービス事業所等の職員を対象とした支援者養成研修を開催する等、適切な支援ができる人材の養成に取り組みます。

障害福祉サービス事業所等が、利用者（障害のある人）の立場に立った質の高いサービスを提供することができるよう、奈良県福祉人材センター*121において、就労年数や職場内の役割に応じた知識や技術等を向上させるための研修を実施します。

障害福祉サービス従事者に必要な資質を示すため、奈良県自立支援協議会の人材育成部会を活用し、令和6年度に「奈良県障害福祉人材育成ビジョン」を作成しました。同指針に基づき研修を行うことにより従事者の質の確保を図ります。

数値目標

| 項目 | 単位 | R5 年度 (実績) | R6 年度 (実績見込) | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 | R10 年度 | R11 年度 |
|--|----|------------------|--------------------|----------|----------|----------|-----------|-----------|
| サービス等利用計画*38において 相談支援専門員*99が作成した 計画の割合 | % | 87.9 | 88.5 | 89 | 89.5 | 90 | 90.5 | 91 |
| 障害児支援利用計画*63におい て相談支援専門員*99が作成し た計画の割合 | % | 76.3 | 76.5 | 80 | 81 | 82 | 83 | 84 |
| 主任相談支援専門員研修修了 者数 | 人 | 21 | 29 | 37 | 45 | 53 | 61 | 69 |
| サービス管理責任者等研修修了 者数 | 人 | 4,369 | 4,619 | 4,869 | 5,119 | 5,369 | 5,619 | 5,869 |

(2) 自立した生活につながる障害福祉サービス等の充実

① 基盤整備の促進及び支援内容の質の向上 [障害福祉課長]

障害福祉サービス等の見込量の確保に向けたサービス基盤の整備や、障害福祉サービス事業所*78等における支援内容の充実を図るため、施設・設備の整備に対する支援や事業運営に必要な情報提供等を積極的に行います。

② 支給決定の適正化 [障害福祉課長]

市町村における障害福祉サービス等の支給決定の適正化を図るため、障害支援区分*62認定に関わる認定調査員*130、市町村審査会委員*45、意見書記載医師の資質向上を図るとともに、各市町村の支給決定基準*42に基づき、サービス等利用計画*38等を踏まえた公平かつ適正な支給決定が行われるよう、必要な助言を行います。

③ 社会福祉施設、障害福祉サービス事業所*78等の指導監査の充実 [福祉医療部総務課長]

施設・事業所等に対して、社会福祉事業の適正な運営、サービスの質の確保及び各種給付の適正化がなされるよう、指導監査体制の充実を図るとともに、効果的な指導監査を行います。

④ 市町村における地域生活支援に向けた取組に対する支援 [障害福祉課長]

市町村が行う地域生活支援事業*104に関し、必要に応じて市町村に取組状況を確認したうえで、利用者のニーズに応じて必要量が供給されるよう、事業の着実な実施を促していきます。

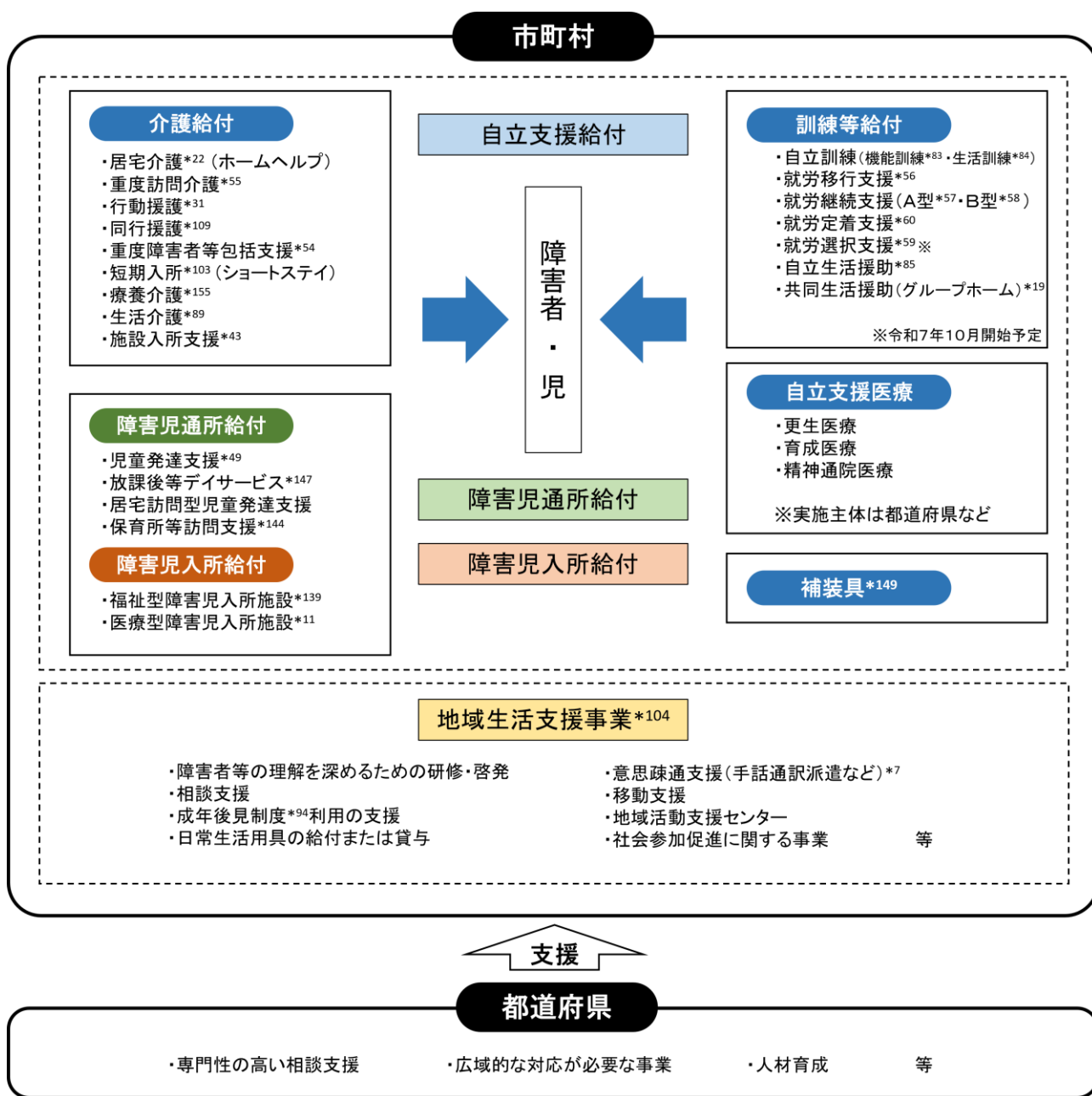
また、地域の実情に応じて、主体的に施策を展開する市町村の取組を積極的に支援していきます。

⑤ 身体障害者補助犬*87の貸与及び啓発 [障害福祉課長]

身体障害者補助犬を必要とする人に対して貸与を行うとともに、貸与に必要な補助犬を育成する事業者に対して支援を行います。

県民や施設管理者等に対して、まほろばあいサポート運動*150や広報パンフレットの配布等を通して補助犬についての理解を促すとともに、補助犬を利用する人の自立と社会参加を促進します。

《参考》「障害者総合支援法*73」及び「児童福祉法」のサービス体系



2. ネットワークの強化

現状と課題

- 令和5年4月に、障害のある人及びその家族等を支援する障害福祉の推進に関して基本理念を定めた「奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する条例」を施行しました。
- 障害のある人が地域で生活するためには、地域の関係機関が連携して支援を行うことが必要ですが、支援機関や多職種間での連携が行われていない現状があります。障害のある人それぞれの重度化や高齢化を見据えて、地域の実情に応じ、障害がある人の生活を地域全体で支える体制づくりが求められています。
- 幼児期から学齢期、成人期、高齢期とライフステージが変化する節目においては、支援機関が変わることが多い中で、支援者間の情報共有がうまく行えていないこともあることから、スムーズに移行ができるよう、丁寧な対応が必要となります。

取組

【取組の方向】

支援が必要な人が地域で安心して暮らすことができる体制を目指します。

(1) 支援ネットワークの形成

① ライフステージに応じた切れ目のない支援 [障害福祉課長]

支援が必要な人の困りごと・ニーズを把握し、それらを解決していくため、市町村や関係機関等と連携し、支援が必要な人に生涯にわたって、寄り添いつながり続けながら包括的に支援する体制の構築を図ります。

② 学齢期における支援機関の連携 [障害福祉課長]

学齢期における支援は、支援主体となる機関が多岐にわたりますが、障害のある児童に対する一貫した支援を実施するため、保護者・教育・福祉等が連携できる体制を整備します。

③ 地域の支援機関のネットワークの形成 [障害福祉課長]

障害のある人の重度化や高齢化を見据え、居住支援のための機能をもつ地域生活支援拠点（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）の整備が、「障害者総合支援法*73」の改正により市町村に努力義務化されました。市町村の実情に応じ整備が進むよう、統括（地域）アドバイザー*108を配置し、具体的な方策について助言を行います。

また、市町村自立支援協議会*44を中心に地域の支援機関が連携できる体制を整えるため、情報提供等を行う勉強会を開催します。

数値目標

| 項目 | 単位 | R5 年度 (実績) | R6 年度 (実績見込) | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 | R10 年度 | R11 年度 |
|-----------------|----|------------------|--------------------|----------|----------|----------|-----------|-----------|
| 地域生活支援拠点設置市町村割合 | % | 43.5 | 43.5 | 70 | 100 | 100 | 100 | 100 |

(iv) 地域で安心してともに暮らすための環境づくり

【目指す方向】

障害のある人自らの意思決定による活動を実行できる環境をつくります

1. 住まいの確保

現状と課題

- 障害のある人の地域での生活の場であるグループホーム*²⁴の整備数は増加していますが（定員数：②1,271人→⑥2,278人）、入所施設利用者や精神科病床入院者の地域移行の受け皿としてグループホームの利用者数（利用者数：②1,083人→⑥1,758人）は今後とも増加する見通し（利用者見込数：⑪2,600人）であり、引き続き整備を促進する必要があります。
- また、加齢により障害が重くなった人の地域生活の継続や比較的重度の障害がある人等の生活の場として、平成30年度に制度化された「日中サービス支援型グループホーム」の整備を図る必要があります。
- グループホーム*²⁴のほか公的賃貸住宅*³⁰や民間賃貸住宅*¹⁵¹等も障害のある人の住まいの場として重要ですが、民間賃貸住宅の利用にあたっては、バリアフリー化された住宅が少ない、保証人が見つからない、障害のある人への理解が十分進んでいない等の課題があります。
- 重度の障害があっても地域生活ができるよう、サービス基盤の充実等により、地域移行を促進することが重要です。日中サービス支援型グループホームも創設されましたが、加齢による障害の重度化等により、地域での生活が困難なため、依然入所施設を求める声も寄せられています。入所施設を必要とする人に対しても、ニーズを踏まえた支援が行われるよう、入所施設の必要量を確保する必要があります。また、入所施設において、施設と地域の交流を進める等、入所施設における支援の質の向上を図る必要があります。
- 障害のある子どもの保護及び自立した生活に必要な知識や技能を身につけることを目的とした、知的・視覚・聴覚の障害児を対象とした県立福祉型障害児入所施設*¹³⁹として、令和2年に藤の木学園が開園しました。

【取組の方向】

グループホーム*²⁴の整備等を促進することで、住まいの場を確保し、障害のある人が地域で安心して暮らすことができる環境を整えます。

(1) 地域における住まいの充実**① グループホーム*²⁴の整備促進 [障害福祉課長]**

グループホームの必要量を確保するため、創設、バリアフリー化、スプリンクラー等の設備整備に対する支援等を行うとともに、地域住民に対して障害のある人への理解や意識啓発を促し、グループホームの整備が地域において受け入れられやすい環境づくりに取り組みます。

また、重度の障害のある人が地域において日中サービスが利用できる体制を整えるため、日中サービス支援型グループホームの整備の促進や地域偏在の解消を目指します。

さらに、障害のある人の加齢に伴う障害の重度化等、心身の状況の変化に応じたグループホームのあり方についての検討を引き続き進めます。

引き続き、必要な予算の確保を国に要望していきます。

② 公的賃貸住宅*³⁰・民間賃貸住宅*¹⁵¹における住まいの確保 [住宅課長]

障害のある人等が日常生活を営む上で、住まいのバリアフリー化は不可欠です。

公的賃貸住宅においては、老朽ストックの建替等により、バリアフリー対応住戸を供給します。また、公募の際には、福祉世帯向け等の枠を確保し、優先的な配慮を行っていることについて、周知を図ります。

民間賃貸住宅においては、国庫補助事業の活用やセーフティネット住宅*⁹⁷の登録について、民間事業者への啓発を行うとともに、障害がある等の理由により賃貸住宅への公平な入居機会が不当に制限されないよう、民間賃貸住宅を管理する団体等に対して助言等を行います。

③ 市町村における住宅入居等支援に向けた取組に対する支援**[障害福祉課長]**

賃貸契約により一般住宅へ入居希望しているが、保証人がいない等の理由から入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行います。また、家主への相談・助言や入居後の緊急時における対応等の支援が市町村において円滑に実施できるよう、助言や情報提供等の支援を行います。

(2) 施設入所を必要とする人への支援

① 入所施設における生活の質の向上 [障害福祉課長]

障害の程度や介護者の状況等により、地域での生活が困難な方の生活の場を確保するため、施設入所支援*⁴³利用の見込量を踏まえ、入所施設の必要量の確保に取り組みます。

施設における生活の質の向上に向け、サービス等利用計画*³⁸に基づく適切な支援が行われるよう、相談支援事業所*⁹⁸と入所施設の連携強化に取り組みます。

② 県立障害福祉施設における障害児支援の充実 [障害福祉課長]

県立福祉型障害児入所施設*¹³⁹として令和2年4月より開園した藤の木学園において、障害特性に応じた多様なサービスの提供や社会的養護の重要性を強く認識し、安心して暮らすことができるセーフティネット機能の確保に取り組みます。

少人数で個々の特性に配慮し、より家庭での生活スタイルに近いユニット別の入所支援や、短期入所*¹⁰³や日中一時支援による在宅児童の居場所づくり、家族のレスパイト*¹⁵⁶（休息等）への支援、虐待等による在宅児童の一時保護委託に対応していきます。

また、県全体の障害児支援の充実を目指し、市町村単位では難しい高度な専門性が求められる支援や、広域的な事業等に取り組み、市町村並びに障害児支援事業所等への支援に取り組みます。

数値目標

| 項目 | 単位 | R5 年度 (実績) | R6 年度 (実績見込) | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 | R10 年度 | R11 年度 |
|-----------------------------|----|------------------|--------------------|----------|----------|----------|-----------|-----------|
| グループホーム* ²⁴ の定員数 | 人 | 1,957 | 2,278 | 2,300 | 2,400 | 2,500 | 2,600 | 2,700 |

2. バリアフリーの推進

現状と課題

- 障害のある人の自立と社会参加を支援するとともに、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障害のある人に配慮したバリアフリーのまちづくりを推進する必要があります。県では、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例*¹²⁰」に基づき不特定かつ多数の者が利用する対象施設について、整備基準に適合しているかどうかの確認を行っています。
- バリアフリー基本構想*¹³⁴は、旅客施設を中心とした地区等で市町村が作成することと規定されており、移動等円滑化のために実施すべき道路や公共交通、建築物等において、バリアフリー整備を促進することとされています。令和5年度末現在、基本構想は13市町で作成されていますが、まだ未作成の市町村において作成を促進する必要があります。
- 誰もが観光を楽しめるユニバーサルツーリズム*¹⁵³の推進が求められており、「観光バリアフリーマップ*¹⁶」の需要は年々増加しています。バリアフリーの現状把握・課題抽出を行い、正確な情報を発信するとともに、必要な支援を組織的かつ包括的に行う仕組みを整備していく必要があります。
- 県の施設については、建設及び改修時において、移動に配慮が必要な方のための駐車場の整備や多目的トイレの整備等のバリアフリー化に取り組んでいますが、引き続き、障害のある人に配慮した施設整備を進める必要があります。

取組

【取組の方向】

障害のある人が、公共交通機関やトイレ等の利用を心配することなく外出できる環境を整えます。

(1) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

① 住みよい福祉のまちづくりの推進 [地域福祉課長]

「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例*¹²⁰」に基づき、障害のある人に配慮したまちづくりを進めるとともに、障害や高齢・難病*¹²⁴等で歩行が困難な方、けが人や妊産婦で一時的に移動に配慮が必要な方が利用できる「奈良県おもいやり駐車場制度」について普及・啓発を進めます。

② 総合的なバリアフリー化の推進

[道路マネジメント課長、警察本部、施設所管課長]

幅の広い歩道の整備や視覚障害者誘導用ブロックの敷設、バリアフリー対応型信号機*¹³⁵の設置、県有施設のバリアフリー化等を推進します。

市町村において、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律*³³」に基づく移動等円滑化促進方針*¹⁰及びバリアフリー基本構想*¹³⁴の作成を促進するため、専門的・技術的な支援を行います。

③ 公共交通機関のバリアフリー化の推進 [リニア・地域交通課長]

鉄道駅の段差解消や障害特性に配慮した案内表示板等による情報提供の充実、ノンステップバス*¹³¹の導入等、公共交通機関のバリアフリー化を推進するため、公共交通事業者に対し支援を行います。

通院や買い物等の日常生活に必要な移動に不便や不自由を感じることなく暮らせるよう、移動ニーズに応じた交通サービスの実現に取り組みます。

④ ユニバーサルツーリズム*¹⁵³の推進 [観光戦略課長]

ユニバーサルツーリズムを推進するため、宿泊事業者をはじめとする観光関連事業者、福祉関連事業者等と連携した取組を進め、ホームページにより県内のバリアフリー情報を発信する等、全ての人々が安心して観光を楽しめる環境づくりに取り組みます。

⑤ 県の施設におけるバリアフリー化の推進 [障害福祉課長]

県の施設については、障害のある人に配慮した施設整備や運営が必要です。新たな施設の整備や既存施設の改修時にハード・ソフトの両面からのバリアフリー化を進めます。また、整備にあたっては、当事者の意見を聞くよう努めます。

数値目標

| 項目 | 単位 | R5 年度 (実績) | R6 年度 (実績見込) | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 | R10 年度 | R11 年度 |
|--|-----|------------------|--------------------|------------------|----------|----------|-----------|-----------|
| 移動等円滑化促進方針 ^{*10} バリアフリー基本構想 ^{*134} を作成した市町村数 | 市町村 | 13 | 13 | 13 | 14 | 14 | 14 | 15 |
| 鉄道駅のバリアフリー化率(1日当たり平均乗降客数 3,000人以上の駅及び2,000人以上3,000人未満でバリアフリー基本構想 ^{*134} の生活関連施設に位置づけられた駅の段差解消率) | % | 82.8 | 89.1 | 100 [*] | — | — | — | — |
| ノンステップバス ^{*131} の導入率 | % | 76.6 | — | 80 [*] | — | — | — | — |
| バリアフリー対応型信号機 ^{*135} | 箇所 | 396 | 397 | 402 | 407 | 412 | 417 | 422 |

※「奈良県公共交通基本計画」において、令和7年度末までに達成すべき目標値として定めています。

なお、令和8年度以降の目標値については、今後の国の動向等を踏まえ、設定します。

3. 防犯対策の推進及び消費者被害の防止

現状と課題

- 障害のある人の警察への通報や相談には困難を伴う場合があることから、情報提供や意思疎通の手段の充実を図る必要があります。
- 障害のある人の消費者トラブルは、障害特性等により、被害に遭っていることに気づきにくい場合や、被害に遭っても自らが問題を抱え込み周囲に相談しない場合があることから、被害が顕在化しにくい、被害拡大につながりやすい等の傾向があります。そのため、障害のある人が消費生活を営む上で必要な支援を適切に行うとともに、トラブルの未然防止や拡大防止に向けた取組を推進する必要があります。

取組

【取組の方向】

障害のある人が、犯罪被害や消費者被害にあわず、安心して生活できる地域を目指します。

(1) 防犯対策の推進

① 防犯対策の推進〔警察本部〕

各種広報媒体を用いた防犯情報の提供や防犯講習等、障害のある人が犯罪被害に遭わないための対策を幅広く実施するとともに、障害のある人からの110番通報に迅速かつ的確に対応するための110番アプリ^{*138}の周知や、手話通訳能力を有する警察職員の配置等に取り組みます。

行政・住民・事業所等が一体となって自主防犯活動に取り組むまちづくりを推進します。

(2) 消費者被害の防止

① 消費者被害の防止〔県民くらし課長〕

障害のある人を対象とした啓発講座等を実施し、消費者被害防止を図ります。

また、県内の消費生活相談窓口^{*79}と地域をつなぐパイプ役となる「くらしの安全・安心サポーター^{*23}」を養成し、障害のある人に対して情報提供や啓発等を行う見守りボランティア活動につなげます。

福祉関係団体、自治連合会や弁護士会等と行政が参画する「奈良県見守りネットワーク」を設置し、消費者トラブルに関する情報提供等を行うとともに、関係団体に対して、毎月「ならこじかつうしん」を送付又はメール配信するほか、中学校・高等学校の教員及び県内で消費者教育・啓発を行っている人向けに講座を開催します。さらに、生徒・学生向けに講座を行う「移動講座」を実施するなど、消費者被害の未然防止・拡大防止に努めます。

4. 災害時における支援の充実

現状と課題

- 支援が必要な人の中には、災害時に必要な情報を入手したり発信したりすることが困難な人、自力での迅速な避難が困難な人、避難生活で一定の配慮が必要な人等がいます。実際に災害が起こったときに必要とする支援は、障害種別や程度によって異なるため、それぞれの障害特性や必要とする支援等に応じた対策を講じることが重要です。令和3年5月には災害対策基本法が改正され、市町村における個別避難計画^{*35}の作成が努力義務化されました。このため県では、市町村の個別避難計画（作成市町村数：③10→⑥25）の作成に向けた支援を実施しており、更に取組を推進する必要があります。
- また同時に、福祉避難所^{*41}ごとにあらかじめ受入対象者を特定し、本人とその家族のみが避難する施設であることを明示して指定する新たな制度が創設されました。災害時に支援が必要な人が安心して避難生活ができるよう、福祉避難所（未設置市町村数：③5→⑤4）の量的確保や障害特性に配慮した避難所の質的改善が求められており、市町村と連携した取組を推進する必要があります。
- 東日本大震災の教訓のひとつとして、災害時において障害のある人等の要介護者に対する発生直後からの早期対応のあり方、また、避難所等での二次被害（要介護状態・症状の重度化、災害関連死等）の防止に向けた災害時要配慮者の支援体制の整備が求められています。さらに、近年、地震や豪雨などの大規模災害が頻繁に発生しており、災害時の障害のある人等の要配慮者の避難生活における福祉ニーズへの対応がこれまで以上に求められています。

【取組の方向】

災害発生時に、支援が必要な人が迅速に避難するための地域支援体制が構築された奈良県を目指します。

(1) 災害時における支援の充実

① 要配慮者に関する取組の推進

〔地域福祉課長、地域医療連携課長、福祉医療部総務課長〕

災害発生時に、支援が必要な人の安全を守るため、研修等の実施により、市町村における避難行動要支援者名簿^{*137}の定期的な更新や個別避難計画^{*35}の作成を促進するとともに、日頃から地域において支援が必要な人と支援者等が交流して信頼関係を築くことにより、支援が必要な人の所在や状況を把握し、支援が必要な人に配慮した避難支援体制を構築します。

また、障害福祉サービス事業所^{*78}において、災害時に迅速に対応できるよう、非常災害計画が策定されているかを確認し、策定されていない事業所に対しては指導を行います。

令和元年11月に発足した奈良県災害派遣福祉チーム(DWAT)^{*115}の災害時派遣により、高齢者、障害のある人、乳幼児等の要配慮者に対して適切な福祉支援を行うことにより、二次被害の防止を図ります。また、DWATの体制を充実させるとともに、災害時に効果的に活動できるよう研修や訓練を実施するなど平時から災害に備えます。

特に、医療的ケア児者については、人工呼吸器や在宅酸素療法など命に直結する機器を使用し、災害時においても適切な医療的ケア^{*12}の継続が必要であるため、市町村や特別支援学校、病院、医療機器関連業者等と連携・協働しながら、支援の充実に向けた検討を進めます。

② 福祉避難所^{*141}の整備〔地域福祉課長〕

福祉避難所の充実に向け、研修等の実施により、市町村における新たな福祉避難所の指定及び個々の障害特性等に配慮した機能強化の促進に取り組みます。

また、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」に基づいた避難訓練の実施等、市町村における取組を支援します。

③ 災害時のこころのケアの推進〔疾病対策課長〕

災害時の精神科医療の確保に向け、災害派遣精神医療チーム(DPAT)^{*39}の編成及び派遣が迅速に行われるよう、精神科医療機関に協力を求め体制整備を推進するとともに、平常時より関係機関による連絡会議を開催する等、必要な体制整備を図ります。

被災者支援に関わる医師、看護師、保健師、精神保健福祉士^{*92}等の専門職を対象とした研修会を実施し、災害時のこころのケア支援に関する知識や支援技術の向上を図ります。

数値目標

| 項目 | 単位 | R5 年度 (実績) | R6 年度 (実績見込) | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 | R10 年度 | R11 年度 |
|-------------------------------|-----|------------------|--------------------|----------|----------|----------|-----------|-----------|
| 個別避難計画* ³⁵ の作成市町村数 | 市町村 | 25 | 25 | 29 | 31 | 34 | 36 | 39 |
| 福祉避難所* ¹⁴¹ の設置数 | 箇所 | 286 | 296 | 306 | 316 | 326 | 336 | 346 |
| DWAT* ¹¹⁵ チーム員登録者数 | 人 | 159 | 170 | 172 | 174 | 176 | 178 | 180 |

(v) いつでも必要な医療や療育を受けられる環境づくり

【目指す方向】

障害のある人が安心して暮らすことができる保健・医療・療育体制を目指します

1. 保健・医療の充実

現状と課題

- 県では、福祉と保健・医療の連携を深めて一体的に施策の推進に取り組んでいるところですが、「奈良県障害者計画改定に向けたアンケート(令和6年1~3月実施)」では、「医療が充実した」「医療と福祉の連携がみられた」とのご意見がある一方で、「専門的な医療施設やサービスが充実していない」との意見も寄せられています。障害のある人やその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、医療や医療的ケア*¹²を受けられる体制づくりをさらに進める必要があります。
- 精神障害のある人や家族等からは、精神科病院からの地域移行の促進、アウトリーチ*⁶チームによる支援を行うことのできる体制の整備、家族を含めた地域生活支援、24時間365日の相談支援体制の確立、危機介入チームの設置等を求める声が多く寄せられています。また、令和4年に示された国連の障害者の権利に関する委員会からの懸念項目にも、精神障害者の期限の定めのない入院の継続が挙げられています。治療に結びついていない人に対する保健所による訪問支援の充実や、医療機関による訪問診療の実施、精神科救急医療システム*⁹⁰の適切な運用が必要です。さらに、保健・医療・福祉関係者が地域の課題を共有し、「精神障害のある人にも対応した地域包括ケアシステム*¹⁰⁶」の構築に向けた取組を推進する必要があります。
- 重症心身障害*⁵²のある人や医療的ケア*¹²が必要な人が地域で家族と暮らしていくうえで、介護者の多くが負担感を感じており、日中通える場所等の不足や、緊急時や家族のレスパイト*¹⁵⁶のための受入体制の整備が課題となっています。こうした課題に対応するため、令和3年4月に「奈良県重症心身障害児等の地域生活の支援に関する条例」を施行し、身近な地域における支援体制の構築を推進していますが、更なる体制強化に向けて、引き続き、検討を進める必要があります。
- 難病*¹²⁴は、経済的な問題のみならず介護等を要する等、家族の負担が重く、精神的負担も大きい疾患であり、疾患による個別性が高いという特徴があります。国の難病対策の見直しに伴って障害福祉サービスの対象となる疾患が拡大されていることもあり、難病患者等の身体状態や生活状況等を踏まえた支援が行われるよう、在宅サービスの充実が求め

られています。また、家族等の介護者の休息等のためにも、難病患者の安定した療養生活に向けた在宅療養支援関係機関の連携強化が求められています。

- 高齢化の進展に伴い、認知症*¹²⁷高齢者が増加していく中で、認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気となっています。このような中で、認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域や自宅で暮らし続けられるようにするためには、自分や身近な人の変化に気づくとともに認知症初期集中支援チームを活用して早期発見・早期診断につなげる必要があります。また、家族の負担を軽減するためには、地域での見守り体制の構築や、認知症介護従事者の養成、グループホーム*²⁴の充実や医療機関との連携等、認知症にかかる医療・介護サービス基盤の整備が求められています。

取組

【取組の方向】

障害のある人が、安心して暮らせるよう、保健・医療の充実と支援ネットワークの構築を目指します。

(1) 保健・医療と福祉の連携強化

① 障害のある人の在宅医療等の支援の充実

[障害福祉課長、地域医療連携課長、疾病対策課長、健康推進課長、地域包括支援課長]

第8次奈良県保健医療計画*¹²²(計画期間:令和6年度~令和11年度)に基づく医療分野における取組と連携し、精神障害のある人、重症心身障害*⁵²のある人、医療的ケア*¹²が必要な人、難病*¹²⁴患者及び認知症*¹²⁷の人に対する関係者の支援ネットワークの構築に向けて取り組めます。

② 障害のある人の歯科医療受診環境の確保 [障害福祉課長、地域医療連携課長]

心身障害者歯科衛生診療所*⁸⁶において、一般の歯科医院での診療が困難な障害のある人の診療を行うとともに、診療機器の更新・整備を行います。

また、医療情報ネットにより、著しく歯科診療が困難な者(障害のある人等)の歯科治療に対応する歯科医療機関を検索できる体制を確保するほか、在宅歯科医療(訪問歯科診療)を推進するため、在宅歯科医療や口腔ケア指導等を実施する歯科診療所等の紹介などを行う『在宅歯科医療連携室』を設置して、在宅歯科医療を受けたい方、家族等のニーズに応えます。

(2) 精神障害のある人への支援

① 精神科救急医療体制の充実〔疾病対策課長〕

精神疾患の急性発症や症状急変により、速やかに医療の必要がある人に対応するため、夜間・休日における相談・診療体制の充実及び入院病床の確保により、24時間365日の精神科救急医療システム^{*90}の充実に取り組みます。

医療機関等によるアウトリーチ^{*6}においては、時間外にも対応できる多職種チーム^{*102}の設置を目指すとともに、保健所や精神保健福祉相談員、障害福祉サービス事業所^{*78}の相談支援専門員^{*99}、訪問看護ステーションの看護師等との連携強化を図り、アウトリーチ体制の実現に努めます。

② 地域移行・地域定着支援等の充実〔疾病対策課長〕

入院医療中心の精神医療から地域生活を支援するための精神医療体制の構築を目指します。

第8次奈良県保健医療計画^{*122}（計画期間：令和6年度～令和11年度）で精神病床の基準病床数^{*17}を新たに設定したこと等を受け、保健、医療、福祉関係者や市町村による協議の場を設定し、長期入院者の地域移行や、家族同居から自立生活への支援、未治療、治療中断者等への医療・福祉サービスの確保等、精神障害のある人の当事者活動の支援等、精神障害のある人にも対応した地域包括ケアシステム^{*106}の構築に向けて取り組みます。

また、保健所が措置入院^{*100}者等の退院後支援計画を策定し、退院後支援に関わる関係機関とともに支援します。

③ 相談支援体制の構築〔疾病対策課長〕

保健所等の各機関において、精神障害のある人や家族等の事情に対応した、きめ細かな専門相談ができるよう、精神科医師をはじめ各種専門職が、各機関の窓口相談担当者に対して研修を実施すること等により、相談支援体制の強化を図ります。

精神疾患の重篤化を防ぐためには、早期発見、早期対応が重要であり、保健所をはじめ関係機関との連携により、障害のある人とその家族等が相談しやすい体制を整備するとともに、各種研修会を通じ、精神保健福祉従事者のスキルアップを図るとともに県民への積極的な周知や啓発活動を行います。

④ 医療費負担の軽減に向けた支援〔疾病対策課長〕

拡充した精神障害者医療費助成事業^{*91}について、引き続き、制度の円滑な運用を図ります。

(3) 重症心身障害*⁵²のある人や医療的ケア*¹²が必要な人への支援

① 身近な地域における支援体制の構築 [障害福祉課長]

重症心身障害*⁵²のある人や医療的ケア*¹²が必要な人が、身近な地域において生活ができるように、医療的ケア児支援センターの機能を兼ねる奈良県重症心身障害児者支援センターを支援体制の中心に位置付け、保健、医療、福祉、教育等、各分野の関係機関が連携し、地域における支援ネットワークを構築することにより、在宅支援体制の充実を図ります。また、重症心身障害のある人や医療的ケアが必要な人が利用できる障害福祉サービス事業所*⁷⁸等の確保に努めます。

② 重症心身障害*⁵²児者等支援人材の育成 [障害福祉課長]

障害福祉サービス事業所*⁷⁸等の職員を対象に、重症心身障害のある人や医療的ケア*¹²が必要な人の身体状態や生活状況を理解し、支援を行う医療的ケア児等支援者や、関係機関との連携を調整する医療的ケア児等コーディネーター*¹³を養成する研修を実施することにより、地域において重症心身障害のある人や医療的ケアが必要な人を支援することができる人材を育成するとともに、フォローアップ研修等を通して、支援体制及び相談支援体制の充実強化を図ります。

また、保護者の介護負担を軽減するため、レスパイト*¹⁵⁶を行える体制整備に取り組みます。

③ 喀痰吸引等を実施できる介護職員等の養成・確保 [地域包括支援課長]

障害福祉サービス事業所*⁷⁸等における医療的ケア*¹²の提供体制の充実を図るため、喀痰吸引等を行う介護職員等の確保及び技術向上を目的とした研修を実施します。

(4) 難病*¹²⁴患者への支援

① 関係機関の連携強化による支援の充実 [健康推進課長]

難病*¹²⁴患者に対する適切な入院施設を確保するとともに、レスパイト*¹⁵⁶等のため在宅療養が困難となった場合に、一時入院することが可能な病床を確保する等により、患者の安定した療養生活の継続に向けた在宅療養支援関係機関の連携強化に取り組みます。

難病相談支援センター*¹²⁵において、疾患ごとに、県内の専門医による個別相談や、患者団体と連携した難病ピアカウンセリング*¹³⁶、就労相談等を実施しており、国の難病対策の見直しに伴って拡大される疾患への対応等、相談機能の充実に取り組みます。

② 在宅サービス等の利用促進に向けた周知・啓発

[障害福祉課長、地域包括支援課長]

難病*¹²⁴患者等の身体の状態や生活状況等を踏まえた支援が行われるよう、居宅介護*²²や短期入所*¹⁰³等のサービス基盤の充実を図るとともに、サービス管理責任者等研修等を通じて、人材の確保・育成に取り組みます。

難病患者等が必要とするサービスを円滑に利用することができるよう、引き続き、「障害者総合支援法*⁷³」や「児童福祉法」の制度について周知するとともに、障害支援区分*⁶²の審査判定や支給決定に関わる者を対象に、認定調査員*¹³⁰研修や市町村審査会委員*⁴⁵研修等を通じて、難病患者の特徴等の理解促進を図ります。

(5) 認知症*¹²⁷の人への支援

① 正しい知識の普及・啓発 [地域包括支援課長]

認知症*¹²⁷の人や認知機能の低下がある人に対して早期に適切な対応が行われるよう、認知症と思われる症状や早期発見・早期診断の重要性について正しい知識の普及を図ります。

認知症の人やその家族をさりげなく見守る認知症サポーター*¹²⁸の養成を推進し、介護者による交流会や関係者によるネットワーク会議を開催する等、認知症の人やその家族、介護者を地域全体で見守り、支える体制づくりを推進します。

市町村に設置された認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動が充実するよう研修会等を通じて、認知症の人の早期発見・早期診断や医療・介護等が連携した支援体制の構築を推進します。

医療や介護の従事者等を対象とした研修等を通じて、認知症に関わる人材の専門性の向上を図るとともに、認知症サポート医*¹²⁹の養成等を通じて、認知症に係る医療と介護の連携を強化します。

② 介護サービス基盤の整備 [介護保険課長、地域包括支援課長]

認知症対応型グループホーム等、認知症*¹²⁷高齢者に適した介護サービス基盤の整備を推進するとともに、認知症介護に携わる多職種を対象とした研修を実施し、介護技術の向上を図ります。

数値目標

| 項目 | | 単位 | R5 年度 (実績) | R6 年度 (実績見込) | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 | R10 年度 | R11 年度 |
|---|------------------|----|------------------|--------------------|----------|----------|----------|-----------|-----------|
| 人の 入院中 の地域 移行 の精神 障害の ある | 入院後3か月時点の退院率 | % | — | 69 | 69 | 69 | 69.3 | 69.5 | 69.8 |
| | 入院後6か月時点の退院率 | % | — | 84 | 84 | 84.5 | 84.8 | 85.1 | 85.4 |
| | 入院後1年時点の退院率 | % | — | 92 | 92 | 92 | 92.3 | 92.5 | 92.7 |
| | 在院期間1年以上の長期入院患者数 | 人 | — | 1,305 | 1,259 | 1,213 | 1,167 | 1,121 | 1,075 |
| 精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上) | | 人 | — | 810 | 782 | 754 | 726 | 698 | 670 |
| 精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳未満) | | 人 | — | 495 | 477 | 459 | 441 | 423 | 405 |
| 精神障害者の精神病床から退院後、1年以内の地域での平均生活日数 | | 日 | — | 325.0 | 325.1 | 325.3 | 325.5 | 325.7 | 325.9 |
| 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者の協議の場の設置割合 | | % | 41 | 97 | 97 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 医療的ケア児等コーディネーター*13 養成研修修了者数 | | 人 | 166 | 166 | 186 | 186 | 206 | 206 | 226 |
| 医療的ケア児等コーディネーター*13 を配置している事業所数 | | 箇所 | 114 | 114 | 119 | 119 | 124 | 124 | 134 |
| 主に重症心身障害*52 児を支援する児童発達支援*49 事業所の設置市町村の割合 | | % | 15.4 | 15.4 | 20 | 40 | 60 | 80 | 100 |
| 主に重症心身障害*52 児を支援する放課後等デイサービス*147 事業所の設置市町村の割合 | | % | 17.9 | 20 | 20 | 40 | 60 | 80 | 100 |
| 認知症サポート医*129 の養成者数 | | 人 | 144 | — | 162 | 171 | 180 | 189 | 198 |
| 認知症サポーター*128 養成数 | | 人 | 140,252 | — | 158,800 | — | — | — | — |
| 地域生活支援広域調整会議等事業協議会の開催見込み数 | | 回 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 地域移行・地域生活支援事業ピアサポート研修受講者数 | | 人 | 66 | 66 | 70 | 80 | 90 | 100 | 110 |
| 災害派遣精神医療チーム体制整備事業 DPAT*39 隊員登録者数 | | 人 | 8 | 8 | 21 | 24 | 27 | 30 | 30 |

2. 子どもへの支援の充実

現状と課題

- 障害や発達の遅れのある子どもの支援については、早期から適切な発達支援を受けることで二次障害を防ぎ、子どもの持つ能力が発揮できることにつながります。支援が必要な子どもが適切な時期から療育を受けることができるよう、乳幼児の健康診査（3歳児健診受診率：③93.4%→④91.6%）の適正なスクリーニングや相談指導等を通じて、障害や発達の遅れの早期発見に努めています。全ての市町村の乳幼児健康診査において、障害や発達の遅れを早期発見するための精度管理が必要です。
- 発達障害^{*132}については、平成18年1月に奈良県発達障害者支援センター^{*133}「でいあー」を設置し、さらに平成31年4月に県内全ての市町村に相談窓口を設置して可能な限り身近な地域で必要な支援が受けられる体制を整備しましたが、発達障害に対する世間の認知度や関心の高まりにより、発達障害者支援センター及び市町村に寄せられる相談は、増加傾向にあります。引き続き、奈良県発達障害者支援センターが中心となり、相談に携わる職員の人材育成に取り組むとともに、保健・医療・教育・労働・福祉等関係者が連携し、ライフステージに応じた切れ目のない支援及び家族等に対する支援をより充実させる必要があります。
- 子どもと家族を中心に、地域の関係者・関係機関が連携して、ライフステージに応じて、切れ目なく必要な支援が行われる地域づくりを進める必要があります。障害のある子どもには、一人一人の発達段階や特性に応じた適切なアセスメントに基づいた支援を提供する体制を整備することが求められています。児童発達支援^{*49}事業所、放課後等デイサービス^{*147}事業所は増加し、身近な地域でサービスを受けることができるようになってきました。今後は、個々のニーズに応じた適切な支援が行き届くために、児童発達支援センター^{*50}等を中核とした地域における障害児支援体制の整備を進めるとともに、地域の事業所における支援の質の向上を図る必要があります。
- 障害のある子どもの就学前教育については、本人の発達の促進や家族の負担軽減、更には障害のある人となない人の相互理解を図る上で、地域の幼稚園や保育所において受け入れるための環境整備が必要です。また、学齢期の子どもについても、放課後や長期休業期間における安全で健やかな居場所を確保するため、県と市町村が連携し、地域の参画を得ながら、放課後児童クラブ^{*146}や放課後子ども教室^{*145}、児童館^{*47}等への受入体制を充実する必要があります。
- 聴覚障害のある子どもについては、早期発見が重要です。また乳児期から個々の障害の状態に応じた切れ目のない支援が求められています。保健、医療、福祉、教育が連携し、聴覚障害のある子どもと保護者に対して適切な支援と情報を提供する必要があります。令和4

年に策定された「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」に基づき、難聴児本人及びその家族等を支援するため、各都道府県において地域の実情に応じて難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進することが求められています。

取組

【取組の方向】

障害の早期発見により、早期に適切な療育を受け、将来を見据えた切れ目ない支援ができる社会を目指します。

(1) 地域療育体制の充実

① 障害のある子どもへの支援体制の充実 [障害福祉課長]

障害のある子どもとその家族に対し、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を可能な限り身近な地域で提供するための体制の構築を図ります。地域において障害のある子どもへの支援の中核的な役割を担う児童発達支援センター*⁵⁰が各圏域に1箇所以上設置されることを基本としつつ、児童発達支援センターが設置されていない圏域及び市町村においても、関係機関の連携のもと、児童発達支援センターが果たす中核的な支援機能と同等の機能を有する体制が整備され、奈良県のどこに住んでいても、子どもと家族が質の高い支援を受けられるよう、県自立支援協議会等から各市町村へ働きかけを行います。

② 地域の障害のある子どもに関わる機関における支援の充実

[障害福祉課長、こども保育課長]

障害のある子どもの受入れ体制充実のため、障害児保育担当保育士の加配により手厚い保育を実施する保育所を支援します。

放課後児童クラブ*¹⁴⁶における「インクルーシブ」(障害のある子もない子も共に生きる)を推進し、専門的・指導的知識を有する指導員を配置する放課後児童クラブを支援します。また、保育所や放課後児童クラブ等において支援が必要な子どもが増えていることから、職員を対象に、障害について必要な理解を深めるための専門的な研修を実施するとともに、人材の確保を支援するため、財源拡充に努めます。

医学的な支援が必要な発達障害*¹³²のある子どもに対し、地域の保育所や放課後等デイサービス*¹⁴⁷事業所等に作業療法士や心理師等を派遣し、それぞれの子どもに合った環境調整や支援方法等の指導・助言を行い、早期支援を実施できる地域の支援体制の構築を進めます。

障害のある子どもに対して、障害のある子ども以外の児童との集団生活への適応のため、専門的な支援を行う保育所等訪問支援*¹⁴⁴等の充実を図ります。

児童発達支援^{*49}事業や放課後等デイサービス事業を実施する事業所や、障害のある子どもの療育・支援に携わる機関の職員等を対象に、障害児療育に関する情報の共有や知識の習得を行う機会を設ける等、県全体の支援の質の向上を図ります。

保育所等に通う聴覚障害のある子どもに対し、それぞれの子どもに合った支援が行えるよう、聴覚障害教育のセンター校である県立ろう学校と連携して支援方法や手話を獲得することができる環境整備等の助言等を行います。

③ 早期発見体制の整備と相談支援機能の充実 [健康推進課長、障害福祉課長]

発達障害^{*132}の早期発見のため、市町村の乳幼児健診事業に対して、県統一問診項目に発達障害のスクリーニング項目を設け、県作成の「奈良県乳幼児健康診査マニュアル（診察編）、（保健指導編）」において適正なスクリーニング実施についての指導・助言を示すとともに、市町村等の関係者の資質向上のための研修を行います。

難聴児の早期発見・早期療育のため、新生児聴覚検査検討会にて医療機関、市町村、療育機関等の関係機関と体制整備を行っています。令和4年度の新生児聴覚スクリーニング検査の受検率は、医療機関で95.3%（②95.3%）、助産所で97.2%（②94.9%）であり、そのうち全ての高度難聴児が療育機関へ繋がっています。

「奈良県新生児聴覚スクリーニング検査の手引き」の周知・啓発や、県立ろう学校での「きこえとことばの研修会」などにより、保健師等専門職の資質向上を図っています。

身体障害者手帳の対象とならない中・軽度の難聴児に対し、補聴器購入費用の一部助成を行うことによって、難聴児の健全な発達を支援します。

地域における身近な療育相談や健康相談等の窓口である保健所や市町村保健センターの専門的な相談機能を充実するとともに、保健師等専門職の資質の向上を図ります。

障害の受容、将来にわたる子どもの生活への心配や不安への対応等、日常生活の中で発達・発育を促すことができるよう、家族の心のケアも含めた支援の充実に取り組みます。

(2) 発達障害^{*132} 児への支援

① 相談支援体制の充実 [障害福祉課長]

奈良県発達障害者支援センター^{*133}において、発達障害^{*132}のある人、発達障害と診断されるには至らないものの社会生活に困りごとを抱えている、いわゆるグレーゾーンと言われる状態の方など複合的な困りごとを抱えている方やその家族等の相談に、保健・医療・教育・労働・福祉等の支援機関と連携しながら確実に対応するとともに、市町村の相談窓口等のスキルアップを支援するため、支援に関わる職員の職種やスキルに応じた研修を行い、人材育成に取り組みます。

また、県全体の発達障害のある人への相談支援体制等の課題及び対応について検討を行うため、奈良県発達障害者支援地域協議会を開催します。

② 家族等への支援の充実〔障害福祉課長〕

家族等が子どもの発達特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切に対応ができるよう、ペアレントメンター*142を養成するとともに、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラムが地域で実施されるよう取り組みます。加えて、市町村が実施する療育教室や保育所等へのペアレントメンターの派遣等、ペアレントメンターとの連携による相談体制の強化により、家族等への支援の充実を図ります。

また、発達障害*132のある人に対する理解を深めるため、県民や企業等を対象とした研修会の開催等、幅広く周知・啓発を行います。

③ 支援ネットワークの構築〔障害福祉課長、疾病対策課長〕

可能な限り身近な地域で必要な支援が受けられるよう、奈良県発達障害者支援センター*133に地域支援マネージャーを配置し、市町村の相談窓口で専門的な立場から助言・支援を行うとともに、地域における支援体制の課題を抽出し、解決が図られるよう取り組みます。併せて、家族、支援者間の情報共有や情報の引継ぎを円滑になされるよう、発達の特性や配慮が必要な内容、これまでの経過等を記載したサポートブック「リンクぷらす」*40の積極的な利用を図り、支援ネットワークを強化します。

また、発達障害*132のある人に対して早期に適切な支援を行うため、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関の把握と公表を行うなど、福祉と医療の連携を進めます。

数値目標

| 項目 | 単位 | R5 年度 (実績) | R6 年度 (実績見込) | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 | R10 年度 | R11 年度 |
|---|-----|------------------|--------------------|----------|----------|----------|-----------|-----------|
| 健康診査受診率 (1歳6か月) | % | — | 97.5 | 97.7 | 97.9 | 98.1 | 98.3 | 98.5 |
| 健康診査受診率(3歳) | % | — | 95 | 95.2 | 95.4 | 95.6 | 95.8 | 96 |
| ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の家族支援を実施する市町村数 | 市町村 | — | 5 | 10 | 15 | 20 | 25 | 30 |
| ペアレントメンター*142による相談会等の件数 | 件 | 11 | 16 | 21 | 26 | 31 | 36 | 41 |
| 児童発達支援センター*50の設置圏域の割合 | % | 80 | 80 | 80 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 児童発達支援センター*50等による地域の中核的役割や機能強化に取り組む市町村の割合 | % | 15.4 | 20 | 25 | 30 | 35 | 40 | 45 |

(vi) 障害特性等に応じた適切な教育の推進

【目指す方向】

地域に根ざし、障害のある子ども一人ひとりの教育ニーズに対応します

1. 特別支援教育*¹¹¹の充実

現状と課題

- 障害のある子ども一人ひとりが、障害特性等に応じ就学前から卒業まで切れ目なく支援を受けられるよう環境の整備が求められています。そのためには、通級による指導を受けている児童生徒や特別支援学級・特別支援学校に在籍している児童生徒だけではなく、すべての障害のある子どもについても、個別の教育支援計画*³⁶や個別の指導計画*³⁷の作成と活用に努め、一人ひとりに応じた指導や支援を組織的かつ計画的に行うことが必要です。
- 誰もが積極的に参加・貢献していくことができる共生社会*¹⁸を実現するため、すべての子どもが共に学ぶインクルーシブ教育*¹⁴を推進することが重要です。インクルーシブ教育の充実に向けて、すべての子どもが共に学び共に育つことを基本的な考えとする「地域に根ざした教育」を推進する必要があります。学校教育における障害理解の促進も求められており、障害のある子どもが地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、同世代の子どもとの交流及び共同学習をさらに充実させることが必要です。
- 障害のある子どもの教育に関わる教員の知識や経験の更なる向上が求められていることから、地域の小・中・高等学校等や特別支援学校において、特別支援教育*¹¹¹に関する教員の専門性の向上を図る必要があります。また、小・中・高等学校等の特別支援教育の充実を図るため、特別支援学校のセンター的機能を強化することも重要です。

【取組の方向】

インクルーシブ教育*¹⁴の充実により、地域に根ざし一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育*¹¹を受けることができる体制を目指します。

(1) インクルーシブ教育*¹⁴の充実

① 連続性のある多様な学びの場における教育の充実

〔特別支援教育推進室長〕

通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校のいずれの学びの場においても充実した教育が受けられるよう、組織的な校内体制の構築を進めます。それぞれの学びの場において、在籍する障害のある児童生徒の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援の提供ができるよう、特別支援教育*¹¹を充実させていきます。

また、共生社会*¹⁸の実現に向け、交流及び共同学習の機会を設け、学校教育における障害理解の促進に取り組みます。

② 切れ目ない支援体制の充実〔特別支援教育推進室長〕

早期からの相談や情報提供を行い、特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える就学相談の充実を図ります。

また、個別の教育支援計画*³⁶や個別の指導計画*³⁷の作成及び活用を促進するとともに、各計画を確実に引き継ぎ、適切な指導や必要な支援が切れ目なく実施されるよう組織的な校内支援体制の構築を進めます。

(2) 教職員の専門性の向上

① 特別支援教育*¹¹に関する研修の充実〔特別支援教育推進室長〕

学校内での教育支援体制の整備を推進するため、管理職や特別支援教育コーディネーター*¹¹²を対象に研修等を実施します。また、すべての教員に対して特別支援教育の専門性を高めたり、実践力を身に付けたりすることを目指した研修を充実させます。

② 専門家の活用〔特別支援教育推進室長〕

障害特性や発達に応じた支援の充実を図るため、すべての教職員において障害者理解を深めるとともに、言語聴覚士や作業療法士等の資格を有する専門家を活用するなどして、教職員の専門性の向上を図ります。

数値目標

| 項目 | 単位 | R5 年度 (実績) | R6 年度 (実績見込) | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 | R10 年度 | R11 年度 |
|---|----|------------------|--------------------|----------|----------|----------|-----------|-----------|
| 通常の学級に在籍し個別の指導計画* ³⁷ を作成している障害のある児童生徒(通級による指導を受けている児童生徒を除く)の割合 | % | 96.3 | 96.5 | 97 | 98 | 99 | 100 | 100 |
| 特別支援教育* ¹¹¹ に関する校内研修を実施した学校の割合 | % | 88 | 90 | 92 | 94 | 97 | 100 | 100 |

(vii) 能力を最大限に発揮し働き続けられる就労の促進

【目指す方向】

就労による社会貢献を通じ障害のある人の自立した生活の実現を目指します

1. 雇用の促進

現状と課題

- 障害のある人が就労を通じ自立した生活を送るためには、就労により安定した収入を得ることが重要です。本県の民間企業等における障害者雇用率^{*68}は、全国トップレベル（⑥ 3.00%、全国2位）を維持していますが、障害者雇用促進法^{*67}の改正により、民間企業における法定雇用率が令和6年4月から2.5%に引き上げられ、令和8年7月からは更に2.7%に引き上げられる予定であり、今後も更なる雇用機会の創出など取組の充実を図る必要があります。また、同法の改正により「雇用の質」の向上に向けた事業主の責務が明確化されたことにより、従来の数だけを目指とするのではなく、今後は、障害のある人等の職業能力の開発・向上や、職場で活躍できる環境整備を進めるなど、各職場の状況に応じて「雇用の質」の向上に向けた取組を推進することが求められています。
- 企業規模別の障害者雇用の状況としては、本県では常用労働者数が43.5人以上～100人未満、100人～300人未満の中小企業での雇用率が、全国平均と比べて特に高水準となっています。全国的には中小企業における障害者雇用の取組が遅れていることが課題とされている中、本県では中小企業において障害者雇用に対する理解が進んでいる状況です。障害者雇用促進法^{*67}の改正により、障害者の雇用義務のある対象事業主の範囲が、令和6年4月から常用雇用者数40.0人以上に拡大し、令和8年7月からは更に37.5人以上に拡大される予定であり、今後は新たに雇用義務が生じる事業主に対する支援にも取り組む必要があります。
- 就労を希望する障害のある人が働く実感をつかみ、また、障害のある人を雇用しようとする企業等の障害理解につながる職場実習^{*82}によるマッチングが重要です。職場実習は、障害のある人等にとっては自身の適性を把握し、仕事のイメージをつかむことができ、企業等にとっては障害のある人等を理解する機会となります。また、障害のある人と企業等とのマッチングにより、その後の職場定着につながります。
- 県では、障害福祉課に就労連携コーディネーター^{*61}を配置し、障害のある人のニーズに応じた職場実習^{*82}を実施するため、実習受入企業等の開拓等を行っています（職場実習実

施件数:⑤128件)。今後も引き続き、障害のある人が希望する業種や職種に応じた実習が受けられるよう、実習先の充実が必要です。

取組

【取組の方向】

働くことを希望する全ての障害のある人が、自分の能力を発揮できる仕事に就けるよう雇用の促進に取り組みます。

(1) 職場実習^{*82}の促進

① 職場実習機会の拡大〔障害福祉課長〕

障害のある人の職場実習機会の拡大・充実を図るとともに、それぞれのニーズに応じた職場実習を実施するため、障害福祉課に就労連携コーディネーター^{*61}を配置し、「障害者はたらく応援団なら^{*75}」の登録企業のほかハローワークで求人を行っている企業等への個別訪問を行うなど、職場実習を受け入れる企業等を開拓し、働くことを希望する障害のある人とのマッチングを行います。

(2) 障害者雇用の促進

① 一般企業等における雇用の場の確保〔障害福祉課長、会計局総務課長〕

障害者雇用率^{*68}のさらなる向上を目指して、障害のある人が職場で活躍できる環境を整備するなど「雇用の質」の向上を図るため、「障害者はたらく応援団なら^{*75}」の取組を推進し、職場実習^{*82}の充実、障害理解の促進、職場定着支援等に取り組みます。

就労連携コーディネーター^{*61}が、労働局やハローワークと情報を共有するとともに、法定雇用率未達成企業への働きかけを強化します。

また、「奈良県公契約条例」に基づき、県が行う公契約の相手方の選定において、社会的な価値の勘案基準の一つとして障害者雇用率により加点評価を実施します。

② 農業分野における雇用の場の確保

〔障害福祉課長、担い手・農地マネジメント課長〕

農福連携コーディネーターによる農作業受委託のマッチング支援を推進することにより、農業者側の障害に対する理解を促進し、障害者雇用につなげます。

③ 県における雇用の場の確保 [行政・人材マネジメント課長、人事課長]

県における障害のある人の雇用の拡大に向け、受入体制及び環境の整備を図り、障害のある人の働く場を今後も継続して確保します。

数値目標

| 項目 | 単位 | R5 年度 (実績) | R6 年度 (実績見込) | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 | R10 年度 | R11 年度 |
|---|----|------------------|--------------------|----------|----------|----------|-----------|-----------|
| 障害者雇用率 ^{*68} | % | 3.06 | 3.0 | 3.14 | 3.18 | 3.22 | 3.26 | 3.3 |
| 障害者雇用率 ^{*68} (全国順位) | 位 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 福祉施設利用者の一般就労 ^{*9} への移行人数 | 人 | — | 232 | 244 | 255 | 266 | 277 | 288 |
| 【障害者就業・生活支援センター ^{*71} 事業】登録者の就職件数 | 人 | 158 | 160 | 160 | 160 | 160 | 160 | 160 |
| 就労移行支援 ^{*56} 事業利用終了者に占める一般就労 ^{*9} へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合 | % | — | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |

2. 就労の継続

現状と課題

- 障害のある人の障害の程度や状況は人により様々です。障害のある人が安心して働き続けるためには、短時間の就労や業務内容、職場環境の調整等、事業主が雇用する障害のある人の障害のことを理解し、様々な配慮を行う必要があります。
- 厚生労働省が行った調査によると障害のある人の職場定着率は低く、1年後には3分の1から2分の1の人が離職しています。特に精神障害のある人は、定着率が低くなっています（1年後定着率：身体障害60.8%、知的障害68.0%、精神障害49.3%）。一旦離職しても、再度の就職がしやすい環境づくりを推進する必要があります。
- 圏域ごとに設置している障害者就業・生活支援センター^{*71}では、個々の障害のある人の就職や、職場への定着促進に向け、就業面と生活面を合わせた支援に取り組んでいます。障害者就業・生活支援センターの登録者数は、年々増加しています。障害のある人が長く働き続けるためには、障害者就業・生活支援センターを中心に、障害のある人が働く職場、就労連携コーディネーター^{*61}、特別支援学校、ハローワーク、障害者職業センター、障害福祉サービス事業所^{*78}等関係機関が連携した個別の支援に引き続き取り組む必要があります。

取組

【取組の方向】

就労する障害のある人が、安心して働き続けることができるための定着支援に取り組みます。

(1) 総合的な就労支援

① 「障害者はたらく応援団なら^{*75}」の活動推進 [障害福祉課長]

奈良労働局^{*123}と共同で運営する「障害者はたらく応援団なら」の取組として、障害者雇用推進フォーラムや意見交換会の開催、職場実習^{*82}の充実、障害理解の促進、職場定着支援等、官民が一体となって一般企業等への障害者就労を支援します。

② 職場定着支援の充実 [障害福祉課長]

障害のある人が安心して働き続けることができるよう、障害者就業・生活支援センター^{*71}やハローワーク、障害者職業センター等、障害のある人の就労を支援する各機関が密接に連携し、就

業に伴う日常生活や社会生活に必要な支援等、個別のニーズに応じた職場定着支援を実施します。

また、障害のある人を雇用する一般企業等に対し、まほろばあいサポート運動*150の取組や、職場における情報保障など様々な障害に応じた合理的配慮*32の提供について周知し、障害のある人が長く働ける環境づくりを支援します。

③ 障害特性に応じた職場訓練の推進 [人材・雇用政策課長]

障害特性に応じた就労支援及び多様な職業への就職機会の確保を図るため、様々な職種に対応できる訓練を行うことにより就労につなげていきます。

就職又は雇用の継続に必要な知識・技能の習得を図るため、高等技術専門学校において知的障害のある人を対象とした職業訓練（販売実務科）及び障害者委託訓練*8を実施します。

数値目標

| 項目 | 単位 | R5 年度 (実績) | R6 年度 (実績見込) | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 | R10 年度 | R11 年度 |
|--|----|------------------|--------------------|----------|----------|----------|-----------|-----------|
| 高等技術専門学校における職業訓練（知的障害者）の受講者の就職率 | % | 85.7 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 就労定着支援*60事業の利用者数 | 人 | — | 124 | 132 | 140 | 148 | 156 | 164 |
| 就労定着支援*60事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合 | % | — | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 |

3. 福祉的就労^{*140}への支援

現状と課題

- 就労移行支援^{*56}事業所、就労継続支援事業所(A型^{*57}・B型^{*58})等、県内の就労系サービス事業所は増加しています(事業所数:②255箇所→⑥323箇所)。引き続き、一般就労^{*9}が困難な人の地域生活を支えるため、また、働くことによる生きがいの充実に取り組む必要があります。
- 本県の就労継続支援事業所(B型)^{*58}で働く障害のある人が受け取る工賃^{*29}の1人あたりの平均月額、令和4年度で18,056円となっており全国平均(④17,031円)を上回るとともに、目標(④18,000円)を達成することができました。今後も引き続き、障害のある人の自立した地域生活の実現を目指し、更なる工賃向上を図るための取組が必要です。
- 近年、人手不足の農業分野と障害のある人の活躍の場を求める福祉分野が連携してそれぞれの課題に対応する「農福連携」の取組が全国的に進められています。障害者就労支援施設による農業や農産物の加工の取組を進めるためには、農業に関する知識・経験のある人材の不足や適当な農地の確保などの課題があります。
- 「障害者優先調達推進法^{*76}」が施行され、国のみならず県や市町村においても、障害のある人の工賃^{*29}向上及び自立の促進を図るため、障害者就労施設等が供給する物品・サービス等の積極的な調達が進められています。県では、毎年目標を定めて全庁的な優先調達に取り組んでおり、調達実績額は年々増加傾向です(①30,649千円→⑤38,034千円)。今後も引き続き、県内市町村等も含めた県全体で更なる優先調達の拡大を図るための取組が必要です。

【取組の方向】

官民が一体となった取組を推進し、事業所の経営力強化を図ることによって、障害者就労支援施設等で働く人の工賃^{*29}向上を目指します。

(1) 福祉的就労^{*140}の場の確保

① 売れる商品づくりの推進〔障害福祉課長〕

商品の品質向上と販路拡大、一般市場での流通を目指し、販売会やイベント、カタログ等を活用した事業所商品のPRに取り組みます。

専門家や企業等と連携し、魅力的な商品づくりに積極的に取り組む事業所を支援します。

② 農福連携の推進〔障害福祉課長、担い手・農地マネジメント課長〕

農業に取り組む障害福祉サービス事業所^{*78}に対し、農業技術や農産物の加工、販売に係る指導・助言を行う専門家を派遣するとともに、農業分野における販売会を実施することにより、販路の拡大を図ります。また、農福連携コーディネーターによる農作業受委託のマッチング支援を推進します。

(2) 優先調達^{*29}の推進と工賃^{*29}の向上

① 優先調達^{*29}の推進〔障害福祉課長〕

障害者就労施設等の提供する物品やサービスの優先調達にあたっては、毎年度「奈良県障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針^{*117}」を定め、「地方自治法施行令」に規定する特定随意契約^{*110}を活用し、積極的に推進します。

事業所において提供している商品・サービス等の情報発信を充実させるとともに、近年のIT分野の進展等も踏まえて、ニーズの掘り起こしを行います。また、発注側と受注側が情報交換等を行う場を設け、双方のニーズを確認することでマッチングにつなげるなど、さらなる優先調達^{*29}の拡大を図ります。

② 工賃^{*29}向上に向けた取組〔障害福祉課長〕

工賃向上に取り組む事業所の販売機会を確保・新規開拓するとともに、販売会等の機会を捉えて、事業所の販売力強化に向けた支援を行います。

事業所が企業経営的な手法を習得し、工賃向上に対する意識向上を図るために、事業所のニーズに沿った支援を行います。また、共同受注窓口との連携を強化するとともに、共同受注窓口の活用事例等の周知に努めます。

数値目標

| 項目 | 単位 | R5 年度 (実績) | R6 年度 (実績見込) | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 | R10 年度 | R11 年度 |
|--------------------|-----|------------------|--------------------|----------|----------|----------|-----------|-----------|
| 月額平均工賃*29 | 円 | 24,696 | 25,800 | 26,400 | 27,100 | 27,700 | 28,400 | 29,100 |
| 年間工賃*29 支払総額 | 百万円 | 625 | 675 | 725 | 775 | 825 | 875 | 925 |
| 障害者就労施設等からの物品等の調達額 | 百万円 | 39 | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 |

(viii) 誰もが気軽に社会参加できる環境づくり

【目指す方向】

障害のある人の様々な社会活動への参加による自己実現を支援します

1. 情報アクセシビリティ*⁸⁰の推進

現状と課題

- 令和元年に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」や令和4年に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、障害のある人が当たり前に必要な情報を取得できる環境づくり(情報保障)が求められています。
- 障害のある人の自立や社会参加を進める上で、全ての人が平等、円滑に情報を入手し、共有することができるよう、障害の特性に応じた情報伝達手段を確保することが重要であることから、情報アクセシビリティ*⁸⁰の向上を推進する必要があります。
- 社会のあらゆる場面で情報通信技術(ICT)が浸透しつつあります。こうした新たな技術を用いた機器やサービスは、社会的障壁の除去につながる可能性もあります。障害のある人の移動の支援や情報の提供を行う場合等、様々な場面でアクセシビリティに配慮したICTをはじめとする新たな技術の活用について検討を行い、活用が可能なものについては導入の検討を行う必要があります。
- 障害のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うためには、意思疎通支援を担う人材の確保が必要ですが、手話通訳者や要約筆記*¹⁵⁴者等の登録者数は伸び悩んでいます。意思疎通支援を担う人材の育成や確保等の取組を通じて、意思疎通支援の充実を図る必要があります。
- 平成29年に施行された「奈良県手話言語条例」に基づき、手話の普及や手話を利用しやすい環境整備等に取り組んでいるところですが、今後も引き続き、手話を必要とする人が円滑に意思疎通できるよう、さらなる普及・啓発、環境整備が必要です。
- 県政広報については、広報誌「県民だより奈良」の点字版や音声版の発行、県政ニュース番組「県政フラッシュ」への字幕放送の導入等に取り組んでいます。障害のある人を含め、誰もが利用しやすい広報が求められる中、より一層、県政広報のアクセシビリティ向上に努めていく必要があります。

【取組の方向】

障害のある人自らの決定に基づき社会活動に参加できるように意思疎通支援を担う人材の養成・確保を行います。また、障害の有無を問わず情報が得られるよう障害特性に応じた情報提供・情報保障の充実を目指します。

(1) 意思疎通支援の充実

① 情報アクセシビリティ*⁸⁰の向上及び意思疎通支援の充実

〔障害福祉課長〕

障害のある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、手話通訳者等の配置を進めるほか、ヒアリンググループ等の情報支援機器の配備や、災害時も含めた情報通信技術（ICT）を始めとする新たな技術の活用を検討し、可能なものについて導入を進めます。

障害のある人の意思疎通支援に関するICT機器の利用機会の拡大や相談支援等を行います。電話リレーサービス等の公共インフラの利用について、普及・啓発を行います。

② 意思疎通支援を担う人材の養成・確保〔障害福祉課長〕

手話通訳者、要約筆記*¹⁵⁴者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向けの意思疎通支援者の養成研修を実施します。また、登録されている手話通訳者等のスキルアップを目的とした研修会を実施する等、意思疎通支援の質の向上を目指します。

視覚障害者福祉センター*⁴¹において、点訳・音訳奉仕員の養成・研修等を実施します。

③ 市町村の取組に対する支援〔障害福祉課長〕

市町村が行う意思疎通支援事業*⁷（地域生活支援事業*¹⁰⁴）が、正確な意思疎通を担保できる意思疎通支援者により行われるよう助言や情報提供等の必要な支援を行います。

(2) 情報保障の充実

① 障害特性に応じた情報保障の充実〔障害福祉課長〕

聴覚障害のある人について、県が主催するイベントや講演会において手話通訳者や要約筆記*¹⁵⁴者を配置し、情報保障に努めます。引き続き、知事定例記者会見や県議会中継において手話通訳者を配置するとともに、障害福祉課内に手話通訳者を配置し、聴覚障害のある来庁者への情報保障を行います。

県が作成するパンフレット等の印刷物について、視覚障害のある人には、点字や音声コード等により、知的障害のある人には平易な言葉・ルビ・絵・図表等によりわかりやすく表現するよう努めます。

視聴覚障害者情報提供施設において、視覚や聴覚に障害のある人に対して、ニーズに応じた情報提供等を行います。

障害者団体等の会議、研修、講演等における意思疎通支援者の派遣を行います。また、聴覚障害者支援センター*107に手話通訳者、要約筆記者や盲ろう者向け通訳・介助員を配置し、聴覚障害のある人への情報提供を行います。

災害や事故等の非常時において、聴覚障害のある人が、必要な情報を速やかに取得し周囲の状況を把握できるよう、事業者等に対し情報保障の大切さの理解を進めます。

② 県政広報の充実〔広報広聴課長〕

県政広報においては、引き続き、広報誌の点字版や音声版の発行、字幕付き放送をはじめ、テレビ・ラジオ・ホームページ等の多様な媒体を活用した情報提供の充実に取り組むとともに、障害のある人や高齢者への配慮を進め、アクセシビリティの維持・向上に取り組みます。

③ 読書バリアフリーの推進〔障害福祉課長、文化振興課長〕

障害のある人が情報支援機器の使用方法を学ぶ機会を創出するとともに、展示会を開催するなどして情報支援機器の普及促進を図ります。

図書館において、大活字図書、CDブック、デイジー図書（録音図書）の利用を促進するとともに、対面朗読室や音声出力装置、点字プリンターおよび拡大読書器の提供や、来館せずとも図書館の図書や雑誌を借りられる郵送貸出を引き続き行います。また、来館者が資料や情報によりスムーズにアクセスできるよう、引き続き環境整備に努めます。さらに、国立国会図書館やサピエ図書館のインターネットサービスを活用し、音声データの提供を促進します。

視覚障害者福祉センター*41において、点字図書や録音図書の製作・貸出、対面朗読の実施、本や資料等の点訳・音訳を行うことにより、引き続き視覚障害のある人への情報提供を行います。

数値目標

| 項目 | 単位 | R5 年度 (実績) | R6 年度 (実績見込) | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 | R10 年度 | R11 年度 |
|---|----|------------------|--------------------|----------|----------|----------|-----------|-----------|
| 手話通訳者数 | 人 | 134 | 137 | 140 | 143 | 146 | 149 | 152 |
| 要約筆記* ¹⁵⁴ 者数 | 人 | 51 | 54 | 57 | 60 | 63 | 66 | 69 |
| 盲ろう者向け通訳・介助員数 | 人 | 57 | 60 | 63 | 66 | 67 | 70 | 73 |
| 失語症者向け意思疎通支援者養成数 | 人 | 49 | 64 | 79 | 94 | 109 | 124 | 139 |
| 点訳・音訳奉仕員数 | 人 | 234 | 244 | 254 | 264 | 274 | 284 | 294 |
| 手話通訳者・要約筆記* ¹⁵⁴ 者派遣事業 実利用見込み件数(手話通訳者) | 件 | 724 | 727 | 730 | 735 | 740 | 745 | 750 |
| 手話通訳者・要約筆記* ¹⁵⁴ 者派遣事業 実利用見込み件数(要約筆記者) | 件 | 117 | 120 | 125 | 130 | 135 | 140 | 145 |
| 盲ろう者向け通訳・介助員数派遣事業 実利用見込み件数 | 件 | 259 | 260 | 265 | 270 | 275 | 280 | 285 |

2. スポーツ・文化芸術活動等の充実

現状と課題

- 障害のある人もない人も参加できるスポーツイベント等を開催し、だれもが一緒にスポーツを楽しむことができる機会の創出に努めています。今後も、障害の有無にかかわらず、県民が交流できる機会をつくり、スポーツを通じた共生社会*¹⁸を目指します。また、障害者スポーツの現状を把握し、取組を充実させていくことにより、障害者スポーツの活性化を図ります。
- 令和13年に全国障害者スポーツ大会*⁷²が奈良県で開催されることもあり、障害者スポーツの活性化など機運醸成が求められています。
- 文化芸術活動については、障害のある人の幅広い社会参加の促進や余暇活動の充実に加え、障害のある人とない人との交流を促進することが重要です。県では平成29年度に「全国障害者芸術・文化祭」と「国民文化祭」を全国で初めて一体開催しました。平成30年度からも「奈良県障害者大芸術祭」と「奈良県大芸術祭」を一体開催しており、令和3年度には「奈良県みんなでのしむ大芸術祭(みん芸)」に名称を一本化し、毎年9月から11月まで開催しています。また、「障害者作品展*⁶⁹」も開催しています。しかし、障害のある人が地域で文化芸術活動に参加できる場所が少ないこと及び文化芸術活動を指導できる人材が不足していることが課題となっています。

取組

【取組の方向】

障害のある人もない人も、ともにスポーツや文化芸術活動に取り組み、地域でスポーツ・文化芸術に参加できる環境をつくり、気軽に参加できる機会の充実を目指します。

(1) スポーツ活動の充実

① スポーツを通じた共生社会*¹⁸の実現[障害福祉課長]

障害のある人もない人も、ともに参加してスポーツを楽しむことにより相互の交流を深め、障害者スポーツへの理解を促進するため、奈良県障害者軽スポーツ大会や幼い頃から障害者スポーツに親しんでもらうための子どもを対象とした実技体験など、障害の有無にかかわらず参加できるイベントを開催します。また、総合型地域スポーツクラブ等において障害のある人もない人も一緒に活動できるプログラムを実施するなど、スポーツを通じた共生社会の実現につなげます。

② スポーツに取り組む機会の充実 [障害福祉課長]

障害のある人が、障害の種別や程度にかかわらず、健康づくりやスポーツに取り組める健康教室やスポーツ体験等の開催やその情報発信、奈良県障害者スポーツ大会*72の開催、全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣などを行い、障害者の社会参加の促進及びスポーツに取り組む機会の充実を図ります。

また、令和13年に奈良県で開催される全国障害者スポーツ大会においても、1人でも多くの障害のある人が参加していただけるように、指導者の養成や障害者スポーツの普及・啓発などを進めます。

さらに、県民の障害理解の促進につなげるため、本大会に参加する障害のある人が競技に取り組む姿等を発信していきます。

③ 障害のある人がスポーツを楽しむことができる環境づくり [障害福祉課長]

障害のある人が身近な地域でスポーツを楽しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブ等による障害者スポーツの取組を支援するとともに、スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の促進や障害者スポーツ用品の貸出など、障害のある人が身近な地域で、日常的かつ継続的にスポーツができる環境づくりを進めます。

また、障害者スポーツをとりまく現状を把握し、取組を充実させていくことにより、障害者スポーツを楽しむ環境づくりに努めていきます。

④ 障害者スポーツを支える人材の育成 [障害福祉課長]

奈良県障害者スポーツ協会や奈良県障害者スポーツ指導者協議会と連携して、引き続き、障害のある人がスポーツを行う際に、それぞれの特性を理解し、障害の種別や程度に応じた技術的な指導・助言を行うことができるスポーツ指導者の養成、指導力の向上、市町村等への派遣など活用を図っていくとともに、学生など若い世代にも広く呼びかけ、次世代の担い手確保に努めます。

また、日本パラスポーツ協会と連携して、障害者スポーツボランティア人材バンク・スポーツボランティア登録制度の運営や障害者スポーツ指導員養成講習会の開催など、障害のある人の運動・スポーツへの参加を支援する人材の確保・育成・資質の向上を図るとともに、その活動を支える体制の充実を進めます。

(2) 文化芸術活動等の充実

① 文化芸術活動等に参加する機会の充実 [障害福祉課長]

障害のある人の文化芸術活動の発表の場として、「奈良県みんなでのしむ大芸術祭」で多くの方に参加していただくとともに、障害のある人とない人の交流の機会を増やします。「奈良県障害者芸術文化活動支援センター」を設置し、奈良県の障害者芸術文化活動(美術・演劇・音楽等)の更なる振興を図ることを目的として、地域における障害者および団体等の文化芸術活

動を支援します。また、県内から広く募集した作品を展示する障害者作品展*69の開催等により、障害のある人の文化芸術活動や余暇活動への参加を促進します。

② 県立文化施設における取組の充実〔施設所管課長〕

県立文化施設では、来館者に優しい動線の確保、障害者用駐車場・トイレの整備等の施設のバリアフリー化や情報提供、観覧料の減免等を行います。

数値目標

| 項目 | 単位 | R5 年度 (実績) | R6 年度 (実績見込) | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 | R10 年度 | R11 年度 |
|------------------|----|------------------|--------------------|----------|----------|----------|-----------|-----------|
| 障害者スポーツ大会*72参加者数 | 人 | 542 | 557 | 572 | 587 | 602 | 617 | 632 |
| 障害者作品展*69出展者数 | 人 | 1,687 | 1,545 | 1,850 | 1,865 | 1,880 | 1,895 | 1,910 |

3. 計画の推進体制等

計画の実効性を確保するための仕組み（計画の推進体制とPDCAサイクル）を構築するとともに、目標と責任を明確化します。

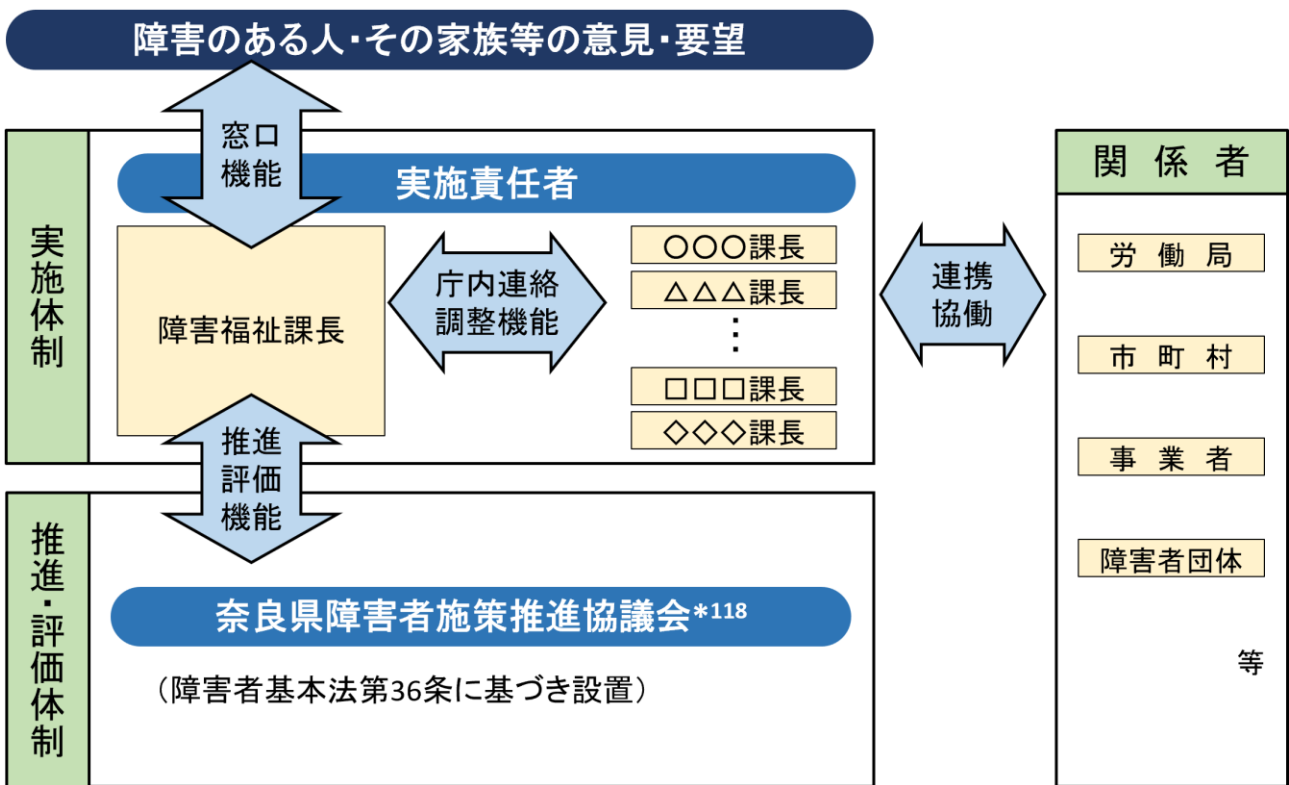
(1) 計画の推進体制・PDCAサイクルの構築

- ・障害福祉課によるコーディネート機能を明確化、実施責任者による取組を実施、推進体制の構築、関係者との連携・協働 等

(2) 目標と責任の明確化


- ・施策の柱ごとに目標を明確化
 - ①奈良県の目指すべき姿を設定（定性的目標）
 - ②数値目標を設定（定量的目標）
- ・目標の実現に向けた取組及び実施責任者を明確化

《計画の推進体制》



《PDCAサイクル》





第3部

数值目標等

Ⅰ. 数値目標一覧

| 施策分野 | 施策の柱 | No | 項目 | 単位 | R5 年度 (実績) | R6 年度 (実績 見込) | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 | R10 年度 | R11 年度 | | |
|------------------------|------------------------------------|----|--|-------|---------------------------------|------------------------|----------|----------|----------|-----------|-----------|--|--|
| 共生社会の実現に向けた理解の促進 | 障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり | 1 | あいサポート企業・団体* ⁴ 数 | 団体 | 91 | 94 | 97 | 100 | 103 | 106 | 109 | | |
| | | | | | 年間3企業・団体の認定を目指す。 | | | | | | | | |
| | | 2 | あいサポーター* ¹ 養成人数 | 人 | 28,432 | 30,132 | 31,400 | 32,800 | 34,200 | 35,600 | 37,000 | | |
| | | | | | 年間1,400人の受講を目指す。 | | | | | | | | |
| | | 3 | 障害者虐待防止・権利擁護研修の修了者数 | 人 | 6,046 | 6,426 | 6,800 | 7,180 | 7,560 | 7,940 | 8,320 | | |
| | | | | | 年間380人の増加を目指す。 | | | | | | | | |
| | | 4 | 権利擁護ネットワークの中核機関設置市町村数 | 市町村 | 9 | - | - | 39 | - | - | - | | |
| | | | | | 「地域福祉計画* ¹⁰⁵ 」を基に設定。 | | | | | | | | |
| 必要なときに身近な地域で相談できる体制づくり | 地域における相談支援の体制づくり | 5 | 地域の相談支援ネットワークの構築に向けた助言件数 | 件 | 479 | 544 | 609 | 674 | 739 | 804 | 869 | | |
| | | | | | 年間65件の増加を目指す。 | | | | | | | | |
| | 誰もが適切な支援を受けられる相談体制の強化 | 6 | 発達障害者支援センター* ¹³³ 及び地域支援マネージャーの関係機関への助言件数 | 件 | 761 | 760 | 770 | 785 | 810 | 835 | 860 | | |
| | | | | | 年間10~25件の増加を目指す。 | | | | | | | | |
| | | 7 | 発達障害者支援センター* ¹³³ 及び地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数 | 件 | 25 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | | |
| | | | | | 年間1件の増加を目指す。 | | | | | | | | |
| 8 | 発達障害者支援センター* ¹³³ への相談件数 | 件 | 4,670 | 4,645 | 4,620 | 4,595 | 4,570 | 4,545 | 4,520 | | | | |
| | | | 相談件数について年間25件の減少を目指す。 | | | | | | | | | | |
| 9 | 高次脳機能障害* ²⁷ 支援養成研修の受講者数 | 人 | - | - | 30 | 60 | 90 | 120 | 150 | | | | |
| | | | 年間30人の増加を目指す。 | | | | | | | | | | |

| 施策分野 | 施策の柱 | No | 項目 | 単位 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|--------------------|----------------------------------|--------------------------------|---|------|------------|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | | 年度 (実績) | 年度 (実績 見込) | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |
| 希望する地域生活を送るための支援 | 自己決定・自立した生活の支援 | 10 | サービス等利用計画*38において相談支援専門員*99が作成した計画の割合 | % | 87.9 | 88.5 | 89 | 89.5 | 90 | 90.5 | 91 |
| | | | 年間 0.5%の増加を目指す。 | | | | | | | | |
| | | 11 | 障害児支援利用計画*63において相談支援専門員*99が作成した計画の割合 | % | 76.3 | 76.5 | 80 | 81 | 82 | 83 | 84 |
| | | | 年間 1.0%の増加を目指す。 | | | | | | | | |
| | | 12 | 主任相談支援専門員研修修了者数 | 人 | 21 | 29 | 37 | 45 | 53 | 61 | 69 |
| 年間 8 人の増加を目指す。 | | | | | | | | | | | |
| ネットワークの強化 | 14 | 地域生活支援拠点設置市町村割合 | % | 43.5 | 43.5 | 70 | 100 | 100 | 100 | 100 | |
| | | | 令和 8 年度に 100%を目指す。 | | | | | | | | |
| 地域で安心して暮らすための環境づくり | 住まいの確保 | 15 | グループホーム*24の定員数 | 人 | 1,957 | 2,278 | 2,300 | 2,400 | 2,500 | 2,600 | 2,700 |
| | | | 見込量を上回る水準を目指す。 | | | | | | | | |
| | バリアフリーの推進 | 16 | 移動等円滑化促進方針*10バリアフリー基本構想*134を作成した市町村数 | 市町村 | 13 | 13 | 13 | 14 | 14 | 14 | 15 |
| | | | 作成済市町村数の増加を目指す。 | | | | | | | | |
| | | 17 | 鉄道駅のバリアフリー化率(1日当たり平均乗降客数3,000人以上の駅及び2,000人以上3,000人未満でバリアフリー基本構想*134の生活関連施設に位置づけられた駅の段差解消率) | % | 82.8 | 89.1 | 100 | - | - | - | - |
| | | | 1日当たり平均乗降客数3,000人以上の駅及び2,000人以上3,000人未満でバリアフリー基本構想*134の生活関連施設に位置づけられた駅について、令和7年度末までに原則として全ての駅の段差解消を目指す。 | | | | | | | | |
| | 18 | ノンステップバス*131の導入率 | % | 76.6 | - | 80 | - | - | - | - | |
| | 令和7年度末までにノンステップバス*131導入率80%を目指す。 | | | | | | | | | | |
| 災害時における支援の充実 | 20 | 個別避難計画*35の作成市町村数 | 市町村 | 25 | 25 | 29 | 31 | 34 | 36 | 39 | |
| | | | 年間 2~3 市町村の増加を目指す。 | | | | | | | | |
| | 21 | 福祉避難所*141の設置数 | 箇所 | 286 | 296 | 306 | 316 | 326 | 336 | 346 | |
| | | | 年間 10 箇所の整備を目指す。 | | | | | | | | |
| 22 | DWAT*115チーム員登録者数 | 人 | 159 | 170 | 172 | 174 | 176 | 178 | 180 | | |
| | | 令和7年度に172人を目指し、以後、年間2人の増加を目指す。 | | | | | | | | | |

| 施策分野 | 施策の柱 | No | 項目 | 単位 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|--|--|--|-----------------------------------|--------------|------------|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | | 年度 (実績) | 年度 (実績 見込) | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |
| いつでも必要な医療や療育を受けられる環境づくり | 保健・医療の 充実 | 23 | 入院中の精神障害のある人の地域移行 入院後3か月時点の退院率 | % | - | 69 | 69 | 69 | 69.3 | 69.5 | 69.8 |
| | | | | 基本指針の水準を目指す。 | | | | | | | |
| | | 24 | 入院後6か月時点の退院率 | % | - | 84 | 84 | 84.5 | 84.8 | 85.1 | 85.4 |
| | | | | 基本指針の水準を目指す。 | | | | | | | |
| | | 25 | 入院後1年時点の退院率 | % | - | 92 | 92 | 92 | 92.3 | 92.5 | 92.7 |
| | | | | 基本指針の水準を目指す。 | | | | | | | |
| | | 26 | 在院期間1年以上の長期入院者数 | 人 | - | 1,305 | 1,259 | 1,213 | 1,171 | 1,127 | 1,082 |
| | | | | 基本指針の水準を目指す。 | | | | | | | |
| | | 27 | 精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上) | 人 | - | 810 | 782 | 754 | 726 | 698 | 670 |
| | | | | 基本指針の水準を目指す。 | | | | | | | |
| | | 28 | 精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳未満) | 人 | - | 495 | 477 | 459 | 441 | 423 | 405 |
| | | | | 基本指針の水準を目指す。 | | | | | | | |
| | | 29 | 精神障害者の精神病床から退院後、1年以内の地域での平均生活日数 | 日 | - | 325.0 | 325.1 | 325.3 | 325.5 | 325.7 | 325.9 |
| 精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を三百二十五・三日以上とする | | | | | | | | | | | |
| 30 | 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者の協議の場の設置割合 | % | 41 | 97 | 97 | 100 | 100 | 100 | 100 | | |
| | | 全ての市町村に設置を目指す。 | | | | | | | | | |
| 31 | 医療的ケア児等コーディネーター* ¹³ 養成研修修了者数 | 人 | 166 | 166 | 186 | 186 | 206 | 206 | 226 | | |
| | | 隔年開催し修了者各20名を目指す。 | | | | | | | | | |
| 32 | 医療的ケア児等コーディネーター* ¹³ を配置している事業所数 | 箇所 | 114 | 114 | 119 | 119 | 124 | 124 | 129 | | |
| | | 既に配置している事業所から別の者が受講する場合もあるため事業所の増加数は各5事業所を目指す。 | | | | | | | | | |
| 33 | 主に重症心身障害* ⁵² 児を支援する児童発達支援* ⁴⁹ 事業所の設置市町村の割合 | % | 15.4 | 15.4 | 20 | 40 | 60 | 80 | 100 | | |
| | | 全市町村への設置を目指す。 | | | | | | | | | |

| 施策分野 | 施策の柱 | No | 項目 | 単位 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | | |
|-------------------------|---|---------------------------------------|---|---|----------------------|------------------|---------|------|------|------|------|--|--|
| | | | | | 年度 (実績) | 年度 (実績 見込) | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | | |
| いつでも必要な医療や療育を受けられる環境づくり | 保健・医療の充実 | 34 | 主に重症心身障害*52児を支援する放課後等デイサービス*147事業所の設置市町村の割合 | % | 17.9 | 20 | 20 | 40 | 60 | 80 | 100 | | |
| | | | | | 全市町村への設置を目指す。 | | | | | | | | |
| | | 35 | 認知症サポート医*129の養成者数 | 人 | 144 | - | 162 | 171 | 180 | 189 | 198 | | |
| | | | | | 年間9人の増加を目指す。 | | | | | | | | |
| | | 36 | 認知症サポーター*128養成数 | 人 | 140,252 | - | 158,800 | - | - | - | - | | |
| | | | | | 国策定の「認知施策推進大綱」を基に設定。 | | | | | | | | |
| | 37 | 地域生活支援広域調整会議等事業協議会の開催見込み数 | 回 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | |
| | | | | 保健所ごとの協議の場を設置したので、広域的な会議を立ち上げ年1回開催を目指す。 | | | | | | | | | |
| | 38 | 地域移行・地域生活支援事業ピアサポート研修受講者数 | 人 | 66 | 66 | 70 | 80 | 90 | 100 | 110 | | | |
| | | | | 年間10人の増加を目指す。 | | | | | | | | | |
| | 39 | 災害派遣精神医療チーム体制整備事業DPAT*39隊員登録者数 | 人 | 8 | 8 | 12 | 15 | 24 | 30 | 33 | | | |
| | | | | 精神科病床のある公立病院を中心に、意欲的な民間医療機関を含めて登録者数を増やし、11チーム(33人)を目指す。 | | | | | | | | | |
| | 子どもへの支援の充実 | 40 | 健康診査受診率(1歳6か月) | % | - | 97.5 | 97.7 | 97.9 | 98.1 | 98.3 | 98.5 | | |
| | | | | | 年間0.2~0.3%の増加を目指す。 | | | | | | | | |
| | | 41 | 健康診査受診率(3歳) | % | - | 95 | 95.2 | 95.4 | 95.6 | 95.8 | 96 | | |
| | | | 年間0.2~0.3%の増加を目指す。 | | | | | | | | | | |
| 42 | | ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の家族支援を実施する市町村数 | 市町村 | - | 5 | 10 | 15 | 20 | 25 | 30 | | | |
| | | | 年間5件の増加を目指す。 | | | | | | | | | | |
| 43 | ペアレントメンター*142による相談会等の件数 | 件 | 11 | 16 | 21 | 26 | 31 | 36 | 41 | | | | |
| | | | 年間5件の増加を目指す。 | | | | | | | | | | |
| 44 | 児童発達支援センター*50の設置圏域の割合 | % | 80 | 80 | 80 | 100 | 100 | 100 | 100 | | | | |
| | | | 令和8年度末までに全圏域への設置を目指す。 | | | | | | | | | | |
| 45 | 児童発達支援センター*50等による地域の中核的役割や機能強化に取り組む市町村の割合 | % | 15.4 | 20 | 25 | 30 | 35 | 40 | 45 | | | | |
| | | | 年間5%の増加を目指す。 | | | | | | | | | | |

| 施策分野 | 施策の柱 | No | 項目 | 単位 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | | |
|------------------------------------|--|---|---|---------------------------------|--------------|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|--|
| | | | | | 年度 (実績) | 年度 (実績 見込) | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | | | |
| 適切な教育の推進 障害特性等に 応じた | 特別支援教育*111 の充実 | 46 | 通常の学級に在籍し個別の指導計画*37を作成している障害のある児童生徒(通級による指導を受けている児童生徒を除く)割合 | % | 96.3 | 96.5 | 97 | 98 | 99 | 100 | 100 | | |
| | | | | 年間1%の増加を目指す。 | | | | | | | | | |
| | | 47 | 特別支援教育*111に関する校内研修を実施した学校の割合 | % | 88 | 90 | 92 | 94 | 97 | 100 | 100 | | |
| | | | | 100%を目指す。 | | | | | | | | | |
| 能力を最大限に 発揮し働き続け られる就労の 促進 | 雇用の促進 | 48 | 障害者雇用率*68 | % | 3.06 | 3.00 | 3.14 | 3.18 | 3.22 | 3.26 | 3.30 | | |
| | | | | 位 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | |
| | | | | (全国順位) | 全国1位を目指す。 | | | | | | | | |
| | | 49 | 福祉施設利用者の一般就労*9への移行人数 | 人 | - | 232 | 244 | 255 | 266 | 277 | 288 | | |
| | | | | 基本指針を上回る水準を目指す。 | | | | | | | | | |
| | | 50 | 【障害者就業・生活支援センター*71事業】登録者の就職件数 | 人 | 158 | 160 | 160 | 160 | 160 | 160 | 160 | | |
| | 年間160件の就職を目指す。 | | | | | | | | | | | | |
| | 51 | 就労移行支援*56事業利用終了者に占める一般就労*9へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合 | % | - | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | | | |
| | | | 年間50%以上を目指す。 | | | | | | | | | | |
| | 就労の継続 | | 52 | 高等技術専門学校における職業訓練(知的障害者)の受講者の就職率 | % | 85.7 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | |
| | | | | | 就職率100%を目指す。 | | | | | | | | |
| | | | 53 | 就労定着支援*60事業の利用者数 | 人 | - | 124 | 132 | 140 | 148 | 156 | 164 | |
| 基本指針を上回る水準を目指す。 | | | | | | | | | | | | | |
| 54 | 就労定着支援*60事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合 | % | - | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | | | | |
| | | 25%以上を目指す。 | | | | | | | | | | | |
| 福祉的就労*140 への支援 | | 55 | 月額平均工賃*29 | 円 | 24,696 | 25,800 | 26,400 | 27,100 | 27,700 | 28,400 | 29,100 | | |
| | | | | 年間700円程度の増加を目指す。 | | | | | | | | | |
| | | 56 | 年間工賃*29支払総額 | 百万円 | 625 | 675 | 725 | 775 | 825 | 875 | 925 | | |
| 年間50百万円の増加を目指す。 | | | | | | | | | | | | | |
| 57 | 障害者就労施設等からの物品等の調達額 | 百万円 | 39 | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | | | | |
| | | 年間1百万円の増加を目指す。 | | | | | | | | | | | |

| 施策分野 | 施策の柱 | No | 項目 | 単位 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|--------------------|-------------------------------|--|------------------|----------------|------------|------------------|-------|-------|-------|-----|-----|
| | | | | | 年度 (実績) | 年度 (実績 見込) | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |
| 誰もが気軽に社会参加できる環境づくり | 情報アクセシビリティ*80の推進 | 58 | 手話通訳者数 | 人 | 134 | 137 | 140 | 143 | 146 | 149 | 152 |
| | | | | 年間3人程度の登録を目指す。 | | | | | | | |
| | | 59 | 要約筆記*154者数 | 人 | 51 | 54 | 57 | 60 | 63 | 66 | 69 |
| | | | | 年間3人程度の登録を目指す。 | | | | | | | |
| | | 60 | 盲ろう者向け通訳・介助員数 | 人 | 57 | 60 | 63 | 66 | 67 | 70 | 73 |
| | | | | 年間3人程度の登録を目指す。 | | | | | | | |
| | | 61 | 失語症者向け意思疎通支援者養成数 | 人 | 49 | 64 | 79 | 94 | 109 | 124 | 139 |
| | | | | 年間15人の登録を目指す。 | | | | | | | |
| | 62 | 点訳・音訳奉仕員数 | 人 | 234 | 244 | 254 | 264 | 274 | 284 | 294 | |
| | | | 年間10人程度の登録を目指す。 | | | | | | | | |
| | 63 | 手話通訳者・要約筆記*154者派遣事業 実利用見込み件数(手話通訳者) | 件 | 724 | 727 | 730 | 735 | 740 | 745 | 750 | |
| | | | 年間5件の増加を目指す。 | | | | | | | | |
| | 64 | 手話通訳者・要約筆記*154者派遣事業 実利用見込み件数(要約筆者) | 件 | 117 | 120 | 125 | 130 | 135 | 140 | 145 | |
| | | | 年間5件の増加を目指す。 | | | | | | | | |
| 65 | 盲ろう者向け通訳・介助員数派遣事業 実利用見込み件数 | 件 | 259 | 260 | 265 | 270 | 275 | 280 | 285 | | |
| | | 年間5件の増加を目指す。 | | | | | | | | | |
| スポーツ・文化芸術活動等の充実 | 66 | 障害者スポーツ大会*72参加者数 | 人 | 542 | 557 | 572 | 587 | 602 | 617 | 632 | |
| | | | 年間15人の増加を目指す。 | | | | | | | | |
| 67 | 障害者作品展*69出展者数 | 人 | 1,687 | 1,545 | 1,850 | 1,865 | 1,880 | 1,895 | 1,910 | | |
| | | 年間15人の出展者数増加を目指す。 | | | | | | | | | |

※基本指針:障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業*104の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(厚生労働省告示)

2. 障害福祉サービス等の見込量

① 県全体

総人口

1,282,532人（R7年1月1日現在）

| 項目 | 単位 | 実績 | | | | 見込 | | | | | | |
|-------------|----------------------------------|-------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 | |
| 訪問系サービス | 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援 | 時間 | 87,408 | 93,126 | 95,852 | 101,512 | 115,071 | 120,400 | 126,141 | 131,645 | 137,152 | 142,716 |
| | 人 | 4,078 | 4,311 | 4,446 | 4,678 | 5,111 | 5,282 | 5,455 | 5,631 | 5,802 | 5,974 | |
| 日中活動系サービス | 生活介護 | 人日 | 76,142 | 77,467 | 79,160 | 80,109 | 82,573 | 84,194 | 85,867 | 87,509 | 89,155 | 90,800 |
| | | 人 | 4,002 | 4,082 | 4,188 | 4,263 | 4,398 | 4,476 | 4,557 | 4,635 | 4,715 | 4,794 |
| | 自立訓練（機能訓練） | 人日 | 534 | 505 | 405 | 303 | 651 | 692 | 746 | 791 | 839 | 886 |
| | | 人 | 34 | 30 | 27 | 20 | 48 | 50 | 54 | 56 | 60 | 62 |
| | 自立訓練（生活訓練） | 人日 | 2,659 | 2,629 | 2,846 | 2,902 | 3,421 | 3,674 | 3,951 | 4,211 | 4,481 | 4,752 |
| | | 人 | 194 | 198 | 198 | 199 | 241 | 254 | 267 | 280 | 293 | 306 |
| | 就労選択支援 | 人 | / | / | / | / | / | 120 | 136 | 152 | 168 | 184 |
| | 就労移行支援 | 人日 | 4,310 | 4,290 | 5,051 | 5,554 | 6,082 | 6,584 | 7,136 | 7,654 | 8,182 | 8,708 |
| | | 人 | 256 | 258 | 299 | 326 | 408 | 438 | 476 | 508 | 543 | 576 |
| | 就労継続支援（A型） | 人日 | 19,395 | 19,801 | 21,014 | 22,304 | 24,571 | 25,826 | 27,064 | 28,313 | 29,560 | 30,806 |
| | | 人 | 1,006 | 1,035 | 1,107 | 1,175 | 1,353 | 1,433 | 1,527 | 1,611 | 1,699 | 1,785 |
| | 就労継続支援（B型） | 人日 | 34,312 | 38,528 | 42,577 | 47,964 | 50,415 | 54,573 | 59,012 | 63,264 | 67,562 | 71,860 |
| | | 人 | 2,231 | 2,496 | 2,747 | 3,073 | 3,316 | 3,577 | 3,849 | 4,114 | 4,381 | 4,647 |
| | 就労定着支援 | 人 | 90 | 112 | 118 | 110 | 143 | 159 | 183 | 200 | 224 | 242 |
| 療養介護 | 人 | 215 | 218 | 223 | 227 | 241 | 247 | 257 | 263 | 273 | 279 | |
| 短期入所（福祉型） | 人日 | 4,503 | 4,800 | 5,190 | 5,686 | 6,262 | 6,736 | 7,258 | 7,747 | 8,247 | 8,744 | |
| | 人 | 652 | 700 | 751 | 883 | 998 | 1,066 | 1,131 | 1,198 | 1,264 | 1,331 | |
| 短期入所（医療型） | 人日 | 122 | 175 | 168 | 213 | 234 | 237 | 235 | 237 | 237 | 239 | |
| | 人 | 23 | 30 | 32 | 40 | 45 | 53 | 62 | 71 | 80 | 89 | |
| 居住系サービス | 自立生活援助 | 人 | 5 | 2 | 4 | 6 | 40 | 46 | 64 | 72 | 87 | 96 |
| | 共同生活援助 | 人 | 1,083 | 1,212 | 1,384 | 1,591 | 1,758 | 1,927 | 2,097 | 2,265 | 2,436 | 2,604 |
| | 施設入所支援 | 人 | 1,331 | 1,316 | 1,312 | 1,290 | 1,314 | 1,307 | 1,292 | 1,285 | 1,271 | 1,263 |
| 相談支援 | 計画相談支援 | 人 | 1,828 | 1,939 | 2,074 | 2,196 | 3,003 | 3,160 | 3,326 | 3,483 | 3,643 | 3,801 |
| | 地域移行支援 | 人 | 2 | 6 | 2 | 4 | 26 | 32 | 43 | 47 | 58 | 62 |
| | 地域定着支援 | 人 | 0 | 0 | 1 | 3 | 22 | 28 | 37 | 41 | 50 | 54 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 人日 | 7 | 15 | 22 | 18 | 59 | 61 | 64 | 67 | 70 | 73 | |
| | 人 | 3 | 6 | 11 | 9 | 24 | 25 | 27 | 29 | 31 | 33 | |
| 障害児通所支援 | 児童発達支援 | 人日 | 14,946 | 17,240 | 18,810 | 21,563 | 23,597 | 25,332 | 27,109 | 28,860 | 30,610 | 32,370 |
| | | 人 | 2,119 | 2,518 | 2,748 | 3,114 | 3,708 | 3,952 | 4,200 | 4,445 | 4,690 | 4,934 |
| | 放課後等デイサービス | 人日 | 35,615 | 39,667 | 44,162 | 49,034 | 54,534 | 58,470 | 62,573 | 66,553 | 70,566 | 74,571 |
| | | 人 | 3,523 | 4,091 | 4,699 | 5,266 | 5,797 | 6,311 | 6,088 | 6,355 | 6,500 | 6,644 |
| | 保育所等訪問支援 | 人日 | 84 | 94 | 153 | 251 | 476 | 806 | 1,525 | 1,984 | 2,509 | 3,034 |
| | | 人 | 52 | 72 | 117 | 178 | 315 | 509 | 922 | 1,189 | 1,492 | 1,796 |
| 医療型児童発達支援 | 人日 | 148 | 159 | 104 | 87 | / | / | / | / | / | / | |
| | 人 | 10 | 12 | 9 | 7 | / | / | / | / | / | / | |
| 障害児入所支援 | 福祉型障害児入所支援 | 人 | 6 | 6 | 7 | 5 | 5 | 5 | 5 | 4 | 4 | 4 |
| | 医療型障害児入所支援 | 人 | 15 | 16 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 10 | 10 | 10 |
| 障害児相談支援 | 人 | 825 | 998 | 1,108 | 1,225 | 1,780 | 1,939 | 2,107 | 2,267 | 2,428 | 2,590 | |

※人日：月間の利用人数×1人1ヶ月あたりの平均利用日数

※人：月間の利用人数

② 奈良圏域

| | |
|-------|---------------------|
| 構成市町村 | 奈良市 |
| 圏域総人口 | 346,994人（R7年1月1日現在） |

| 項 目 | 単位 | 実 績 | | | | 見 込 | | | | | | |
|-------------|----------------------------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 | |
| 訪問系サービス | 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援 | 時間 | 34,381 | 35,887 | 37,321 | 39,960 | 41,854 | 44,242 | 46,832 | 49,287 | 51,776 | 54,265 |
| | 人 | 1,435 | 1,507 | 1,547 | 1,626 | 1,651 | 1,696 | 1,745 | 1,791 | 1,838 | 1,885 | |
| 日中活動系サービス | 生活介護 | 人日 | 20,746 | 21,173 | 21,828 | 21,923 | 22,640 | 23,206 | 23,786 | 24,357 | 24,930 | 25,503 |
| | | 人 | 1,139 | 1,165 | 1,203 | 1,219 | 1,243 | 1,266 | 1,289 | 1,312 | 1,335 | 1,358 |
| | 自立訓練（機能訓練） | 人日 | 113 | 50 | 55 | 87 | 92 | 101 | 112 | 122 | 132 | 142 |
| | | 人 | 7 | 4 | 3 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 自立訓練（生活訓練） | 人日 | 961 | 1,032 | 1,111 | 1,204 | 1,291 | 1,434 | 1,593 | 1,741 | 1,892 | 2,043 |
| | | 人 | 81 | 87 | 84 | 82 | 87 | 92 | 96 | 101 | 105 | 110 |
| | 就労選択支援 | 人 | / | / | / | / | / | 120 | 136 | 152 | 168 | 184 |
| | 就労移行支援 | 人日 | 1,268 | 1,275 | 1,586 | 1,584 | 1,618 | 1,723 | 1,835 | 1,942 | 2,051 | 2,159 |
| | | 人 | 78 | 78 | 95 | 94 | 95 | 101 | 106 | 112 | 117 | 123 |
| | 就労継続支援（A型） | 人日 | 5,150 | 5,087 | 5,419 | 5,894 | 6,233 | 6,638 | 7,070 | 7,484 | 7,903 | 8,321 |
| | | 人 | 266 | 263 | 281 | 305 | 322 | 345 | 370 | 394 | 418 | 442 |
| | 就労継続支援（B型） | 人日 | 7,189 | 8,086 | 9,415 | 11,427 | 12,690 | 14,771 | 17,193 | 19,388 | 21,639 | 23,891 |
| | | 人 | 515 | 579 | 661 | 772 | 842 | 962 | 1,098 | 1,223 | 1,351 | 1,479 |
| | 就労定着支援 | 人 | 25 | 32 | 33 | 30 | 31 | 38 | 46 | 53 | 61 | 68 |
| | 療養介護 | 人 | 63 | 66 | 69 | 70 | 75 | 78 | 82 | 85 | 89 | 92 |
| | 短期入所（福祉型） | 人日 | 1,351 | 1,259 | 1,235 | 1,481 | 1,451 | 1,511 | 1,573 | 1,634 | 1,695 | 1,756 |
| 人 | | 157 | 157 | 179 | 232 | 224 | 236 | 248 | 260 | 272 | 284 | |
| 短期入所（医療型） | 人日 | 42 | 77 | 78 | 83 | 105 | 106 | 108 | 109 | 111 | 112 | |
| | 人 | 8 | 12 | 15 | 13 | 20 | 27 | 36 | 44 | 52 | 60 | |
| 居住系サービス | 自立生活援助 | 人 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 共同生活援助 | 人 | 266 | 298 | 348 | 397 | 453 | 529 | 618 | 698 | 781 | 863 |
| | 施設入所支援 | 人 | 333 | 329 | 341 | 338 | 340 | 342 | 344 | 346 | 348 | 350 |
| 相談支援 | 計画相談支援 | 人 | 670 | 692 | 707 | 735 | 738 | 754 | 771 | 787 | 804 | 820 |
| | 地域移行支援 | 人 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 | 3 | 3 | 4 |
| | 地域定着支援 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 | 3 | 3 | 4 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 人日 | 0 | 2 | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | |
| | 人 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 障害児通所支援 | 児童発達支援 | 人日 | 4,467 | 4,827 | 5,190 | 5,744 | 7,379 | 8,043 | 8,767 | 9,451 | 10,145 | 10,839 |
| | | 人 | 630 | 730 | 781 | 871 | 1,082 | 1,174 | 1,273 | 1,367 | 1,463 | 1,558 |
| | 放課後等デイサービス | 人日 | 8,008 | 8,907 | 9,801 | 10,643 | 11,806 | 12,927 | 14,156 | 15,313 | 16,488 | 17,663 |
| | | 人 | 862 | 1,043 | 1,214 | 1,367 | 1,563 | 1,791 | 1,273 | 1,252 | 1,107 | 962 |
| | 保育所等訪問支援 | 人日 | 24 | 14 | 57 | 115 | 229 | 526 | 1,208 | 1,633 | 2,123 | 2,612 |
| | | 人 | 12 | 9 | 35 | 66 | 127 | 292 | 671 | 907 | 1,179 | 1,451 |
| 医療型児童発達支援 | 人日 | 0 | 0 | 0 | 1 | / | / | / | / | / | / | |
| | 人 | 0 | 0 | 0 | 1 | / | / | / | / | / | / | |
| 障害児相談支援 | 人 | 239 | 287 | 327 | 372 | 398 | 445 | 496 | 544 | 593 | 642 | |

※人日：月間の利用人数×1人1ヶ月あたりの平均利用日数

※人：月間の利用人数

③ 西和圏域

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 構成市町村 | 大和郡山市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町 |
| 圏域総人口 | 329,782人（R7年1月1日現在） |

| 項目 | 単位 | 実績 | | | | | 見込 | | | | | |
|-------------|----------------------------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 | |
| 訪問系サービス | 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援 | 時間 | 19,182 | 21,694 | 22,455 | 23,550 | 27,162 | 27,757 | 28,389 | 29,006 | 29,620 | 30,233 |
| | | 人 | 928 | 998 | 1,016 | 1,068 | 1,187 | 1,220 | 1,256 | 1,291 | 1,326 | 1,360 |
| 日中活動系サービス | 生活介護 | 人日 | 17,311 | 17,417 | 17,838 | 18,019 | 18,642 | 18,730 | 18,869 | 18,974 | 19,087 | 19,201 |
| | | 人 | 910 | 914 | 945 | 967 | 992 | 999 | 1,009 | 1,017 | 1,026 | 1,034 |
| | 自立訓練（機能訓練） | 人日 | 84 | 83 | 121 | 73 | 167 | 167 | 177 | 180 | 185 | 190 |
| | | 人 | 6 | 5 | 9 | 5 | 12 | 12 | 13 | 13 | 14 | 14 |
| | 自立訓練（生活訓練） | 人日 | 405 | 484 | 503 | 542 | 630 | 672 | 714 | 756 | 798 | 840 |
| | | 人 | 31 | 38 | 36 | 37 | 45 | 48 | 51 | 54 | 57 | 60 |
| | 就労選択支援 | 人 | | | | | | 8 | 15 | 22 | 29 | 36 |
| | 就労移行支援 | 人日 | 961 | 1,024 | 1,189 | 1,484 | 1,574 | 1,670 | 1,799 | 1,906 | 2,019 | 2,131 |
| | | 人 | 58 | 64 | 71 | 84 | 96 | 101 | 113 | 120 | 129 | 137 |
| | 就労継続支援（A型） | 人日 | 3,860 | 4,202 | 4,664 | 5,043 | 5,518 | 5,777 | 6,042 | 6,303 | 6,565 | 6,827 |
| | | 人 | 198 | 219 | 246 | 263 | 295 | 309 | 324 | 338 | 353 | 367 |
| | 就労継続支援（B型） | 人日 | 6,938 | 7,510 | 8,083 | 9,198 | 9,663 | 10,289 | 10,936 | 11,569 | 12,206 | 12,842 |
| | | 人 | 480 | 515 | 554 | 630 | 660 | 706 | 754 | 801 | 848 | 895 |
| | 就労定着支援 | 人 | 26 | 41 | 48 | 41 | 51 | 57 | 65 | 71 | 79 | 85 |
| | 療養介護 | 人 | 49 | 51 | 51 | 50 | 52 | 52 | 54 | 54 | 56 | 56 |
| | 短期入所（福祉型） | 人日 | 795 | 961 | 1,031 | 1,127 | 1,245 | 1,275 | 1,313 | 1,346 | 1,380 | 1,414 |
| 人 | | 124 | 141 | 154 | 183 | 183 | 193 | 196 | 204 | 210 | 217 | |
| 短期入所（医療型） | 人日 | 23 | 40 | 34 | 52 | 48 | 50 | 52 | 54 | 56 | 58 | |
| | 人 | 5 | 6 | 7 | 12 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | |
| 居住系サービス | 自立生活援助 | 人 | 4 | 2 | 4 | 6 | 13 | 19 | 33 | 41 | 52 | 61 |
| | 共同生活援助 | 人 | 256 | 277 | 312 | 354 | 378 | 404 | 429 | 454 | 480 | 505 |
| | 施設入所支援 | 人 | 244 | 241 | 240 | 234 | 246 | 243 | 240 | 237 | 234 | 231 |
| 相談支援 | 計画相談支援 | 人 | 364 | 389 | 418 | 454 | 818 | 871 | 926 | 980 | 1,034 | 1,088 |
| | 地域移行支援 | 人 | 1 | 0 | 0 | 0 | 6 | 7 | 10 | 11 | 14 | 15 |
| | 地域定着支援 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 4 | 6 | 6 | 8 | 8 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 人日 | 3 | 6 | 6 | 8 | 22 | 22 | 24 | 25 | 26 | 27 | |
| | 人 | 1 | 2 | 3 | 3 | 6 | 6 | 8 | 9 | 10 | 11 | |
| 障害児通所支援 | 児童発達支援 | 人日 | 4,258 | 4,952 | 5,297 | 5,904 | 6,100 | 6,371 | 6,654 | 6,929 | 7,206 | 7,483 |
| | | 人 | 593 | 677 | 703 | 769 | 1,027 | 1,069 | 1,112 | 1,154 | 1,197 | 1,239 |
| | 放課後等デイサービス | 人日 | 9,694 | 10,860 | 12,184 | 13,668 | 14,904 | 15,625 | 16,354 | 17,078 | 17,803 | 18,528 |
| | | 人 | 918 | 1,071 | 1,240 | 1,387 | 1,470 | 1,547 | 1,627 | 1,705 | 1,784 | 1,862 |
| | 保育所等訪問支援 | 人日 | 33 | 51 | 53 | 74 | 124 | 138 | 158 | 174 | 191 | 208 |
| | | 人 | 21 | 37 | 45 | 57 | 92 | 105 | 124 | 139 | 155 | 171 |
| 医療型児童発達支援 | 人日 | 43 | 49 | 35 | 26 | | | | | | | |
| 人 | 3 | 3 | 3 | 2 | | | | | | | | |
| 障害児相談支援 | 人 | 240 | 294 | 307 | 353 | 709 | 752 | 800 | 845 | 890 | 936 | |

※人日：月間の利用人数×1人1ヶ月あたりの平均利用日数
 ※人：月間の利用人数

④ 中和圏域

| | |
|-------|------------------------------------|
| 構成市町村 | 大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、明日香村、広陵町 |
| 圏域総人口 | 358,938人（R7年1月1日現在） |

| 項目 | 単位 | 実績 | | | | 見込 | | | | | | |
|-------------|----------------------------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 | |
| 訪問系サービス | 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援 | 時間 | 17,795 | 18,949 | 20,100 | 21,786 | 26,965 | 28,759 | 30,697 | 32,539 | 34,405 | 36,271 |
| | | 人 | 933 | 985 | 1,057 | 1,118 | 1,264 | 1,324 | 1,386 | 1,447 | 1,508 | 1,569 |
| 日中活動系サービス | 生活介護 | 人日 | 18,299 | 18,810 | 19,573 | 20,045 | 20,914 | 21,539 | 22,185 | 22,817 | 23,453 | 24,088 |
| | | 人 | 930 | 962 | 1,005 | 1,035 | 1,086 | 1,119 | 1,153 | 1,186 | 1,220 | 1,253 |
| | 自立訓練（機能訓練） | 人日 | 254 | 314 | 142 | 89 | 270 | 289 | 309 | 328 | 348 | 367 |
| | | 人 | 16 | 17 | 9 | 6 | 20 | 21 | 23 | 24 | 26 | 27 |
| | 自立訓練（生活訓練） | 人日 | 517 | 412 | 433 | 446 | 517 | 531 | 556 | 572 | 597 | 622 |
| | | 人 | 35 | 28 | 28 | 31 | 45 | 46 | 48 | 49 | 51 | 53 |
| | 就労選択支援 | 人 | | | | | | 71 | 103 | 135 | 167 | 199 |
| | 就労移行支援 | 人日 | 1,210 | 1,137 | 1,100 | 1,112 | 1,227 | 1,310 | 1,398 | 1,483 | 1,568 | 1,654 |
| | | 人 | 72 | 69 | 65 | 68 | 117 | 125 | 133 | 141 | 149 | 157 |
| | 就労継続支援（A型） | 人日 | 6,812 | 6,710 | 6,946 | 7,161 | 8,312 | 8,631 | 8,919 | 9,228 | 9,531 | 9,835 |
| | | 人 | 361 | 360 | 374 | 387 | 498 | 525 | 551 | 578 | 604 | 631 |
| | 就労継続支援（B型） | 人日 | 10,942 | 12,539 | 13,844 | 15,289 | 15,693 | 16,501 | 17,174 | 17,937 | 18,678 | 19,418 |
| | | 人 | 691 | 786 | 864 | 957 | 1,065 | 1,125 | 1,175 | 1,232 | 1,287 | 1,342 |
| | 就労定着支援 | 人 | 21 | 23 | 25 | 25 | 42 | 45 | 48 | 51 | 54 | 57 |
| | 療養介護 | 人 | 44 | 43 | 43 | 44 | 48 | 50 | 52 | 54 | 56 | 58 |
| | 短期入所（福祉型） | 人日 | 1,045 | 1,196 | 1,425 | 1,610 | 1,875 | 2,145 | 2,443 | 2,722 | 3,006 | 3,290 |
| 人 | | 178 | 206 | 216 | 254 | 330 | 362 | 398 | 430 | 464 | 498 | |
| 短期入所（医療型） | 人日 | 24 | 27 | 25 | 34 | 38 | 38 | 39 | 40 | 40 | 41 | |
| | 人 | 4 | 6 | 4 | 6 | 9 | 9 | 9 | 10 | 10 | 10 | |
| 居住系サービス | 自立生活援助 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 4 | 7 | 7 | 10 | 10 |
| | 共同生活援助 | 人 | 291 | 329 | 372 | 434 | 477 | 509 | 530 | 558 | 585 | 611 |
| | 施設入所支援 | 人 | 355 | 349 | 341 | 342 | 344 | 341 | 336 | 333 | 328 | 325 |
| 相談支援 | 計画相談支援 | 人 | 433 | 443 | 499 | 542 | 910 | 973 | 1,041 | 1,103 | 1,166 | 1,228 |
| | 地域移行支援 | 人 | 0 | 6 | 1 | 2 | 6 | 7 | 10 | 10 | 13 | 13 |
| | 地域定着支援 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 7 | 9 | 10 | 12 | 13 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 人日 | 0 | 0 | 2 | 1 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | |
| | 人 | 0 | 0 | 1 | 1 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | |
| 障害児通所支援 | 児童発達支援 | 人日 | 4,371 | 5,155 | 5,766 | 6,825 | 6,818 | 7,354 | 7,848 | 8,370 | 8,885 | 9,400 |
| | | 人 | 613 | 746 | 845 | 977 | 1,053 | 1,125 | 1,190 | 1,260 | 1,328 | 1,397 |
| | 放課後等デイサービス | 人日 | 11,081 | 12,496 | 13,861 | 15,273 | 16,547 | 17,981 | 19,363 | 20,780 | 22,188 | 23,596 |
| | | 人 | 1,051 | 1,206 | 1,345 | 1,493 | 1,634 | 1,772 | 1,905 | 2,041 | 2,177 | 2,312 |
| | 保育所等訪問支援 | 人日 | 23 | 22 | 32 | 45 | 84 | 99 | 113 | 128 | 142 | 157 |
| | | 人 | 15 | 18 | 27 | 41 | 66 | 80 | 94 | 108 | 122 | 136 |
| 医療型児童発達支援 | 人日 | 69 | 64 | 45 | 34 | | | | | | | |
| 人 | 5 | 5 | 4 | 3 | | | | | | | | |
| 障害児相談支援 | 人 | 229 | 273 | 315 | 307 | 451 | 492 | 529 | 567 | 604 | 642 | |

※人日：月間の利用人数×1人1ヶ月あたりの平均利用日数
 ※人：月間の利用人数

⑤ 東和圏域

| | |
|-------|--|
| 構成市町村 | 天理市、桜井市、川西町、三宅町、田原本町、 宇陀市、山添村、曾爾村、御杖村 |
| 圏域総人口 | 188,567人（R7年1月1日現在） |

| 項目 | 単位 | 実績 | | | | | 見込 | | | | | |
|-------------|--|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 | |
| 訪問系サービス | 居宅介護、重度訪問介護、 行動援護、同行援護、 重度障害者等包括支援 | 時間 | 12,851 | 13,796 | 13,277 | 13,595 | 15,801 | 16,325 | 16,878 | 17,440 | 17,950 | 18,488 |
| | 人 | 616 | 651 | 655 | 693 | 798 | 824 | 848 | 875 | 899 | 924 | |
| 日中活動系サービス | 生活介護 | 人日 | 14,664 | 14,979 | 14,858 | 15,062 | 15,342 | 15,681 | 15,985 | 16,316 | 16,636 | 16,956 |
| | | 人 | 765 | 784 | 778 | 786 | 812 | 826 | 838 | 851 | 863 | 877 |
| | 自立訓練（機能訓練） | 人日 | 67 | 58 | 86 | 55 | 121 | 134 | 147 | 160 | 173 | 186 |
| | | 人 | 4 | 4 | 6 | 4 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| | 自立訓練（生活訓練） | 人日 | 714 | 674 | 731 | 589 | 853 | 885 | 903 | 931 | 956 | 981 |
| | | 人 | 42 | 42 | 47 | 41 | 56 | 59 | 61 | 63 | 66 | 68 |
| | 就労選択支援 | 人 | | | | | | 13 | 16 | 19 | 22 | 25 |
| | 就労移行支援 | 人日 | 622 | 664 | 864 | 1,054 | 1,316 | 1,520 | 1,707 | 1,905 | 2,101 | 2,296 |
| | | 人 | 35 | 37 | 50 | 62 | 76 | 87 | 98 | 109 | 120 | 131 |
| | 就労継続支援（A型） | 人日 | 2,782 | 3,046 | 3,219 | 3,410 | 3,753 | 4,024 | 4,274 | 4,538 | 4,798 | 5,059 |
| | | 人 | 140 | 155 | 166 | 179 | 196 | 211 | 237 | 255 | 276 | 296 |
| | 就労継続支援（B型） | 人日 | 5,905 | 6,742 | 7,417 | 8,146 | 8,506 | 9,044 | 9,634 | 10,190 | 10,753 | 11,317 |
| | | 人 | 355 | 406 | 448 | 484 | 512 | 542 | 574 | 605 | 636 | 667 |
| | 就労定着支援 | 人 | 10 | 8 | 8 | 12 | 13 | 13 | 17 | 18 | 22 | 23 |
| | 療養介護 | 人 | 43 | 43 | 45 | 46 | 49 | 50 | 52 | 53 | 55 | 56 |
| | 短期入所（福祉型） | 人日 | 888 | 976 | 1,025 | 1,092 | 1,226 | 1,323 | 1,424 | 1,522 | 1,622 | 1,721 |
| 人 | | 147 | 153 | 157 | 172 | 199 | 213 | 225 | 239 | 252 | 265 | |
| 短期入所（医療型） | 人日 | 28 | 26 | 27 | 39 | 28 | 28 | 28 | 28 | 28 | 28 | |
| | 人 | 4 | 5 | 5 | 7 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | |
| 居住系サービス | 自立生活援助 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 20 | 20 | 21 | 21 | 22 | 22 |
| | 共同生活援助 | 人 | 191 | 220 | 252 | 298 | 338 | 366 | 394 | 422 | 450 | 478 |
| | 施設入所支援 | 人 | 248 | 249 | 243 | 231 | 236 | 233 | 227 | 224 | 218 | 215 |
| 相談支援 | 計画相談支援 | 人 | 228 | 269 | 300 | 315 | 320 | 340 | 362 | 382 | 403 | 423 |
| | 地域移行支援 | 人 | 0 | 0 | 1 | 2 | 10 | 12 | 17 | 19 | 24 | 26 |
| | 地域定着支援 | 人 | 0 | 0 | 1 | 3 | 10 | 12 | 17 | 19 | 24 | 26 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 人日 | 4 | 5 | 10 | 5 | 22 | 24 | 26 | 28 | 30 | 32 | |
| | 人 | 1 | 2 | 5 | 3 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | |
| 障害児通所支援 | 児童発達支援 | 人日 | 1,644 | 2,017 | 2,289 | 2,791 | 2,785 | 3,017 | 3,263 | 3,509 | 3,750 | 3,998 |
| | | 人 | 254 | 323 | 370 | 435 | 484 | 517 | 555 | 591 | 625 | 661 |
| | 放課後等デイサービス | 人日 | 5,184 | 5,692 | 6,488 | 7,505 | 8,456 | 9,000 | 9,622 | 10,193 | 10,775 | 11,358 |
| | | 人 | 562 | 632 | 748 | 854 | 944 | 1,002 | 1,069 | 1,130 | 1,192 | 1,255 |
| | 保育所等訪問支援 | 人日 | 2 | 3 | 9 | 15 | 26 | 29 | 31 | 33 | 36 | 38 |
| | | 人 | 2 | 3 | 8 | 13 | 20 | 22 | 24 | 26 | 28 | 30 |
| 医療型児童発達支援 | 人日 | 16 | 45 | 24 | 15 | | | | | | | |
| | 人 | 1 | 3 | 2 | 1 | | | | | | | |
| 障害児相談支援 | 人 | 82 | 106 | 115 | 142 | 165 | 187 | 212 | 234 | 257 | 280 | |

※人日：月間の利用人数×1人1ヶ月あたりの平均利用日数
 ※人：月間の利用人数

⑥ 南和圏域

| | |
|-------|--|
| 構成市町村 | 五條市、吉野町、下市町、大淀町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、上北山村、下北山村、川上村、東吉野村 |
| 圏域総人口 | 58,251人（R7年1月1日現在） |

| 項目 | 単位 | 実績 | | | | | 見込 | | | | | |
|-------------|----------------------------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 | |
| 訪問系サービス | 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援 | 時間 | 3,199 | 2,800 | 2,699 | 2,621 | 3,289 | 3,317 | 3,345 | 3,373 | 3,401 | 3,459 |
| | | 人 | 166 | 171 | 171 | 173 | 211 | 218 | 220 | 226 | 231 | 236 |
| 日中活動系サービス | 生活介護 | 人日 | 5,123 | 5,088 | 5,064 | 5,061 | 5,035 | 5,038 | 5,042 | 5,045 | 5,049 | 5,052 |
| | | 人 | 259 | 258 | 257 | 257 | 265 | 266 | 268 | 269 | 271 | 272 |
| | 自立訓練（機能訓練） | 人日 | 17 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 人 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 自立訓練（生活訓練） | 人日 | 61 | 28 | 68 | 121 | 130 | 152 | 185 | 211 | 238 | 266 |
| | | 人 | 4 | 3 | 5 | 8 | 8 | 9 | 11 | 12 | 14 | 15 |
| | 就労選択支援 | 人 | / | / | / | / | / | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| | 就労移行支援 | 人日 | 248 | 191 | 313 | 321 | 347 | 361 | 397 | 418 | 443 | 468 |
| | | 人 | 13 | 10 | 18 | 19 | 24 | 24 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| | 就労継続支援（A型） | 人日 | 791 | 757 | 766 | 795 | 755 | 756 | 759 | 761 | 763 | 765 |
| | | 人 | 40 | 38 | 40 | 41 | 42 | 43 | 45 | 46 | 48 | 49 |
| | 就労継続支援（B型） | 人日 | 3,339 | 3,652 | 3,819 | 3,904 | 3,863 | 3,968 | 4,075 | 4,181 | 4,287 | 4,393 |
| | | 人 | 191 | 210 | 221 | 229 | 237 | 242 | 248 | 253 | 259 | 264 |
| | 就労定着支援 | 人 | 8 | 7 | 3 | 3 | 6 | 6 | 7 | 7 | 8 | 9 |
| | 療養介護 | 人 | 16 | 15 | 16 | 16 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 |
| | 短期入所（福祉型） | 人日 | 426 | 409 | 475 | 375 | 465 | 482 | 505 | 524 | 544 | 564 |
| 人 | | 47 | 43 | 44 | 41 | 62 | 62 | 64 | 65 | 66 | 67 | |
| 短期入所（医療型） | 人日 | 6 | 6 | 4 | 6 | 15 | 15 | 8 | 6 | 2 | 0 | |
| | 人 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | |
| 居住系サービス | 自立生活援助 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | 共同生活援助 | 人 | 79 | 88 | 100 | 108 | 112 | 119 | 126 | 133 | 140 | |
| | 施設入所支援 | 人 | 151 | 148 | 147 | 144 | 148 | 148 | 145 | 145 | 142 | |
| 相談支援 | 計画相談支援 | 人 | 134 | 146 | 149 | 149 | 217 | 222 | 227 | 232 | 237 | |
| | 地域移行支援 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 4 | 4 | 4 | 4 | |
| | 地域定着支援 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 | |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 人日 | 0 | 2 | 3 | 3 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | |
| | 人 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 障害児通所支援 | 児童発達支援 | 人日 | 207 | 289 | 267 | 298 | 515 | 547 | 577 | 601 | 625 | 650 |
| | | 人 | 30 | 43 | 49 | 63 | 62 | 67 | 70 | 73 | 76 | 80 |
| | 放課後等デイサービス | 人日 | 1,649 | 1,712 | 1,828 | 1,945 | 2,821 | 2,937 | 3,078 | 3,189 | 3,312 | 3,426 |
| | | 人 | 131 | 138 | 151 | 164 | 186 | 199 | 214 | 226 | 240 | 252 |
| | 保育所等訪問支援 | 人日 | 2 | 4 | 2 | 3 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| | | 人 | 2 | 4 | 2 | 2 | 10 | 10 | 9 | 9 | 8 | 8 |
| 医療型児童発達支援 | 人日 | 20 | 1 | 0 | 12 | / | / | / | / | / | / | |
| | 人 | 1 | 1 | 0 | 1 | / | / | / | / | / | / | |
| 障害児相談支援 | 人 | 35 | 39 | 44 | 51 | 57 | 63 | 70 | 76 | 83 | 89 | |

※人日：月間の利用人数×1人1ヶ月あたりの平均利用日数
 ※人：月間の利用人数

3. 障害者雇用の推進に関するデータ

① 一般就労への移行者数の内訳

(単位：人)

| 項 目 | 実 績 | | | 見 込 | | | | | | | |
|---------------------|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 | |
| 一般就労への移行者数 | 133 | 179 | 172 | 190 | 209 | 227 | 246 | 264 | 283 | 301 | |
| (福祉施設別内訳) | 就労移行支援 | - | 56 | 74 | 81 | 88 | 95 | 102 | 109 | 116 | 123 |
| | | - | 31.3% | 43.0% | 42.6% | 42.1% | 41.9% | 41.5% | 41.3% | 41.0% | 40.9% |
| | 就労継続支援A型 | - | 92 | 66 | 77 | 88 | 99 | 110 | 121 | 132 | 143 |
| | | - | 51.4% | 38.4% | 40.5% | 42.1% | 43.6% | 44.7% | 45.8% | 46.6% | 47.5% |
| | 就労継続支援B型 | - | 31 | 32 | 32 | 33 | 33 | 34 | 34 | 35 | 35 |
| | | - | 17.3% | 18.6% | 16.8% | 15.8% | 14.5% | 13.8% | 12.9% | 12.4% | 11.6% |
| (各種支援別内訳) ※複数選択可 | 職業訓練受講者 | 15 | 34 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| | | 6.5% | 12.9% | 3.4% | 3.9% | 4.3% | 4.7% | 5.1% | 5.5% | 5.9% | 6.2% |
| | 公共職業安定所 | 150 | 148 | 118 | 120 | 126 | 132 | 138 | 142 | 148 | 154 |
| | | 64.9% | 56.1% | 57.8% | 58.0% | 60.0% | 62.0% | 63.9% | 64.8% | 66.7% | 68.4% |
| | 障害者就業・生活支援 センター | 66 | 82 | 79 | 81 | 83 | 85 | 87 | 89 | 91 | 93 |
| | | 28.6% | 31.1% | 38.7% | 39.1% | 39.5% | 39.9% | 40.3% | 40.6% | 41.0% | 41.3% |

② 福祉施設から公共職業安定所の支援を受けて就職した福祉施設利用者数

(単位：人)

| 項 目 | 実 績 | | | 見 込 | | | | | | |
|--------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|
| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 |
| 公共職業安定所の支援を受けた就職者数 | 73 | 61 | 46 | 49 | 52 | 56 | 60 | 64 | 68 | 71 |

③ 奈良県における民間企業の雇用状況

| | | H28.6.1 | H29.6.1 | H30.6.1 | R1.6.1 | R2.6.1 | R3.6.1 | R4.6.1 | R5.6.1 | R6.6.1 |
|----------------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 実雇用率 | 奈良県 | 2.60% | 2.62% | 2.67% | 2.79% | 2.83% | 2.88% | 2.91% | 3.06% | 3.00% |
| | 全 国 | 1.92% | 1.97% | 2.05% | 2.11% | 2.15% | 2.20% | 2.25% | 2.33% | 2.41% |
| 雇用障害者数 | 奈良県 | 2,222.5 | 2,293.5 | 2,449.5 | 2,616.5 | 2,730.0 | 2,834.0 | 2,834.5 | 3,012.0 | 3,036.5 |
| | 全 国 | 474,374.0 | 495,795.0 | 534,769.5 | 560,608.5 | 578,292.0 | 597,786.0 | 613,958.0 | 642,178.0 | 677,461.5 |
| 雇用率達成 企業の割合 | 奈良県 | 60.4% | 63.2% | 57.4% | 59.8% | 62.5% | 61.5% | 64.1% | 65.2% | 60.5% |
| | 全 国 | 48.8% | 50.0% | 45.9% | 48.0% | 48.6% | 47.0% | 48.3% | 50.1% | 46.0% |

民間企業：常用労働者数50人以上

※出典：①、②「障害福祉計画に係る実施状況等について」（R4年度県障害福祉課調査）

③厚生労働省調査

4. 人材育成に関するデータ

① 研修の概要

| 区 分 | 目 的 | 内 容 | 対 象 者 |
|------------------|---|--|--|
| 相談支援従事者 初任者研修 | 障害者ケアマネジメントに基づき、新たに相談支援事業に従事しようとする者に対し、必要な知識、技能の修得を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「障害者総合支援法*73」の概要 ・障害者ケアマネジメントの手法 ・地域生活支援 ・アセスメント、サービス等利用計画*38等の演習 | ・相談支援業務に従事しようとする者 |
| 相談支援従事者 現任研修 | 障害者ケアマネジメントに基づき、現に相談支援事業に従事する者へのフォローアップを図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「障害者総合支援法*73」の基本的理解 ・障害者ケアマネジメントの実践演習 ・チームアプローチ ・スーパーバイズ、自己検証 | ・指定相談支援事業所*98等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者 |
| 主任相談支援専門員研修 | 障害者ケアマネジメントに基づき、利用支援等の援助技術を向上させ、困難事例に対する支援方法について修得するとともに、地域の相談支援体制において中核的な役割を果たす者を養成する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「障害者総合支援法*73」の最新の動向、その他関連する制度等の理解 ・地域において果たすべき役割を担う上で必要な視点、知識及び技術の修得 ・組織や地域としてリスクに対応する仕組みの構築に必要な知識及び技術の修得 ・相談支援従事者の人材育成 ・地域づくりに向けた具体的な取組内容等に係る知識・技術等の理解 ・チームアプローチ ・スーパーバイズ ・基幹相談支援センター等における役割についての理解 | ・指定相談支援事業所*98等に従事している者で、障害児者への相談支援業務に関し十分な知識と経験を有する相談支援専門員 |

| 区 分 | 目 的 | 内 容 | 対 象 者 |
|------------------|---|--|---|
| サービス管理責任者等基礎研修 | 「障害者総合支援法*73」に基づく指定障害福祉サービス等において、サービス管理責任者等として従事している者又は従事しようとする者に対して、一定期間ごとの知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供の基本的な考え方 ・サービス提供のプロセス ・サービス等利用計画*38と個別支援計画の関係 ・サービス提供における利用者主体のアセスメント ・個別支援計画作成のポイント等 | <ul style="list-style-type: none"> ・指定障害福祉サービス事業所*78等においてサービス管理責任者等として従事しようとする者であって、一定年数以上の実務経験を有する者 |
| サービス管理責任者等実践研修 | 「障害者総合支援法」に基づく指定障害福祉サービス等において、サービス管理責任者等として従事している者又は従事しようとする者に対して、一定期間ごとの知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉施策の最新の動向 ・モニタリングの方法 ・個別支援会議の運営方法 ・サービス提供職員への助言・指導 ・サービス担当者会議と自立支援協議会の活用等 | <ul style="list-style-type: none"> ・サービス管理責任者等基礎研修を修了後、本研修の受講開始前5年間に指定障害福祉サービス事業所等において通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者で、指定障害福祉サービス事業所等において、サービス管理責任者等として従事している者又は従事しようとする者等 |
| サービス管理責任者等更新研修 | | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉施策の最新の動向 ・サービス提供の自己検証に関して、事業所及びサービス管理責任者等としての自己検証 ・関係機関との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・サービス管理責任者等実践研修を修了後、指定障害福祉サービス事業所等でサービス管理責任者等の業務に従事している者又は従事しようとする者 |
| 強度行動障害*21支援者養成研修 | 強度行動障害のある者に対し、安定した日常生活を送ることができるよう、適切な支援を行うことができる人材の育成を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害の特性、支援技術の基礎知識等に関する講義・演習 ・障害特性の評価及び支援計画の作成に関する講義・演習 | <ul style="list-style-type: none"> ・指定障害福祉サービス事業所等において、強度行動障害のある利用者を支援している者及び支援を予定している者 |

| 区 分 | 目 的 | 内 容 | 対 象 者 |
|--|--|---|---|
| 中核的人材 養成研修 | 強度行動障害* ²¹ 支援者養成 研修の内容を踏まえて、事業 所の支援現場において適切 な支援を実施し、組織の中で 適切な指導・助言ができる人 材の育成を図る。 | ・現場支援の状況・課題整理 ・特性理解 ・支援プランの検討 ・支援プランの立案 ・支援プランの実施と修正 | ・強度行動障害支援者養成 研修を修了し、内容を十分 に理解している者 ・強度行動障害の状態にあ る利用者の直接的な支援 を行っており、事業所にお いて支援の中核的な役割 を担っている者 |
| 障害支援区分* ⁶² 認定調査員* ¹³⁰ 研修 | 公平、公正かつ適切な認定 調査を実施するため、必要な 知識、技能の修得及び向上 を図る。 | ・認定調査に関する基本的な 考え方 ・支給決定手続きの流れ ・認定基準、一次判定、二次 判定の考え方 ・事例検討 | ・市町村職員 ・指定相談支援事業所* ⁹⁸ の職員等 |
| 市町村審査会 委員* ⁴⁵ 研修 | 公平、公正かつ適切な審査 判定を実施するため、必要な 知識、技能の修得及び向上 を図る。 | ・審査判定に関する基本的な 考え方 ・支給決定手続きの流れ ・認定基準、一次判定、二次 判定の考え方 ・事例検討 | ・市町村審査会委員に委嘱 された者、委嘱が予定され ている者 |
| 主治医研修 | 障害支援区分* ⁶² の判定の重 要な資料である医師意見書 の記載が適切に行われるよ う、医師意見書の記載方法等 について研修を行い、適切な 審査の実施を図る。 | ・主治医の役割 ・支給決定のしくみ ・市町村審査会における審査 判定の方法 ・医師意見書の具体的記載 方法 ・事例検討 | ・医師意見書を記載する医 師 |


| 区 分 | 目 的 | 内 容 | 対 象 者 |
|------------------------|--|---|---|
| 障害者権利擁護・虐待防止研修 | 障害者虐待防止と権利擁護に関する基本的な考え方の習得を目指すとともに、自治体や障害福祉サービス事業所*78等において事案対応や虐待防止の取組を担う人材の養成を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護・虐待防止に関する基礎知識 ・市町村虐待防止センターにおける対応 ・虐待防止と早期発見のための体制づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業所等の管理者及び従事者 ・市町村職員 ・委託相談支援事業所*98の職員 ・関係機関の職員・県民 |
| 精神保健福祉担当者研修 | 精神保健福祉相談を受ける際に必要とされる統合失調症やうつ病等の精神疾患の基本的な知識やその対応の仕方について理解を深めることで、特性に応じた適切な精神保健福祉業務が行える人材の育成を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良県の精神保健福祉行政 ・奈良県の精神保健福祉対策 ・精神疾患の知識とその対応 ・精神障害のある人にかかる制度を理解する ・当事者の想いを理解する ・精神障害のある人の障害の特性と具体的な支援 ・グループワーク | <ul style="list-style-type: none"> ・県内精神科病院、県内市役所、県内町村役場、保健センター、地域包括支援センター、保健所、「障害者総合支援法*73」に基づく障害者支援機関等において精神保健福祉業務を担う主に初任者、従事年数の少ない職員、これまで専門的に精神保健福祉相談について専門的に学んでいない職員 |
| 医療的ケア児等支援者養成研修 | 医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、適切な支援が行える人材の養成を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児等支援の特徴 ・障害のある子どもの成長と発達 ・福祉制度の枠組みと家族支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の障害福祉事業所等の支援員、保健師、訪問看護師等で、医療的ケア児等を支援しようとする者 |
| 医療的ケア児等コーディネーター*13養成研修 | 医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、専門的な知識に基づいて、関係機関と連携し支援が行える人材の養成を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児等コーディネーターの役割 ・障害のある子どもの成長と発達 ・福祉制度の枠組みと家族支援 ・計画作成、支援体制整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員*99等、各地域における医療的ケア児等の支援に係る総合調整を行う者 |

| 区 分 | 目 的 | 内 容 | 対 象 者 |
|------------------------------|---|---|---|
| 医療的ケア児等支援者・コーディネーターフォローアップ研修 | 医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等支援者・コーディネーターの実践力の強化を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児等への支援を通じて得た経験の共有 ・直面した問題等への解決策の検討 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児等支援者養成研修修了者 ・医療的ケア児等コーディネーター*13養成研修修了者 |
| 高次脳機能障害*27支援養成研修 | 高次脳機能障害のある人が暮らしやすい社会を実現するため、障害福祉サービス等の利用を希望する者に対して、同障害の特性に応じた支援を実施できる支援者の養成を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・高次脳機能障害の特性や基礎知識等に関する講義・演習・障害特性に応じた支援、多職種連携、環境調整の考え方と方法等に関する講義・演習 | <ul style="list-style-type: none"> ・指定障害福祉サービス事業所*78等において、高次脳機能障害のある利用者支援している者及び支援を予定している者 |

② 研修修了者数の推移

(単位：人)

| 区 分 | 実 績 | | | | | | | | | |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|
| | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 相談支援従事者初任者研修 | 154 | 155 | 335 | 133 | 109 | 299 | 275 | 286 | 330 | 373 |
| 相談支援従事者現任研修 | 70 | 61 | 70 | 83 | 81 | | 114 | 101 | 80 | 73 |
| サービス管理責任者等研修 | 199 | 241 | 403 | 250 | | | | | | |
| 介 護 | 49 | 59 | 117 | 62 | | | | | | |
| 地域生活（身体） | 0 | 2 | 0 | 5 | | | | | | |
| 地域生活（知的・精神） | 48 | 57 | 78 | 51 | | | | | | |
| 就 労 | 48 | 61 | 101 | 60 | | | | | | |
| 児 童 | 54 | 62 | 107 | 72 | | | | | | |
| サービス管理責任者等基礎研修 | | | | | 233 | 195 | 192 | 213 | 257 | 263 |
| サービス管理責任者等実践研修 | | | | | | | 59 | 108 | 230 | 204 |
| サービス管理責任者等更新研修 | | | | | 296 | | 290 | 255 | 209 | 184 |
| サービス等利用計画等の評価専門研修 | 104 | 95 | 54 | 84 | | | | | | |
| 相談支援専門員 | 49 | 48 | 22 | 29 | | | | | | |
| サービス等管理責任者 | 55 | 47 | 32 | 55 | | | | | | |
| 強度行動障害支援者養成研修 | 230 | 234 | 316 | 239 | 209 | | 167 | 132 | 186 | 176 |
| 基礎研修 | 115 | 117 | 158 | 120 | 104 | | 84 | 67 | 93 | 88 |
| 実践研修 | 115 | 117 | 157 | 119 | 105 | | 83 | 65 | 93 | 88 |
| 障害支援区分認定調査員研修 | 89 | 77 | 63 | 71 | 69 | 53 | 62 | 74 | 39 | 45 |
| 認定調査員委嘱（予定）者 | 43 | 49 | 36 | 39 | 36 | 24 | 30 | 22 | 15 | 22 |
| 市町村職員 | 46 | 28 | 27 | 32 | 33 | 29 | 32 | 52 | 24 | 23 |
| 市町村審査会委員研修 | 24 | | 45 | 36 | 32 | | | | 35 | 59 |
| 審査会委員委嘱（予定）者 | 16 | | 37 | 29 | 24 | | | | 0 | 8 |
| 市町村職員 | 8 | | 8 | 7 | 8 | | | | 35 | 51 |
| 主治医研修 | 173 | 110 | 103 | 106 | | 70 | 58 | 96 | 103 | 100 |
| 医 師 | 160 | 99 | 92 | 96 | | 64 | 53 | 88 | 95 | 90 |
| 市町村職員 | 13 | 11 | 11 | 10 | | 6 | 5 | 8 | 8 | 10 |
| 障害者権利擁護・虐待防止研修 | 242 | 238 | 136 | 203 | 295 | 399 | 2873 | 278 | 340 | 596 |
| 精神保健福祉担当者研修 | | | | | 138 | 40 | 22 | 82 | 125 | 60 |
| 医療的ケア児等支援者養成研修 | | | | | 29 | 33 | 47 | 47 | 45 | 68 |
| 医療的ケア児等コーディネーター養成研修 | | | | | 37 | 33 | 28 | 32 | 36 | |



第4部

參考資料

1. 障害者手帳所持者数等の推移

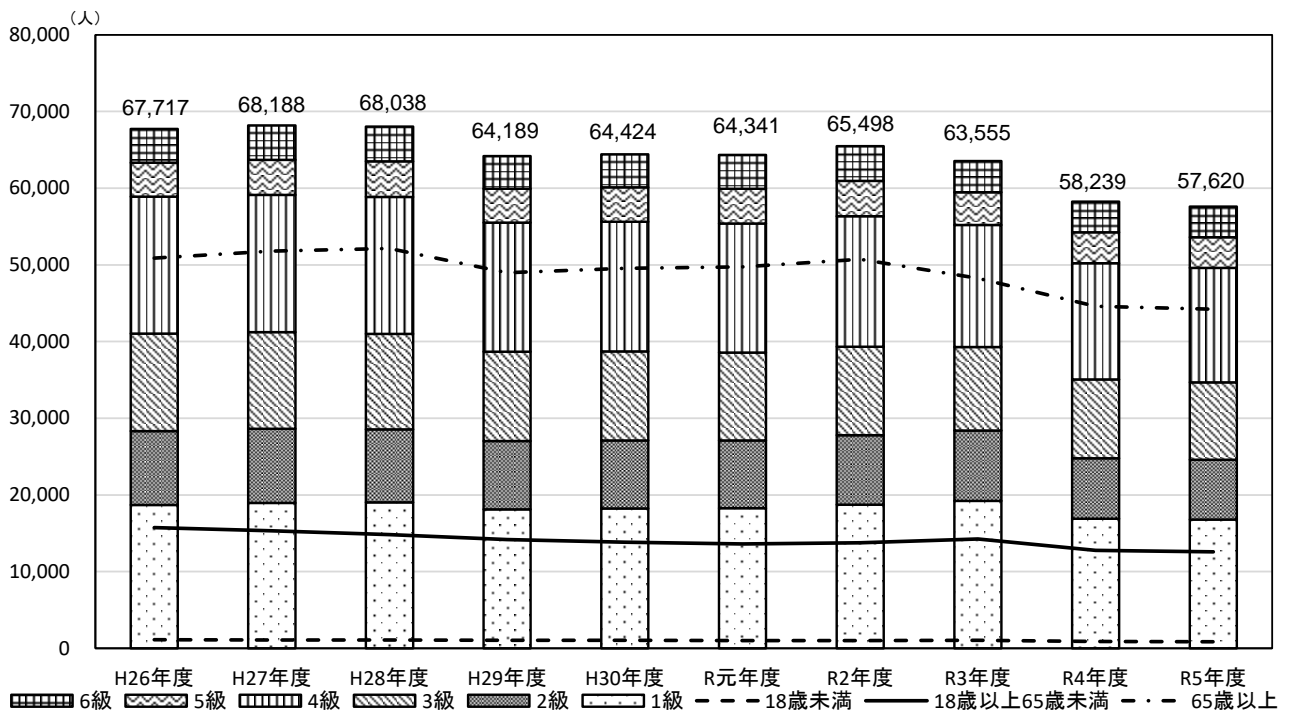
(1) 身体障害者手帳所持者

○令和5年度の身体障害者手帳所持者数は57,620人で、平成26年度の67,717人よりも10,097人(14.9%)減少しています。

○令和5年度の部位別内訳は、肢体不自由50.4%、内部障害31.9%、聴覚・平衡機能障害9.8%、視覚障害7.0%、音声・言語・そしゃく機能障害1.0%となっています。

○令和5年度の級別内訳は、1級29.1%、4級25.9%、3級17.5%、2級13.5%、5級6.9%、6級7.0%となっています。

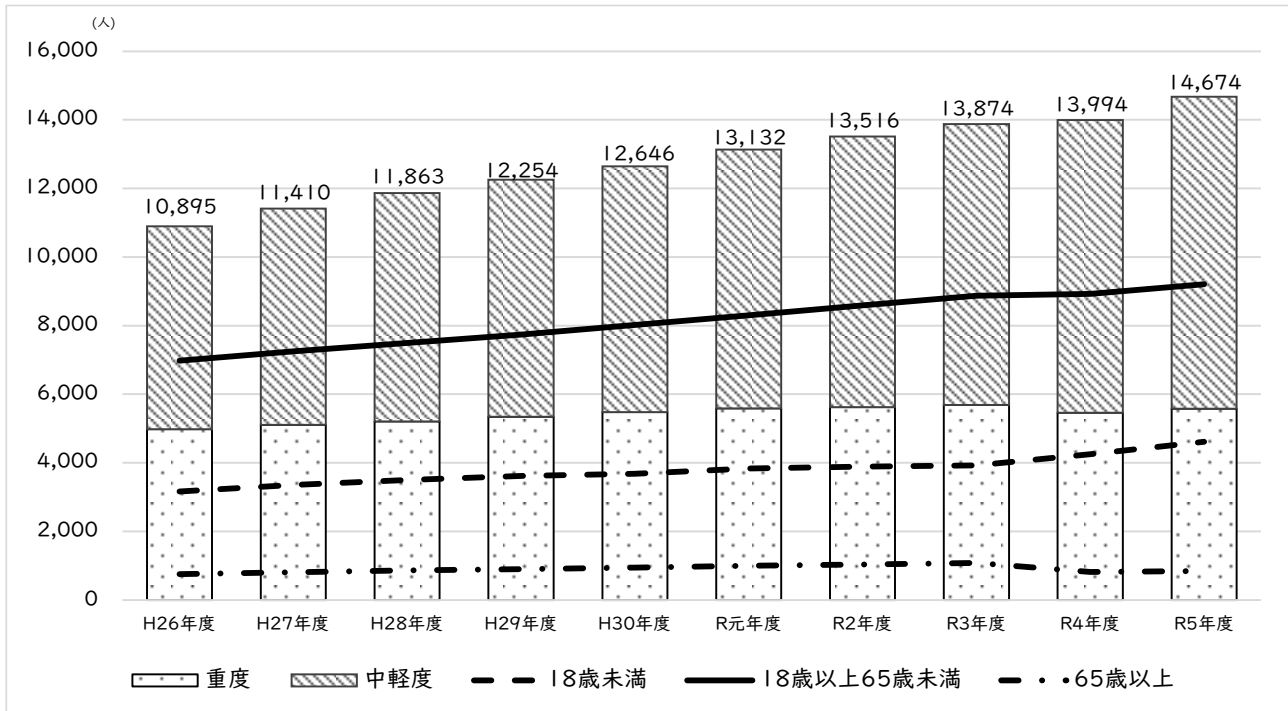
○令和5年度の年齢別内訳は、65歳以上76.7%、18歳以上65歳未満21.8%、18歳未満1.5%となっています。



| | | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|---------|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| (部位別内訳) | 肢体不自由 | 55.6% | 55.0% | 54.5% | 54.0% | 53.4% | 52.8% | 52.2% | 53.6% | 51.0% | 50.4% |
| | 内部障害 | 26.7% | 27.3% | 27.7% | 28.4% | 28.9% | 29.3% | 29.7% | 29.6% | 31.5% | 31.9% |
| | 聴覚・平衡機能障害 | 9.2% | 9.3% | 9.3% | 9.3% | 9.4% | 9.6% | 9.8% | 9.0% | 9.5% | 9.8% |
| | 視覚障害 | 7.6% | 7.5% | 7.4% | 7.3% | 7.2% | 7.3% | 7.3% | 6.8% | 6.9% | 7.0% |
| | 音声・言語・そしゃく機能障害 | 1.0% | 1.0% | 1.0% | 1.0% | 1.0% | 1.0% | 1.0% | 1.0% | 1.0% | 1.0% |
| (級別内訳) | 1級 | 27.6% | 27.8% | 28.0% | 28.2% | 28.3% | 28.4% | 28.6% | 30.3% | 29.0% | 29.1% |
| | 2級 | 14.3% | 14.1% | 14.0% | 13.9% | 13.8% | 13.7% | 13.8% | 14.4% | 13.6% | 13.5% |
| | 3級 | 18.8% | 18.5% | 18.3% | 18.2% | 18.0% | 17.8% | 17.6% | 17.2% | 17.7% | 17.5% |
| | 4級 | 26.4% | 26.3% | 26.2% | 26.2% | 26.3% | 26.2% | 26.0% | 25.0% | 26.0% | 25.9% |
| | 5級 | 6.6% | 6.7% | 6.8% | 6.9% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 6.7% | 6.9% | 6.9% |
| | 6級 | 6.5% | 6.6% | 6.7% | 6.7% | 6.7% | 6.8% | 6.9% | 6.4% | 6.8% | 7.0% |
| (年齢別内訳) | 18歳未満 | 1.6% | 1.6% | 1.6% | 1.6% | 1.6% | 1.6% | 1.5% | 1.6% | 1.5% | 1.5% |
| | 18歳以上65歳未満 | 23.2% | 22.4% | 21.8% | 22.1% | 21.5% | 21.1% | 21.0% | 22.5% | 21.9% | 21.8% |
| | 65歳以上 | 75.1% | 76.0% | 76.6% | 76.3% | 76.9% | 77.3% | 77.5% | 75.9% | 76.6% | 76.7% |

(2) 療育手帳所持者

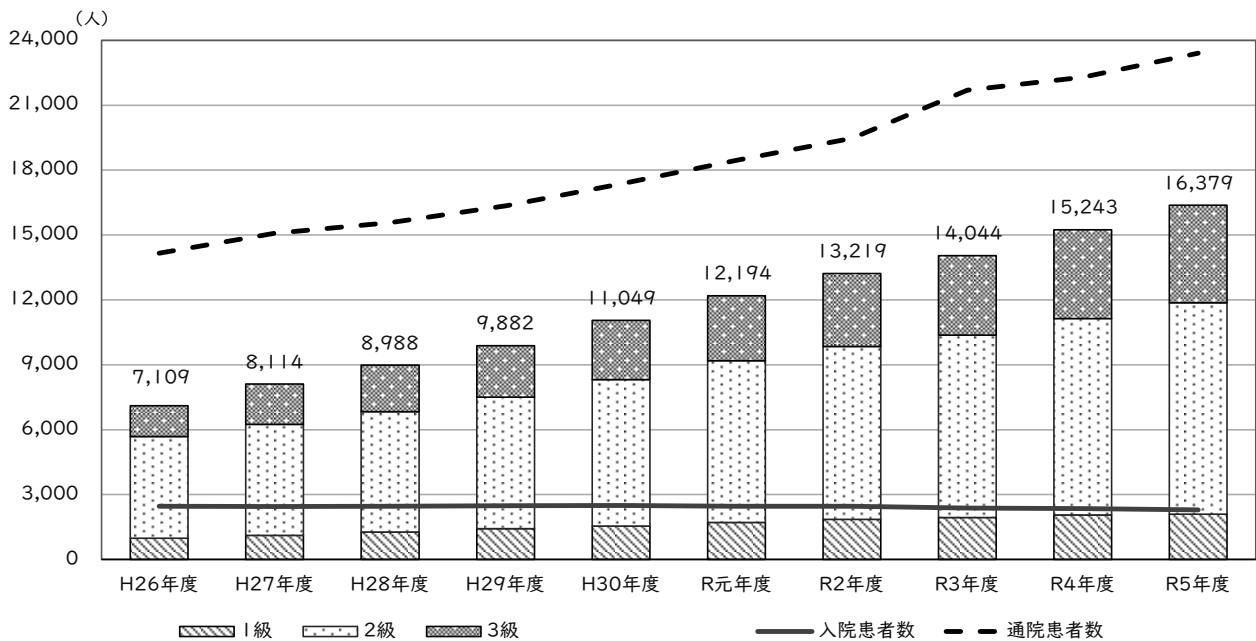
- 令和5年度の療育手帳所持者数は14,674人で、平成26年度10,895人よりも3,779人(34.7%)増加しています。
- 令和5年度の級別内訳は、中軽度62.0%、重度38.0%となっています。
- 令和5年度の年齢別内訳は、18歳以上65歳未満62.8%、18歳未満31.5%、65歳以上5.8%となっています。



| | | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|---------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| (級別内訳) | 重度 | 45.7% | 44.7% | 43.9% | 43.6% | 43.3% | 42.5% | 41.6% | 41.0% | 39.0% | 38.0% |
| | 中軽度 | 54.3% | 55.3% | 56.1% | 56.4% | 56.7% | 57.5% | 58.4% | 59.0% | 61.0% | 62.0% |
| (年齢別内訳) | 18歳未満 | 29.0% | 29.4% | 29.5% | 29.5% | 29.1% | 29.2% | 28.8% | 28.3% | 30.4% | 31.5% |
| | 18歳以上65歳未満 | 64.0% | 63.5% | 63.2% | 63.1% | 63.4% | 63.2% | 63.5% | 64.0% | 63.8% | 62.8% |
| | 65歳以上 | 6.9% | 7.1% | 7.3% | 7.4% | 7.5% | 7.6% | 7.7% | 7.8% | 5.8% | 5.8% |

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者等

- 令和5年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は16,379人で、平成26年度の7,109人よりも9,270人(130.3%)増加しています。
- 令和5年度の精神科病院入院患者数は2,290人で、平成26年度の2,456人よりも166人(6.8%)減少しています。
- また、令和5年度の自立支援医療(精神通院)受給患者数は23,400人で、平成26年度の14,159人よりも9,241人(65.3%)増加しています。
- 令和5年度の級別内訳は、2級59.6%、3級27.6%、1級12.8%となっています。



①精神障害者保健福祉手帳

※各年6月末現在

(単位: 人)

| | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 手帳所持者数 | 7,109 | 8,114 | 8,988 | 9,882 | 11,049 | 12,194 | 13,219 | 14,044 | 15,243 | 16,379 |
| (級別内訳) | 1級 | 985 | 1,116 | 1,271 | 1,419 | 1,547 | 1,710 | 1,853 | 1,943 | 2,053 |
| | 2級 | 4,697 | 5,127 | 5,566 | 6,079 | 6,772 | 7,484 | 7,995 | 8,429 | 9,088 |
| | 3級 | 1,427 | 1,871 | 2,151 | 2,384 | 2,730 | 3,000 | 3,371 | 3,672 | 4,102 |

※各年6月末現在

②精神科病院入院患者・自立支援医療(精神通院)受給患者数

(単位: 人)

| | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 入院患者数 | 2,456 | 2,444 | 2,455 | 2,485 | 2,501 | 2,465 | 2,461 | 2,370 | 2,348 | 2,290 |
| 通院患者数 | 14,159 | 15,085 | 15,567 | 16,346 | 17,361 | 18,451 | 19,474 | 21,691 | 22,289 | 23,400 |

※各年6月末現在

(4) 指定難病*¹²⁴ 認定患者数

○令和5年度の指定難病*¹²⁴ 認定患者数は 13,798 人で、平成26年度の 11,037 人よりも、2,761 人(25.0%)増加しています。

○令和5年度の疾患別内訳は、進行性核上性麻痺・パーキンソン病・大脳皮質基底核変性症の合計が 17.0%、潰瘍性大腸炎が 14.4%、全身性エリテマトーデスが 5.1%、皮膚筋炎／多発性筋炎・全身性強皮症の合計が 4.3%等となっています。

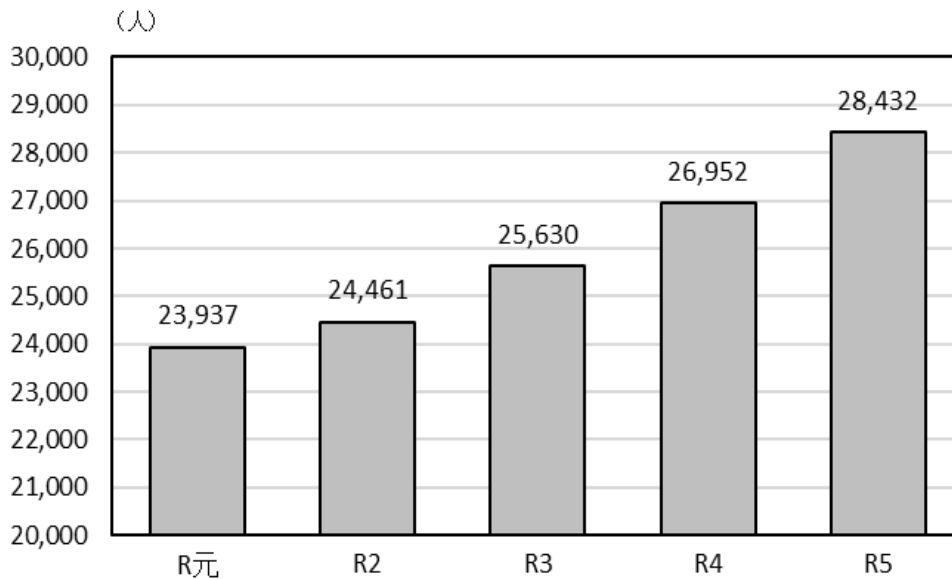
(単位:人)

| | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 指定難病公費負担患者数 | 11,037 | 12,054 | 12,377 | 11,512 | 11,858 | 11,842 | 12,174 | 13,469 | 13,380 | 13,798 |
| パーチェット病 | 167 | 172 | 165 | 127 | 126 | 126 | 123 | 131 | 134 | 131 |
| 多発性硬化症／視神経髄膜炎 | 227 | 238 | 246 | 214 | 218 | 218 | 221 | 237 | 249 | 265 |
| 重症筋無力症 | 271 | 280 | 279 | 278 | 273 | 273 | 272 | 295 | 295 | 301 |
| 全身性エリテマトーデス | 673 | 690 | 681 | 651 | 653 | 653 | 655 | 698 | 686 | 710 |
| 再生不良性貧血 | 148 | 159 | 157 | 124 | 125 | 125 | 118 | 135 | 120 | 128 |
| サルコイドーシス | 255 | 260 | 248 | 161 | 169 | 169 | 169 | 177 | 168 | 173 |
| 筋萎縮性側索硬化症 | 114 | 98 | 105 | 97 | 95 | 95 | 99 | 107 | 111 | 103 |
| 皮膚筋炎／多発性筋炎、全身性強皮症 | 592 | 615 | 628 | 598 | 591 | 591 | 588 | 630 | 614 | 593 |
| 特発性血小板減少性紫斑病 | 301 | 310 | 305 | 258 | 229 | 229 | 217 | 234 | 224 | 217 |
| 顕微鏡的多発血管炎、結節性多発動脈炎 | 153 | 145 | 143 | 138 | 131 | 131 | 144 | 168 | 183 | 180 |
| 潰瘍性大腸炎 | 2,045 | 2,098 | 2,106 | 1,771 | 1,716 | 1,716 | 1,695 | 1,926 | 1,921 | 1,982 |
| 高安動脈炎 | 77 | 77 | 73 | 53 | 54 | 54 | 56 | 57 | 56 | 59 |
| バージャー病 | 89 | 85 | 80 | 37 | 37 | 37 | 36 | 36 | 27 | 24 |
| 天疱瘡 | 77 | 76 | 71 | 27 | 31 | 31 | 29 | 34 | 35 | 36 |
| 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。) | 287 | 299 | 301 | 299 | 312 | 312 | 325 | 325 | 304 | 301 |
| クローン病 | 411 | 428 | 438 | 410 | 426 | 426 | 442 | 472 | 470 | 494 |
| 悪性関節リウマチ | 67 | 63 | 66 | 62 | 57 | 57 | 53 | 53 | 49 | 44 |
| 進行性核上性麻痺、パーキンソン病、大脳皮質基底核変性症 | 1,742 | 1,836 | 1,906 | 1,967 | 2,053 | 2,053 | 2,146 | 2,307 | 2,289 | 2,341 |
| 全身性アミロイドーシス | 38 | 36 | 39 | 38 | 41 | 41 | 51 | 58 | 74 | 79 |
| 後縦靭帯骨化症 | 425 | 430 | 416 | 333 | 311 | 311 | 325 | 378 | 351 | 363 |
| ハンチントン病 | 12 | 15 | 14 | 15 | 13 | 13 | 14 | 16 | 17 | 18 |
| もやもや病 | 184 | 200 | 206 | 140 | 136 | 136 | 139 | 145 | 136 | 130 |
| 多発血管炎性肉芽腫症 | 20 | 0 | 25 | 25 | 28 | 28 | 34 | 40 | 40 | 44 |
| 特発性拡張型心筋症 | 506 | 538 | 553 | 455 | 450 | 450 | 427 | 461 | 418 | 421 |
| 多系統萎縮症 | 169 | 163 | 150 | 149 | 147 | 147 | 149 | 147 | 137 | 124 |
| 表皮水疱症 | 5 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 膿疱性乾癬(汎発型) | 30 | 31 | 30 | 27 | 25 | 25 | 28 | 28 | 31 | 31 |
| 広範脊柱管狭窄症 | 38 | 46 | 45 | 32 | 30 | 30 | 33 | 46 | 35 | 39 |
| 原発性胆汁性胆管炎 | 333 | 370 | 363 | 294 | 296 | 296 | 290 | 301 | 283 | 276 |
| 特発性大腿骨頭壊死症 | 183 | 228 | 242 | 234 | 253 | 253 | 256 | 285 | 271 | 276 |
| 混合性結合組織病 | 92 | 102 | 103 | 92 | 90 | 90 | 92 | 94 | 91 | 95 |
| 原発性免疫不全症候群 | 19 | 23 | 24 | 24 | 25 | 25 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 特発性間質性肺炎 | 119 | 145 | 150 | 146 | 168 | 168 | 184 | 218 | 225 | 232 |
| 網膜色素変性症 | 268 | 274 | 260 | 246 | 244 | 244 | 242 | 253 | 239 | 231 |
| プリオン病 | 6 | 2 | 4 | 2 | 2 | 2 | 7 | 7 | 6 | 4 |
| 肺動脈性肺高血圧症 | 36 | 43 | 43 | 46 | 56 | 56 | 49 | 54 | 49 | 61 |
| 神経線維腫症 | 46 | 48 | 50 | 49 | 49 | 49 | 56 | 65 | 70 | 68 |
| 亜急性硬化性全脳炎 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| バッド・キアリ症候群 | 2 | 4 | 4 | 3 | 6 | 6 | 4 | 5 | 4 | 4 |
| 慢性血栓性肺高血圧症 | 35 | 36 | 42 | 44 | 50 | 50 | 52 | 57 | 64 | 64 |
| ライソゾーム病 | 7 | 9 | 10 | 9 | 13 | 13 | 16 | 15 | 16 | 17 |
| 副腎白質ジストロフィー | 2 | 3 | 5 | 3 | 2 | 2 | 3 | 3 | 5 | 5 |
| 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体) | 4 | 4 | 6 | 6 | 8 | 8 | 7 | 8 | 8 | 9 |
| 脊髄性筋萎縮症 | 13 | 13 | 14 | 14 | 16 | 16 | 16 | 15 | 13 | 13 |
| 球脊髄性筋萎縮症 | 6 | 4 | 3 | 7 | 8 | 8 | 12 | 12 | 14 | 17 |
| 慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多果性運動ニューロパチー | 61 | 63 | 69 | 54 | 53 | 53 | 55 | 67 | 76 | 73 |
| 肥大型心筋症 | 98 | 119 | 125 | 121 | 128 | 128 | 136 | 144 | 132 | 127 |
| 拘束型心筋症 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ミトコンドリア症 | 20 | 20 | 19 | 18 | 19 | 19 | 20 | 24 | 24 | 22 |
| リンパ管筋腫症 | 3 | 2 | 3 | 3 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 6 |
| スティーヴンス・ジョンソン症候群、中毒性表皮壊死症 | 2 | 0 | 6 | 6 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 3 |
| 黄色靭帯骨化症 | 54 | 80 | 77 | 73 | 76 | 76 | 71 | 84 | 79 | 93 |
| 下垂体性ADH分泌異常症、下垂体性TSH分泌亢進症、下垂体性PRL分泌亢進症、クッシング病、下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症、下垂体性成長ホルモン分泌亢進症、下垂体前葉機能低下症 | 316 | 366 | 372 | 389 | 413 | 413 | 418 | 457 | 461 | 478 |
| その他 | 166 | 696 | 901 | 1,138 | 1,396 | 1,380 | 1,566 | 1,925 | 2,040 | 2,262 |

(難病別内訳)

(5) あいサポーター*1 養成数

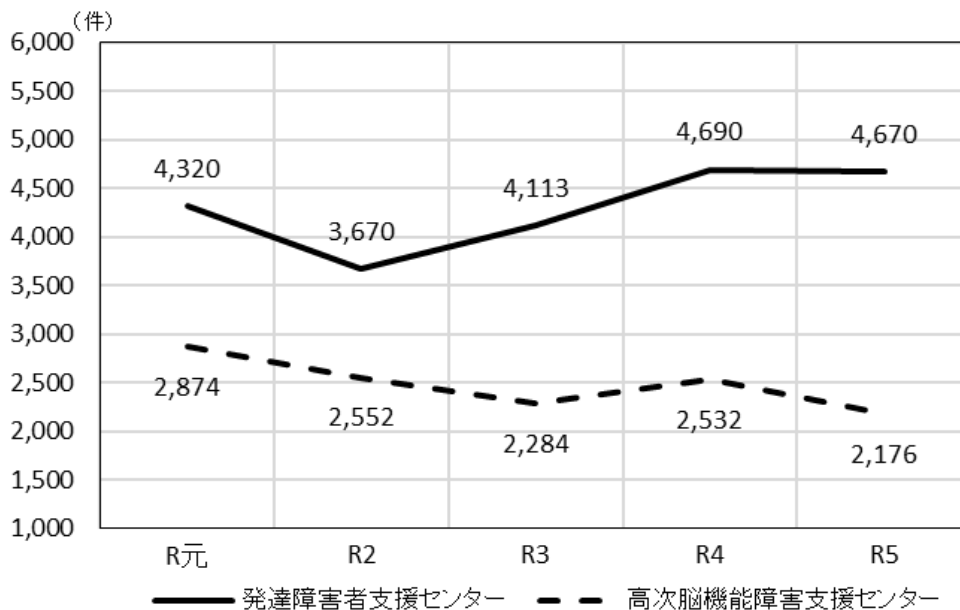
○令和5年度のあいサポーター*1養成数は28,432人で、令和元年度の23,937人よりも、4,495人(18.8%)増加しています。



(6) 専門的な相談件数の推移

○令和5年度の発達障害者支援センター*133への相談件数は4,670件で、令和元年度の4,320件よりも、350件(8.1%)増加しています。

○令和5年度の高次脳機能障害支援センター*28への相談件数は2,176件で、令和元年度の2,874件よりも、698件(24.2%)減少しています。



2. 障害のある人やその家族等からの意見・要望

(1) 団体ヒアリング調査および県民アンケート調査の実施概要

《団体ヒアリング調査の実施概要》

| 項目 | 内容 | |
|------|--|--|
| 目的 | 奈良県障害者計画の改定に向けて各団体固有の課題や考え方、取組等についてヒアリング調査を実施した。 | |
| 実施時期 | 第1回:令和6年1月~3月、第2回:令和6年11月~令和7年1月 | |
| 実施方法 | 対面による聞き取り調査 | |
| 調査対象 | 身体障害 (13 団体) | <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人奈良県身体障がい者団体連合会 ・一般社団法人奈良県聴覚障害者協会 ・奈良県中途失聴・難聴者協会 ・一般社団法人奈良県視覚障害者福祉協会 ・奈良パートナーズ協会 ・奈良盲ろう者友の会 やまとの輪 ・公益社団法人日本オストミー協会 奈良県支部 ・奈良交声会 ・奈良県肢体不自由児・者父母の会連合会 ・奈良県重症心身障害児(者)を守る会 ・特定非営利活動法人奈良県腎友会 ・奈良県視覚障害者の生活を守る会 ・奈良県障害者の生活と権利を守る連絡会 |
| | 知的障害 (1 団体) | <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人奈良県手をつなぐ育成会 |
| | 精神障害 (7 団体) | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良高次脳機能障害友の会あすか ・特定非営利活動法人奈良県自閉症協会 ・奈良LDの親の会「パンジー」 ・えじそんくらぶ奈良「ポップコーン」 ・奈良県高機能自閉症児者親の会「アスカ」 ・特定非営利活動法人奈良県精神障害者家族会連合会(まほろば会) ・奈良県精神障害者地域生活支援団体協議会 |
| | 難病 (1 団体) | <ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動法人奈良難病連 |
| | その他 (7 団体) | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良県障害者福祉連合協議会 ・奈良県心身障害者施設連盟 ・奈良県知的障害者施設協会 ・奈良県社会福祉法人経営者協議会障害者部会 ・奈良県社会就労センター協議会 ・あたつく福祉型事業協同組合 ・特定非営利活動法人奈良県社会就労事業振興センター |
| | 計29団体 | |

《県民アンケート調査の実施概要》

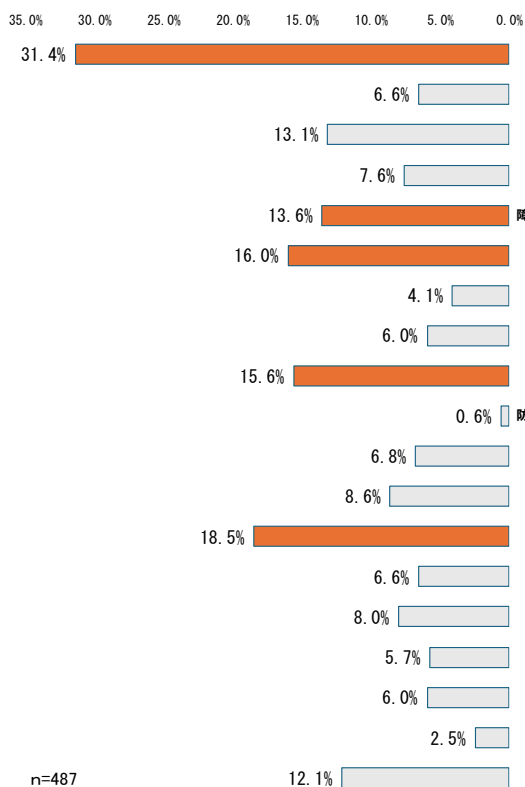
| 項目 | 内容 |
|------|---|
| 目的 | 奈良県障害者計画の改定に向けて、現在の奈良県の取組によって暮らしやすくなったかどうかについてアンケートを実施した。 |
| 実施時期 | 令和6年1月～3月 |
| 実施方法 | 意見交換を実施した団体を通して調査票を配布・回収 |
| 回収数 | 614件（紙調査票347件、WEB回答267件） |

(2) 団体ヒアリング調査及び県民アンケート調査の結果概要

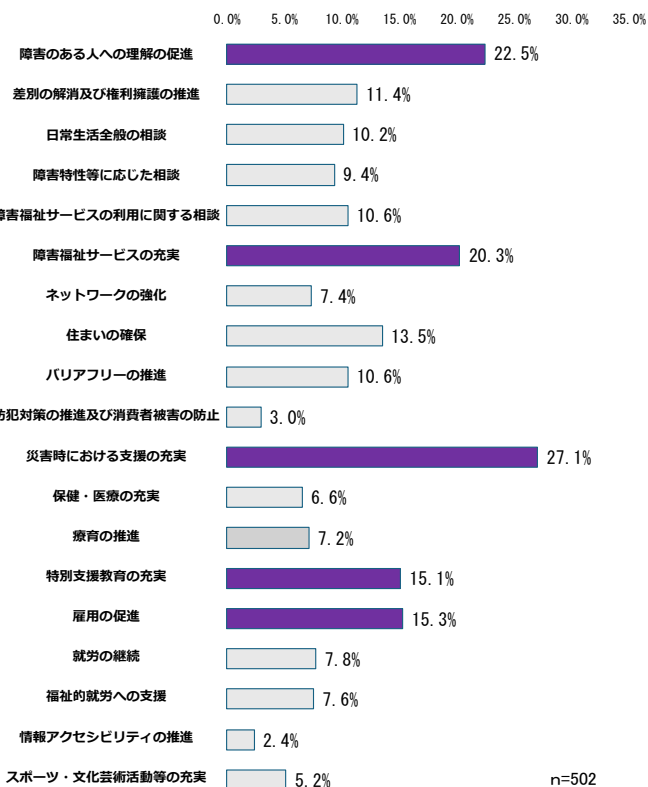
《県民アンケート結果概要》

問. 障害のある人が普段の生活の中で、令和2年度と比較して思いを実現できるようになったと感じられる項目と思いを実現できるようになったと感じられない項目を、それぞれ最大3つまで選び、「番号」の欄に選んだ項目の番号を記載してください。また、それらを選択した理由を「理由」の欄に記載してください。

【思いを実現できるようになったと感じられる項目】



【思いを実現できるようになったと感じられない項目】



○障害のある人（本人）から「教育者や保育者が障害についての理解と受け止め方が変わってきた」等の意見があった。

○障害福祉サービス従事者から「相談支援が多くの人につくようになり、確実に相談できる場所ができていた人が増えた」等との意見があった。

○障害のある人の家族から「就労移行支援^{*56}事業所が大幅に増え、一般就労^{*9}も増えた」等といった意見があった。

○障害のある人（本人）から「相談窓口が機能していない。実質的な問題解決につながっていない」等との意見があった。

○障害福祉サービス従事者から「市町村により利用できるサービスに地域間格差がある」等との意見があった。

○障害のある人の家族から「移動支援、行動援護^{*31}ができる事業所が少なく、利用できる人が少ない」等といった意見があった。

《アンケートにおける主な意見・要望》

※評価できる事：○、改善が必要な事：●

| 施策分野 | 施策の柱 | | 意見 | 件数 |
|----------------|----------------|----|--|----|
| 理解 | 障害のある人への理解の促進 | ● | ・障害に対する理解が十分でない。 | 51 |
| | | ○ | ・広報やメディアにより障害理解が進んだ。 | 28 |
| | | ○ | ・社会での障害理解が進んだ。 | 18 |
| | | ○ | ・障害理解が進んだ。 | 17 |
| | | ● | ・障害に対しての認知・啓発が少ない。 | 11 |
| | | ○ | ・周囲の障害理解が進んだ。 | 9 |
| | | ○ | ・周囲が声掛けをしてくれたり、助けてくれる。 | 7 |
| | | ● | ・知的障害や発達障害* ¹³² に対する理解が十分でない。 | 7 |
| | | ● | ・障害に関わる人が少ない。 | 6 |
| | | ○ | ・公的施設や機関での障害理解が進んだ。 | 5 |
| | | ○ | ・ヘルプカード* ¹⁴³ 等を持つ人を見る。 | 5 |
| | | ○ | ・学校の障害理解が進んだ。 | 4 |
| | | ○ | ・障害理解の学習や研修の機会がある。 | 4 |
| | | ○ | ・職場での障害理解が進んだ。 | 4 |
| | | ● | ・地域での障害に対する理解が十分でない。 | 4 |
| | | ○ | ・障害当事者が身近にいる事の許容度は高まった。 | 3 |
| | | ○ | ・対話や対面を通しての障害理解ができています。 | 3 |
| | | ○ | ・地域での障害理解が進んだ。 | 3 |
| | | ○ | ・法整備により障害理解が進んだ。 | 3 |
| | | ● | ・学校での障害に対する理解が十分でない。 | 3 |
| | | ● | ・県や市職員での障害に対する理解が十分でない。 | 3 |
| | | ● | ・事業所職員や支援者の障害に対する理解が十分でない。 | 3 |
| | | ○ | ・あいサポート運動が進んだ。 | 2 |
| | | ○ | ・相手の気持ちを考えられるようになった。 | 2 |
| | | ○ | ・支援が増えた。 | 2 |
| | | ○ | ・自身の障害理解が進んだ。 | 2 |
| | | ● | ・医療的ケア児等に対する理解が十分でない。 | 2 |
| | | ● | ・障害関連法の啓発が進んでいない。 | 2 |
| | | ● | ・病院での障害に対する理解が十分でない。 | 2 |
| | | ○ | ・教育者等の障害理解が進んだ。 | 1 |
| | | ○ | ・研修等で提供される情報が良くなった。 | 1 |
| | | ○ | ・支援者をよく見かけられるようになった。 | 1 |
| | | ○ | ・仕事を通して障害理解が進んだ | 1 |
| | | ○ | ・障害認定を受ける人が増えている。 | 1 |
| | | ○ | ・当事者が過ごしやすい環境になってきている。 | 1 |
| | | ○ | ・当事者との対話を通して障害理解が進んだ。 | 1 |
| | | ○ | ・当事者に接する機会が増えた。 | 1 |
| | | ○ | ・当事者に寄り添った支援ができる。 | 1 |
| | | ○ | ・当事者の選択肢が増えた。 | 1 |
| | | ○ | ・ノーマライゼーションの概念が浸透している。 | 1 |
| | | ○ | ・福祉関係の機関での障害理解が進んだ。 | 1 |
| | | ○ | ・差別的態度を示す人が減った。 | 1 |
| | | ○ | ・耳マークの表示がされている場所が増えた。 | 1 |
| | | ● | ・障害をどう理解するのが明確でない。 | 1 |
| ● | ・あまり変わっていない。 | 1 | | |
| ○ | ・その他 | 8 | | |
| ● | ・その他 | 11 | | |
| 差別の解消及び権利擁護の推進 | 差別の解消及び権利擁護の推進 | ● | ・差別や虐待は解消されていない。 | 44 |
| | | ○ | ・権利擁護の意識が高まってきた。 | 4 |
| | | ○ | ・広報やメディアにより障害差別等の理解が進んだ。 | 3 |
| | | ○ | ・差別的な扱いは減った。 | 3 |
| | | ○ | ・職員が虐待防止等の研修を受けるようになった。 | 3 |
| | | ○ | ・地域の意識が変わってきた。 | 3 |
| | | ○ | ・推進されている。 | 2 |

| 施策分野 | 施策の柱 | | 意見 | 件数 |
|-----------------------|-----------------|---|--------------------------------------|----|
| | | ● | ・職員の差別や虐待解消等の人権意識が薄い。 | 2 |
| | | ● | ・地域の人に受け入れてもらえない。 | 2 |
| | | ○ | ・役所等で啓発が行われている。 | 1 |
| | | ● | ・自己決定の場が尊重されていない。 | 1 |
| | | ● | ・障害者に対する目が厳しくなった。 | 1 |
| | | ● | ・相談窓口が機能していない。 | 1 |
| | | ● | ・権利擁護の推進には至っていない。 | 1 |
| | | ○ | ・その他 | 5 |
| | | ● | ・その他 | 5 |
| 相談 | 日常生活全般の相談 | ○ | ・困りごと等が相談できている。 | 25 |
| | | ● | ・相談体制(システム・ネットワーク)が充実していない。 | 21 |
| | | ● | ・どの窓口に相談して良いかわかりづらい。 | 10 |
| | | ○ | ・福祉サービスを通じて相談できている。 | 9 |
| | | ○ | ・行政機関等に相談できている。 | 6 |
| | | ○ | ・相談場所や機会が増えた。 | 5 |
| | | ○ | ・日常生活を相談して改善できている。 | 4 |
| | | ● | ・相談への理解が乏しい | 2 |
| | | ● | ・当事者が相談できない。 | 2 |
| | | ○ | ・サポート体制が充実している。 | 1 |
| | | ○ | ・相談場所の啓発が進んだ。 | 1 |
| | | ● | ・コロナ禍で止まったままになっている。 | 1 |
| | | ● | ・窓口の相談員が不足している。 | 1 |
| | | ○ | ・その他 | 3 |
| | | ● | ・その他 | 7 |
| 障害特性等に 応じた相談 | | ○ | ・障害特性や状況に応じた相談ができる。 | 28 |
| | | ● | ・障害特性や状況に応じた相談が十分でない。 | 21 |
| | | ● | ・障害特性や状況に応じた相談窓口が少ない、わかりづらい。 | 9 |
| | | ● | ・障害特性に応じた相談員が少ない。 | 6 |
| | | ○ | ・障害特性や状況に応じた相談件数や窓口が増えた。 | 2 |
| | | ● | ・相談が増えて事業所がもたない。 | 1 |
| | | ● | ・相談に地域差がある。 | 1 |
| | | ● | ・相談内容を行動制限の口実として利用されている。 | 1 |
| | | ○ | ・その他 | 3 |
| ● | ・その他 | 5 | | |
| 障害福祉サービスの 利用に関する相談 | | ○ | ・相談支援が充実している。 | 35 |
| | | ● | ・相談支援が充実していない。 | 7 |
| | | ○ | ・相談窓口が増えた。 | 6 |
| | | ● | ・相談支援員の数が少ない。 | 6 |
| | | ● | ・相談窓口が少ない、見つけにくい。 | 5 |
| | | ● | ・相談支援員の育成が十分でない。 | 4 |
| | | ○ | ・相談件数が増えている。 | 3 |
| | | ○ | ・相談に応じる場所が充実している。 | 2 |
| | | ○ | ・行政の対応が良くなっている。 | 2 |
| | | ○ | ・相談窓口が明確になった。 | 2 |
| | | ● | ・相談支援員の支援が十分でない。 | 2 |
| | | ● | ・相談する機関や施設が不足している。 | 2 |
| | | ○ | ・ケースワーカーが充実している。 | 1 |
| | | ○ | ・相談への敷居が低くなった。 | 1 |
| ○ | ・その他 | 1 | | |
| ● | ・その他 | 2 | | |
| 生活 支援 | 障害福祉サービスの 充実 | ● | ・障害福祉サービスが充実していない。 | 61 |
| | | ○ | ・サービスを利用して充実している。 | 35 |
| | | ○ | ・サービス支援体制・事業所等の整備が進んでいる。 | 31 |
| | | ● | ・障害福祉サービスの利用形態が複雑である。 | 11 |
| | | ● | ・障害福祉サービスに地域差がある。 | 10 |
| | | ● | ・障害福祉サービス事業所 ^{*78} の負担が大きい。 | 10 |

| 施策分野 | 施策の柱 | | 意見 | 件数 |
|-------------------|----------------------|---------------------|--------------------------------|----|
| | | ● | ・適切な障害福祉サービスを受けられていない。 | 6 |
| | | ● | ・障害福祉サービスの啓発や周知が十分でない。 | 6 |
| | | ● | ・障害福祉サービスの支援員が少ない。 | 3 |
| | | ● | ・障害別にサービスの格差がある。 | 1 |
| | | ○ | ・その他 | 2 |
| | | ● | ・その他 | 8 |
| | | ● | ・その他 | 8 |
| | ネットワークの強化 | ● | ・支援ネットワークの強化や連携が十分でない。 | 22 |
| | | ○ | ・ネット技術を使用した支援体制が向上している。 | 10 |
| | | ○ | ・支援ネットワークが充実している。 | 6 |
| | | ● | ・ネット技術を使えない人への配慮がない。 | 3 |
| | | ● | ・福祉的な手続きが複雑である。 | 2 |
| | | ○ | ・その他 | 4 |
| | | ● | ・その他 | 1 |
| 生活環境 | 住まいの確保 | ○ | ・グループホーム*24が増えている。 | 13 |
| | | ● | ・住まいの確保が難しい。 | 9 |
| | | ● | ・グループホームや入所施設が少ない。 | 6 |
| | | ● | ・ひとり暮らし向けの支援が少ない。 | 6 |
| | | ○ | ・グループホームを利用できている。 | 5 |
| | | ● | ・親なき後への不安がある。 | 5 |
| | | ● | ・障害を理由(偏見等)として住まいを確保できないことがある。 | 5 |
| | | ● | ・グループホームの設立や拡大につながらない。 | 4 |
| | | ● | ・条件に合う住まいが見つからない。 | 3 |
| | | ● | ・住まいの確保が十分でない。 | 3 |
| | | ● | ・バリアフリーに対応していない住まいが多い。 | 3 |
| | | ○ | ・住まいの確保ができていない。 | 2 |
| | | ○ | ・一人暮らしへの支援が改善された。 | 2 |
| | | ● | ・グループホームや入所施設の質が低い。 | 2 |
| | | ● | ・住まいに対する相談・サポートがない。 | 2 |
| | | ● | ・グループホームや入所施設の確保が課題。 | 1 |
| | | ● | ・グループホームや入所施設の認知が低い。 | 1 |
| | | ● | ・経済的支援が十分でない。 | 1 |
| | | ● | ・今後の住まいに不安がある。 | 1 |
| | | ● | ・住まいに関する情報が少ない。 | 1 |
| | | ● | ・住む所の自由が尊重されていない。 | 1 |
| | | ○ | ・その他 | 3 |
| | ● | ・その他 | 5 | |
| | バリアフリーの推進 | ○ | ・バリアフリー化が進んだ。 | 31 |
| | | ○ | ・公共施設や駅等のバリアフリー化が進んだ。 | 25 |
| | | ● | ・バリアフリー化が進んでいない。 | 24 |
| | | ● | ・道路のバリアフリー化が進んでいない。 | 13 |
| | | ○ | ・新しい施設等のバリアフリー化が充実している。 | 8 |
| | | ● | ・公共施設や駅等のバリアフリー化が進んでいない。 | 5 |
| | | ○ | ・バリアフリー化の補助が充実している。 | 2 |
| | | ● | ・安心・安全に生活が送れない。 | 2 |
| | | ● | ・バリアフリー化の補助がない。 | 2 |
| | | ○ | ・バリアフリーへの認知が向上した。 | 1 |
| ● | | ・学校のバリアフリー化が進んでいない。 | 1 | |
| ● | ・住まいのバリアフリー化が進んでいない。 | 1 | | |
| ● | ・地域でのバリアフリー化が進んでいない。 | 1 | | |
| ● | ・バリアフリーの地域差が大きい。 | 1 | | |
| ○ | ・その他 | 1 | | |
| ● | ・その他 | 3 | | |
| 防犯対策の推進及び消費者被害の防止 | ● | ・当事者の被害を目にする。 | 3 | |
| | ○ | ・防犯意識が向上した。 | 2 | |
| | ● | ・相談支援体制が十分でない。 | 2 | |
| | ● | ・当事者が被害にあいやすい。 | 2 | |

| 施策分野 | 施策の柱 | | 意見 | 件数 | |
|-------|----------------------|-----------------|---|-------------------------------------|----|
| | 災害時における支援の充実 | ● | ・その他 | 3 | |
| | | ● | ・災害に関する施策や支援が十分でない。 | 27 | |
| | | ● | ・災害時の避難が障害特性に応じて考慮されていない。 | 19 | |
| | | ● | ・災害に対する支援を知らない。 | 17 | |
| | | ○ | ・地域・事業所における支援体制の整備が進んだ。 | 16 | |
| | | ● | ・避難方法が明確になっていない。 | 12 | |
| | | ● | ・福祉避難所* ¹⁴¹ の整備や拡充が不足している。 | 12 | |
| | | ○ | ・災害への意識が高まった。 | 9 | |
| | | ● | ・避難所での生活が不安。 | 8 | |
| | | ● | ・災害を経験していない。 | 6 | |
| | | ● | ・避難所まで行くことができない。 | 5 | |
| | | ● | ・地域における支援体制が十分でない。 | 4 | |
| | | ● | ・個別避難計画* ³⁵ がたてられていない。 | 4 | |
| | | ● | ・災害時の対応が未だに難しい。 | 3 | |
| | | ● | ・災害に対応できる人材が不足している。 | 2 | |
| | | ● | ・災害への意識や周知が薄い。 | 2 | |
| | | ● | ・健常者と同じ場所で避難したい。 | 1 | |
| | | ● | ・災害時に気づいてもらえるのか不安。 | 1 | |
| | | ● | ・災害時の金銭確保が心配。 | 1 | |
| | | ● | ・備蓄の確保が経済的に厳しい。 | 1 | |
| ○ | ・その他 | 3 | | | |
| ● | ・その他 | 7 | | | |
| 保健・医療 | 保健・医療の充実 | ○ | ・医療が充実した。 | 14 | |
| | | ● | ・専門的な医療施設やサービスが充実していない。 | 12 | |
| | | ○ | ・医療費の負担が減った。 | 9 | |
| | | ○ | ・医療と福祉の連携がみられた。 | 6 | |
| | | ● | ・保健や医療が充実していない。 | 4 | |
| | | ● | ・医療費の負担が大きい。 | 3 | |
| | | ○ | ・医療相談ができるようになった。 | 2 | |
| | | ● | ・医療費の窓口支払は困る。 | 2 | |
| | | ● | ・医療方法や結果に不満がある。 | 2 | |
| | | ○ | ・健康への意識が高まった。 | 1 | |
| | | ○ | ・検診や医療的ケア* ¹² を理解する支援者や機関は増えた。 | 1 | |
| | | ○ | ・入院設備が整った。 | 1 | |
| | | ● | ・医療と福祉の連携が不足している。 | 1 | |
| | | ● | ・保健や医療に地域差がある。 | 1 | |
| | | ● | ・合理的配慮* ³² が感じられない。 | 1 | |
| | | ● | ・受給者証の更新手続きを不要にしてほしい。 | 1 | |
| | | ○ | ・その他 | 5 | |
| | | ● | ・その他 | 4 | |
| | | 療育の推進 | ○ | ・療育が充実した。 | 47 |
| | | | ○ | ・放課後等デイサービス* ¹⁴⁷ 等が充実した。 | 12 |
| | ○ | | ・早期発見・早期療育ができるようになった。 | 11 | |
| | ○ | | ・療育への意識が高まった。 | 7 | |
| | ● | | ・療育に地域差がある。 | 6 | |
| | ● | | ・療育の場が少ない。 | 6 | |
| | ● | | ・放課後等デイサービス等が充実していない。 | 5 | |
| | ● | | ・必要に応じた療育を受けられない。 | 4 | |
| | ○ | ・療育への相談が充実している。 | 3 | | |
| ○ | ・療育への需要が増えている。 | 2 | | | |
| ● | ・地域との連携がとれていない。 | 2 | | | |
| ● | ・療育の推進が不十分である。 | 2 | | | |
| ○ | ・療育が無償になった。 | 1 | | | |
| ● | ・成人後の療育の必要性を理解していない。 | 1 | | | |
| ● | ・療育の制度を知らない。 | 1 | | | |
| ○ | ・その他 | 4 | | | |

| 施策分野 | 施策の柱 | | 意見 | 件数 | | |
|------|----------------------------|---|------------------------------------|----------------------|---------------------|----|
| 教育 | 特別支援教育* ¹¹¹ の充実 | ● | ・その他 | 7 | | |
| | | ○ | ・障害特性に応じた支援が充実した。 | 22 | | |
| | | ● | ・教員等の知識や理解が十分でない。 | 16 | | |
| | | ● | ・教員の数が十分でない。 | 10 | | |
| | | ● | ・特別支援学校における支援が十分でない。 | 10 | | |
| | | ● | ・地域格差、学校格差がある。 | 5 | | |
| | | ● | ・通級や特別支援教育* ¹¹¹ が十分でない。 | 5 | | |
| | | ● | ・特別支援教育の受け入れの幅が狭い。 | 5 | | |
| | | ● | ・障害特性や状況に応じた支援が十分でない。 | 4 | | |
| | | ○ | ・早期からの相談・支援の充実。 | 2 | | |
| | | ● | ・学校生活が困難な状況になっている。 | 2 | | |
| | | ● | ・設備が不足している。 | 2 | | |
| | | ● | ・連携が取れていない。 | 2 | | |
| | | ● | ・外部支援が導入できていない。 | 1 | | |
| | | ● | ・支援学級に入ることができない児童がいる。 | 1 | | |
| | | ● | ・就学に不安がある。 | 1 | | |
| | | ● | ・情報提供が十分でない。 | 1 | | |
| | | ● | ・進路等を相談できる場所が少ない。 | 1 | | |
| | | ● | ・編入が難しい。 | 1 | | |
| | | ○ | ・その他 | 3 | | |
| ● | ・その他 | 8 | | | | |
| 就労 | 雇用の促進 | ● | ・就労や障害者雇用の枠が少ない。 | 18 | | |
| | | ● | ・就労が難しい。(見つからない、職種が制限される等) | 15 | | |
| | | ● | ・雇用が促進されていない。 | 14 | | |
| | | ○ | ・障害者雇用の枠が広がった。 | 11 | | |
| | | ○ | ・企業側の雇用への意識が改善されてきた。 | 8 | | |
| | | ○ | ・障害者が働く姿が見られるようになった。 | 4 | | |
| | | ● | ・就労のマッチングがうまくいっていない。 | 4 | | |
| | | ○ | ・一般就労* ⁹ の枠が広がった。 | 3 | | |
| | | ○ | ・雇用の促進は改善されている。 | 2 | | |
| | | ○ | ・自分自身が就労できた。 | 2 | | |
| | | ● | ・雇用する側の負担が大きい。 | 2 | | |
| | | ● | ・支援事業所や自治体職員等の支援が不十分だった。 | 2 | | |
| | | ● | ・就労に関する情報提供が十分でない。 | 2 | | |
| | | ● | ・就労への支援が少ない。 | 2 | | |
| | | ● | ・障害者が実際に働いている現場を知らない。 | 2 | | |
| | | ● | ・働きづらさが改善されていない。 | 2 | | |
| | | ● | ・人材確保が難しい。 | 2 | | |
| | | ○ | ・就労移行支援* ⁵⁶ が充実した。 | 1 | | |
| | | ○ | ・ハローワークの専門の人が仕事を紹介している。 | 1 | | |
| | | ● | ・障害者の離職率が高い。 | 1 | | |
| | | ● | ・障害別に雇用格差がある。 | 1 | | |
| | | ● | ・雇用に地域格差がある。 | 1 | | |
| | | ● | ・特定の職種の雇用が促進されていない。 | 1 | | |
| | | ● | ・就労所における外部からの作業が充分でない。 | 1 | | |
| | | ○ | ・その他 | 7 | | |
| | | ● | ・その他 | 5 | | |
| | | | 就労の継続 | ○ | ・継続して働けている。 | 12 |
| | | | | ○ | ・就労継続に適切な支援が行われている。 | 7 |
| | | | ● | ・継続に向けた職場環境が整っていない。 | 7 | |
| | | | ● | ・職場での障害に対する理解が十分でない。 | 4 | |
| | | ● | ・賃金が低い。 | 4 | | |
| | | ● | ・定着支援後のアフターケアが十分でない。 | 2 | | |
| | | ○ | ・社会参加の場が広がった。 | 1 | | |
| | | ○ | ・就労の意思が尊重されている。 | 1 | | |
| | | ● | ・雇用する側の負担が大きい。 | 1 | | |

| 施策分野 | 施策の柱 | | 意見 | 件数 |
|------|------------------|---|----------------------------|----|
| | | ● | ・実習期間が短い。 | 1 |
| | | ● | ・就労継続支援*57*58を知らない。 | 1 |
| | | ● | ・障害者が実際に働いている実態を知らない。 | 1 |
| | | ● | ・職場と本人との相性があっていない。 | 1 |
| | | ● | ・ジョブコーチの普及が進んでいない。 | 1 |
| | | ○ | ・その他 | 3 |
| | | ● | ・その他 | 6 |
| | 福祉的就労*140への支援 | ○ | ・福祉的就労*140への支援が充実した。 | 10 |
| | | ● | ・福祉的就労への支援が充実できていない。 | 9 |
| | | ○ | ・仕事ができている。(楽しい、満足している等) | 4 |
| | | ○ | ・就労施設が増えた。 | 4 |
| | | ● | ・工賃*29向上への支援が十分でない。 | 2 |
| | | ● | ・就労の選択肢が少ない。 | 2 |
| | | ○ | ・理解のある企業が増えた。 | 1 |
| | | ● | ・支援員の障害に対する理解が十分でない。 | 1 |
| | | ● | ・支援の情報が少ない。 | 1 |
| | | ● | ・相談窓口がわからない。 | 1 |
| | | ● | ・福祉的就労への人材が少ない。 | 1 |
| | | ● | ・福祉的就労の利用者が増えない。 | 1 |
| | | ● | ・優先調達の取組が進んでいない。 | 1 |
| ○ | ・その他 | 5 | | |
| ● | ・その他 | 6 | | |
| 社会参加 | 情報アクセシビリティ*80の推進 | ○ | ・情報が入手しやすくなった。 | 11 |
| | | ● | ・意思疎通が十分にできていない。 | 4 |
| | | ○ | ・障害を持つ人のメディア出演が増えた。 | 2 |
| | | ● | ・情報がわかりにくい。 | 2 |
| | | ● | ・情報を入手することが難しい。 | 1 |
| | | ● | ・窓口がわかりにくい。 | 1 |
| | | ● | ・その他 | 3 |
| | スポーツ・文化芸術活動等の充実 | ○ | ・スポーツや文化芸術活動が充実した。 | 23 |
| | | ○ | ・スポーツや文化芸術活動を通して啓発に繋がっている。 | 17 |
| | | ● | ・スポーツや文化芸術活動が充実していない。 | 9 |
| | | ● | ・スポーツ施設や文化芸術活動に入りにくい。 | 8 |
| | | ○ | ・スポーツや文化芸術活動へ参加できた。 | 6 |
| | | ○ | ・モチベーションの向上につながっている。 | 2 |
| | | ● | ・療育手帳が使える場所が少ない。 | 2 |
| | | ● | ・スポーツや文化芸術活動の啓発が進んでいない。 | 1 |
| | | ○ | ・その他 | 1 |
| | | ● | ・その他 | 4 |

| 施策分野 | 施策の柱 | 主な意見 |
|--|---------------|---|
| 理解 | 障害のある人への理解の促進 | (1) 障害理解の促進 |
| | | ○ ・装具をつけての入浴に対する差別が最近では聞かれない。理解・周知が進んでいると思う。 |
| | | ○ ・学校への知的障害の理解啓発の資料配布を独自で行っていたが、あいサポーターキッズ学習*2をしてもらえるので心強いと思う。 |
| | | ● ・あいサポーター*1の活動は働きながらでは難しい。謝金など資金面の対応してもらえれば、研修会などより活性化できる。 |
| | | ● ・あいサポーター運動を広げるのであれば、教育委員会なども障害者と一緒に教育を受ける機会を増やしていくことが必要。 |
| | | ● ・手話講習会という場があるということを計画の中に盛り込んでもらいたい。 |
| | | ● ・国際手話デーに合わせて、ブルーライトアップなど県としてのイベントを行ってほしい。 |
| | | ● ・ペアレントメンター*142が親に理解啓蒙を進める窓口として面談をやっていくことを計画でうたってほしい。 |
| | | ● ・オストミーは障害のない人に見られることがある。ヘルプマーク*143でわかってもらえる。 |
| | | ● ・「障害があってもなくても！人の人間として」と言わなくてもそうであるべき。そのために普及啓発が一番重要。 |
| | | ● ・高次脳機能障害*27を知ってもらうことが大切。市町村、県の職員も学校も異動があるので、理解ある人が継続している状態にしてほしい。 |
| | | ● ・高次脳機能障害を一般の人に理解してもらいたい。障害や対応の仕方などを啓発してほしい。 |
| | | ● ・知らないことが壁になる。奈良県にも盲ろう者がいて頑張っていることを発信してもらいたい。 |
| | | ● ・視覚障害者への理解が足りない。特にケアマネージャーの理解を深めるようにしてもらいたい。 |
| | | ● ・障害者計画についての情報が広く届いておらず内容や目的を理解しづらい。もっと広報した方がいいのでは。 |
| | | ● ・世界自閉症啓発デーで県も予算化して、ライトアップなどのイベントを実施し、社会的理解に繋げてほしい。 |
| | | ● ・自閉症に対する理解ができていないために、サービスを断られるケースがある。県主導で対応の仕方や理解の啓発をしてほしい。 |
| | | ● ・幼い時から周りに配慮してもらうのと、知らないまま引きこもりになるのでは、自己肯定感の意味でも大きく違う。周りの理解が必要。 |
| | | ● ・視覚障害者は少しの援助があれば仕事も出来るなど正しい理解を広めたい。障害を県民に知ってもらう取り組みを実施してほしい。 |
| | | ● ・普通の人と同じことが多くできるようにという考えが進んでほしい。計画として盛り込まれるとありがたい。 |
| | | ● ・障害が理由の通訳派遣の費用面等で会議等の出席を遠慮するということがないように、社会の責任で解決していかなければならない。 |
| ● ・平時から地域の人に障害のある人がいることを知ってもらう取り組みが必要。民生委員の訪問も含めて、予算を確保してほしい。 | | |
| ● ・障害者になる人を増やさないために、県民講座や臓器移植キャンペーンなどを行っているが、奈良県と共同で、年に4回くらい活動したい。 | | |
| ● ・親が特殊な目で見られたくないと思うために、発達障害*132の生徒が登校拒否している部分がある。障害理解の啓蒙をもっと進める必要がある。 | | |
| ● ・臓器移植の啓蒙のためのライトアップを観光スポットなどでやってほしい。 | | |

| 施策分野 | 施策の柱 | 主な意見 |
|------|------|--|
| | | ● ・障害を理解している県民は少ないと思うので、どう周知していくかが大切。 |
| | | ● ・奈良県立高校で手話学習を実施してほしい。 |
| | | ● ・警察官の障害理解を進めてもらいたい。 |
| | | ● ・知的障害は理解されにくい障害なので、なるべく低年齢から理解が進んでいけばよい。 |
| | | ● ・いざという時のため、親の連絡先や飲んでいる薬、どういう支援が必要かなどを書いたものを持たせたり、車椅子にかけておくなど自助も重要。 |
| | | ● ・障害理解について、自治会に知ってもらうために、県独自の啓発 DVD の周知・作成や、県民だよりへの掲載をしてほしい。 |
| | | ● ・高次脳機能障害*27 の理解を進めたい。福祉就労でも支援員の理解を深めてほしい。 |
| | | ● ・基本理念の文章が、「ともに暮らす」のが支援のように見えるので、「ともに暮らすための支援」の方がよい。 |
| | | ● ・あいサポート運動が下火に感じるので、学校、病院、企業で理解をすすめてもらいたい。 |
| | | ● ・不動産会社や保証会社の精神障害への理解に問題がある。 |
| | | ● ・障害理解について、学校教員や児童生徒にも学んでもらう機会が非常に大事。 |
| | | ● ・多目的トイレが障害のある人等のためのトイレということを広報してほしい。 |
| | | (2) 行政機関における配慮 |
| | | ● ・県条例の相談対応と紛争解決手段で権限の規定を活用してほしい。実施件数を公表し、障害者計画には数値目標を盛り込んでほしい。 |
| | | ● ・選挙時、投票所で聴覚障害者にスムーズに対応できる体制を整えるよう、市町村に県から指導してもらいたい。 |
| | | ● ・選挙時、候補者の主張や説明がよりわかるよう、演説の手話通訳や文字情報化などを実施してほしい。 |
| | | ● ・県の障害福祉課の手話通訳者をもっと増やしてもらいたい。 |
| | | ● ・知的障害、発達障害*132 者が増加している。警察官が現場に配属されるまでに、話しかけ方など理解するための講習を実施してほしい。 |
| | | ● ・警察学校のカリキュラムに障害について入れてもらいたい。障害者が職質された時の反応など理解できるように。 |
| | | ● ・窓口がパーティションで区切られていると聞こえづらい。音声認識と連携できる透明ディスプレイを置くなど環境整備を進めてほしい。 |
| | | ● ・市町村の資料として相談種別ごとの窓口がわかるような一覧があればいい。 |
| | | ● ・医療機関や役所に行けないひきこもりの人に対する年金支給申請などの配慮を考えてほしい。親なき後が心配。 |
| | | ● ・親なき後、生活や役所での手続きができるか心配。口頭より文書の方がわかりやすいなど、窓口の人の障害理解も進んでほしい。 |
| | | ● ・障害福祉課が発達障害を担当しているが、障害福祉と子育ての部門を一緒にすればいいと思う。 |
| | | ● ・障害福祉サービスを知らないことや当事者 1 人では申請に行きにくいことも課題。 |
| | | ● ・相談先がわかりにくい。各事柄の相談機関がわかる障害者福祉の手引き(パンフレット)を作してほしい。 |
| | | ● ・精神障害者相談支援加算があるが、加算要件の研修を奈良県で開催してほしい。 |
| | | ● ・障害の当事者団体は収益の無い状態なので、減免措置などしてほしい。 |
| | | ● ・県が市町村のサービスを傍観していればよいという姿勢では困る。 |
| | | ● ・心身障害者福祉センターは障害者が使いにくく不便。運営側に障害者団体が入って運営してほしい。障害者の立場でものを考えてほしい。 |
| | | ● ・金銭的に厳しいため、家賃の免除などもしてほしい。 |

| 施策分野 | 施策の柱 | 主な意見 |
|----------------|-----------------------------|---|
| | | ● ・車の手動装置の補助が 40 年間 10 万円のまま。車椅子の補助もずっと変わっていないので見直してほしい。 |
| | | ● ・設けられた協議の場に、当事者の参画を計画に盛り込んでほしい。 |
| | | ● ・活動拠点が自宅の団体もあるので、事務所として使える場所を貸してほしい。 |
| | | ● ・県内の病院で、潤っているところと資金繰りが厳しいところがあるので、県内で同一の支援を受けられるようにしてほしい。病院に余力がなく、送迎バスが削減されてしまわないよう、支援できないか検討してほしい。 |
| | | ● ・国の計画の踏襲ではなく奈良県の計画を考えてほしい。 |
| | | ● ・指定申請の DX 化を進め、申請者に無駄な時間を使わせない。 |
| | | ● ・市町村へのサービス申請書類フォーマットが市町村によりまちまちなので、県で統一したフォーマットを使用するように働きかけてほしい。 |
| | | ● ・国の調達法のやり方が分かっていない官公庁が多かったため、現場のニーズと不一致が起きている。 |
| | | ● ・県民だよりに団体で実施している個別相談会の広報専用枠を設けてほしい。 |
| | | ● ・地域サービスの手厚いところとそうでないところでかなり差がある。 |
| | | ● ・5年間の計画の実績を出して欲しい。 |
| | | ● ・計画するだけでなく具体的な行動が大切。 |
| | | ● ・自治会、地域、市町村に対してどういう支援をしていくのか。 |
| | | ● ・県からもらう配布用のパンフレットなどの量が多すぎるので、そういったところから費用の削減をしてはどうか。 |
| | | ● ・アンケートのように意見をかけるようにしてほしい。 |
| | | ● ・県営プールなど手帳を持っている人の介助者の利用料について、2 人まで補助してもらいたい。 |
| | | ● ・障害福祉サービスについて、市町村に周知してほしい。 |
| | | ● ・市町村の移動支援にばらつきがないように県から指導・調整してほしい。 |
| | | ● ・盲ろう者のイベントに助成金を出してほしい。 |
| | | ● ・サービス支給量の自治体による違いをなくして欲しい。 |
| | | ● ・自治体内で支給決定の遅れがみられる。適切なサービスの支給決定をスムーズにできるよう審査体制を見直す必要がある。 |
| | | ● ・精神障害者支援体制加算についての研修を実施してもらいたい。 |
| | | ● ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*106 の構築に各市町村が動いているが、体制整備ができていないため、県で支援をしてほしい。 |
| | | ● ・市町村窓口で 65 歳以上はサービスを使えないと言われる。あくまで原則で使えないわけではない。市町村に指導してほしい。 |
| | | ● ・あいサポーター研修*3 を受けた後、どう活躍してもらうのか。研修内容も障害種別ごとにもっと掘り下げてほしい。 |
| | | ● ・基幹相談支援センターの設置について、圏域マネージャー、奈良市と連携、情報共有して進めてほしい。 |
| 差別の解消及び権利擁護の推進 | (1) 障害を理由とする差別の解消及び虐待の防止の推進 | |
| | ● | ・地域での見守りや通報のしやすさなど、異常があったら障害福祉課に繋がる虐待を防止できる仕組みが必要。 |
| | (2) 権利擁護の推進 | |
| | ○ | ・権利擁護支援体制の構築で、令和 3 年度から電話の実績は減っている。 |

| 施策分野 | 施策の柱 | 主な意見 |
|------|------------|--|
| 相談 | 日常生活全般の相談 | <p>(1) 相談支援ネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ・コロナ禍での活動状況を各団体に聞いてほしい。でいあーやリハビリテーションセンターのデータなどをアンケート調査に入れてほしい。 ● ・地域の自立支援協議会では当事者組織は入れてもらえない。市町村の協議会でうまく意見を拾い上げる体制ができるといい。 ● ・障害者団体や本人に自立支援協議会の活動が見えない。困難事例の解決事例集もなく、解決するシステムができていない。 ● ・盲ろう者が集まって意見交換できる場所があればいい。 ● ・南部の障害者対策が課題。市町村の担当者が障害者のことをわかっておらず異動もある。専門職と繋がる具体策を考えてほしい。 ● ・県で医療と福祉のすみわけをわかりやすく開示してもらいたい。にも包括にあたり、市町村が対応に困っている。フォローアップが必要。 ● ・福祉、医療だけでなく、就労や社会参加と結びついた相談体制づくりをお願いしたい。 ● ・相談体制や支援をまだ知らない人が多い。窓口が多岐にわたっているため、医療や福祉の相談窓口を一本化してほしい。 ● ・どこで相談できるかわからず、窓口にとどり着けない。ほしい人のところに情報が入っていないこともある。 ● ・統括アドバイザー1名の下に地域アドバイザーがいる体制を相談支援専門員^{*99}に周知しないといけない。統括アドバイザーの仕組みをうまく機能させたい。 ● ・どこに何を聞いたらいいのかわからない親もいる。市役所などで相談先などを紹介してほしい。 ● ・基幹相談支援センター設置よりも市町村の相談窓口に一人専門相談員を配置してもらいたい。 ● ・高齢化で5080問題の方向性を入れてほしい。 |
| | 障害特性に応じた相談 | <p>(1) 相談機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ・障害者やその家族へ障害者相談窓口を周知してほしい。寄せられた相談は実効性のある制度に活用し、当事者団体への提供を。 ● ・聞こえない人にとって、地域で安心して相談に行ける方法や仕組みが必要。全市町村で手話ができる相談員がいれば理想的。 ● ・アドバイザーの派遣は、WEB会議や指導があるので行かなくてもよい。発達障害^{*132}も成人や高校生は基本的には訪問しなくてもよい。 ● ・でいあーを使って子ども園に送り出す地域活動にもっと予算がほしい。障害ごとの予算分けてではなく、まず調査でデータを取ってほしい。 ● ・重心センターや児童発達支援センター^{*50}との連携が、親はおろか相談支援員でも知らない人がいる。包括的なシステムがあれば。 ● ・盲ろう者に特化した支援センターがほしい。聴覚障害者支援センター^{*107}では盲ろう者への理解が足りない。 ● ・盲ろう者の施設が必要。今は聴覚障害者支援センターと視覚障害者福祉センター^{*41}を組み合わせるといった考え方にいきがち。 ● ・盲ろう者が相談しやすい窓口があれば安心。当事者同士で相談できるといい。盲ろう者専用の支援センターがあればいい。 ● ・聴覚障害者支援センターは、職員5人ほどで聴覚障害・難聴・盲ろう全て対応して無理がある。盲ろう者の相談を親身に聞いてもらえるのか。 ● ・視覚障害者福祉センターは機器の貸出しや点訳をしていない。平日昼間の点字本の貸出しだけでは仕事をしている人は利用できない。 ● ・でいあーは相談支援で手一杯。主導で連絡協議会を立ち上げ県内の問題点を洗い出す中核的役割を担ってもらいたい。予算増額も必要。 |

| 施策分野 | 施策の柱 | 主な意見 |
|------|-------------------|---|
| | | ● ・自閉症の診断を受けるまでの間に、もっと細やかな説明をしてほしい。ショックを受けている親にも配慮してもらえたら。 |
| | | ● ・自閉症や発達障害*132は相談窓口や就職活動の情報がない。卒業後のルートを障害福祉課で提示してほしい。 |
| | | ● ・インターネットの子どもの行動チェックリストで、発達障害の疑いが高かったとき、どこに行ったらいいかわからない。 |
| | | ● ・障害福祉と親の責任の線引きが難しい。どうにもならなくなったときに助けてくれる場所があればよく、全てを福祉に委ねるのは違う。 |
| | | ● ・ペアレントメンター*142は自身の経験からアドバイスするが、それに応えられない親はつらい。またメンター自身もつらい思いをする。 |
| | | ● ・基幹相談支援センターが相談の入口として大事。保健所は本人が拒否しても諦めず訪問してほしい。公的機関の支援が必要。 |
| | | ● ・基幹相談支援センターは地域の実情にあっているのか。センターよりも事業所が一つでも増えた方が助かる地域があるのでは。 |
| | | ● ・視覚障害になった際、相談窓口で団体への橋渡しをしてほしい。今後を話せる人が相談相手になってくれると頑張ろうという気になる。 |
| | | ● ・ペアレントメンターに相談しやすい環境作りが必要。もっとペアレントメンターを活用してほしい。 |
| | | ● ・支援センターでも県外からの相談にどこまで踏み込むかが課題であり限界がある。 |
| | | ● ・今まで導いてあげられなかった人たちをちゃんとしたルートに乗せてあげる。 |
| | | ● ・いろんな支援の準備をしてもらっているが、本人が取りにいかないと情報が届かない。たくさんのチラシをもらっても必要なものは1つだけなこともあるため、すべてに目を通すのは難しい。 |
| | | ● ・行政の職員に盲ろう者の知識を勉強してほしい。盲ろう者支援センターを設けてほしい |
| | | ● ・盲ろう者はメンタル面やコミュニケーション、就労についても難しい面があるので、支援してほしい。 |
| | 障害福祉サービスの利用に関する相談 | (1) サービス等利用計画*38の質の向上 |
| | | ● ・自己決定の支援、指導監査には問題ないが、質的な評価が問われないため、支援の質などの評価も加えてほしい |
| | | ● ・グループホーム*24が増えすぎているのではないか。グループホームの本来の在り方を検討する必要があると思う。 |
| 生活支援 | 障害福祉サービスの充実 | (1) 在宅サービス等の充実 |
| | | ○ ・10数年前に比べ今は行ける施設が充実し、少ない負担額でありがたい。 |
| | | ● ・居宅介護*22と重度訪問介護*55の報酬単価の格差がなければ重度訪問介護を利用しやすいと思う。 |
| | | ● ・入店拒否されるなど、盲導犬への理解が進んでいない。もっと啓発していくことを計画の中にもうたってほしい。 |
| | | ● ・盲導犬の拒否事例が多い。病院や飲食店自体やそこで働く人など理解の周知徹底がされていない。 |
| | | ● ・盲導犬の医療費を少しでも支援してもらえたらと思う。病院によっても費用が違うため、統一してもらいたい。 |
| | | ● ・盲導犬への医療費に限らず補助が必要。奈良市でもなく小さな市町村はなお予算を組めない。 |
| | | ● ・日本盲導犬協会は、全国に募金箱を設置している。訓練所頼りでなく、県として考えてほしく、県で無理なら獣医師会と繋いでほしい。 |
| | | ● ・ハーネスはずっと使うものなので、古くなったり壊れたりした場合の対応してほしい。 |
| | | ● ・盲導犬は県として毎年3頭は貸与してほしい。 |

| 施策分野 | 施策の柱 | 主な意見 |
|------|------|---|
| | | ● ・個人で通院している方への補助を強化してほしい。高齢者が増え、その中で特に透析患者は、5年前の調査で5割超が自家用車。 |
| | | ● ・難病 ^{*124} の人が使える障害福祉サービスは限りがあり、介護サービスとのすみわけも利用していない人にとってはわかりにくい。 |
| | | ● ・報酬改定で収入が減る。体力的に短時間になる利用者もおり、送迎までしている事業者は人手と手間暇は変わらず報酬だけ下がる。 |
| | | ● ・県内の盲ろう者は、山間部に住んでいる人はひきこもっている人がほとんど。送迎支援も認めてもらいたい。 |
| | | ● ・盲ろう者の同行援護 ^{*109} は自己負担が発生し、通訳も必要。通訳介助できる人など、盲ろう者を理解している人が同行援護してくれたら。 |
| | | ● ・同行援護を実施している事業所が奈良と京都にはない。 |
| | | ● ・代筆代読のサービスが不足。サインをする必要がある時に利用できないと困る。 |
| | | ● ・同行援護、補装具 ^{*149} などの補助が市町村によってばらつきがある。 |
| | | ● ・移動支援は、市町村により使える時間に差がある。県内で同一にしてほしい。 |
| | | ● ・働いている障害者がヘルパーを利用できないと言われた。利用した方が生活が回ることもある。当事者の意見を聞いて認めてほしい。 |
| | | ● ・サービス管理責任者研修の内容が3、4年前と全く同じ。人数が増えても質の向上は望めない内容だと感じる。 |
| | | ● ・備品の調達について困っている。助成金の使用条件や仕事の情報など、どこで見たらいいのかわからない、という話を聞く。事業者に対する情報発信を充実してほしい。 |
| | | ● ・居宅介護 ^{*22} 事業所が経営難で、介護保険と両方やっているところは、居宅ヘルパーを切っているところが多い。 |
| | | ● ・御所市に自立支援協議会がない。 |
| | | ● ・市町村自立支援協議会 ^{*44} が形骸化している。 |
| | | ● ・施設整備補助金の申請期間が短い。 |
| | | ● ・社会福祉法人の監査は3年に1回だが、株式会社などの方が監査の必要があるのではないか。 |
| | | ● ・委託事業において、賃金上昇も含めた委託料の増額を国に要望するなどしてほしい。 |
| | | ● ・総量規制のため、事業所が経営的に厳しくなるか、事業停止になる状況が懸念される。サービス支給量と申請ニーズの把握が重要になる。 |
| | | ● ・障害福祉の事業所としてふさわしくない事業所が出て来たとき、ちゃんと指導ができるのか。 |
| | | ● ・指導監査体制の充実で、民間組織の活用もしっかりすすめてもらえたら。 |
| | | ● ・総量規制するのはいいが、今あるところの監査や見直しはどうなっているのか。日頃からのチェックが必要。 |
| | | (2) 福祉人材等の確保・育成 |
| | | ● ・介護のケアマネージャーは障害への知識が不足。介護支援員研修等で障害福祉サービスや障害者のことを教える必要がある。 |
| | | ● ・重症心身障害 ^{*52} 児者に関わる人材確保や育成が今後求められる。介護関係の大学、専門学校などに働きかけてほしい。 |
| | | ● ・賃金の差から大阪の病院などに勤務する人が多い。対策が必要。 |
| | | ● ・小学校を退職された先生に知識や経験を生かして事業所を手伝ってもらえる体制は作れないか。 |
| | | ● ・発達障害 ^{*132} は精神が多いが、メンタル面で相談員になれる方が少ない。ペアレントメンター ^{*142} が多くいればいいのでは。 |
| | | ● ・潜在的な障害者が20%はいると感じる。今年中に簡易調査でいいのでしてほしい。ペアレントメンターが少ない地域は増やしてほしい。 |

| 施策分野 | 施策の柱 | 主な意見 |
|------|------|---|
| | | ● ・神奈川県での施設での殺人事件は、重度障害者を支援できる職員教育ができていなかったことが原因では。人材、人づくりが大事。 |
| | | ● ・強度行動障害*21の研修を考えている。学校の先生に参加してもらうためには、教育現場での課題も県がしっかりと把握するべき。 |
| | | ● ・人材育成がさらに課題になってくるので、研修で資質など高められるようにしてほしい。 |
| | | ● ・コーディネーター研修を受けた人のフォローアップや障害者啓発イベントをしていくのが大切。教育の場で小さい頃から理解を深めてほしい。 |
| | | ● ・居宅介護*22のヘルパーや日中生活介護*89の支援員が不足でサービスが利用できない。ヘルパーの処遇改善、人材育成が必要。 |
| | | ● ・支援員が続かない。介護給付は基本報酬が決まっていて給料も上げられない。人材育成や人材探しにおいて何か魅力があるといい。 |
| | | ● ・滋賀県のように介護職の人に補助金があれば助かる。 |
| | | ● ・県の通訳介助講座は、カリキュラムが少ない。しっかりした教育で通訳介助員のレベルも上がる。講師派遣の謝金も上げてほしい。 |
| | | ● ・同行援護*109の講習の一部に、階段では肩を叩く、数字を教えてあげるなど盲ろう者への対応を入れてほしい。 |
| | | ● ・要約筆記*154や手話通訳の派遣事業に関わる人が集まる研修会を実施してほしい。各市町村の状況がわかれば問題解決に繋がる。 |
| | | ● ・代筆代読者を養成する環境を作してほしい。 |
| | | ● ・就労移行支援*56の事業所で、職員から無視などのパワハラがあった。職員の理解が進んでいないためにそのようなことも起こる。 |
| | | ● ・場面緘黙がある人に通院同行してほしいが、ヘルパーが不足。特に突発的な場合など対応してもらえない。 |
| | | ● ・通所支援事業所の実態把握をし、職員への障害特性の理解と正しい支援対応の研修を義務化してほしい。 |
| | | ● ・学童保育の支援員の質の向上、発達障害*132の研修などを行い、安心して預けられる人材育成のため、支援員の給料を上げてほしい。 |
| | | ● ・福祉・介護職員の賃上げが必要。県で国の言う月 6000 円アップに上乗せして出してくれたら。 |
| | | ● ・福祉事業所で看護師の確保が難しい。また、ヘルパー不足で入所施設も在宅も大変。介護保険の単価が下がったことからの現状。 |
| | | ● ・助けてもらったら「ありがとう」の気持ちがないといけませんが、それを教える人がいない。施設の中では伝えられないと思う。 |
| | | ● ・ペアレントや学校の先生向けのトレーニングをすると対処法だけを聞きたがる人がいるが、基本的な見方を変えなければ意味がない。 |
| | | ● ・心のサポーター養成研修は、オンラインではなく現地で対面で実施した方がいい。 |
| | | ● ・地域の相談員が増えない。育休などで更新できず資格失効する人もいるし、報酬単価が同じなので他の業界に流出してしまう。 |
| | | ● ・同行援護をしてもらえる事業所が非常に少ない。県として人材育成をしっかりやり、事業所数の増加目標も持ってほしい。 |
| | | ● ・市の施設等のケアマネージャーには研修で理解を深めてほしい。支援員に充実した勤務を行ってもらうためには、手当の改善も必要。 |
| | | ● ・利用者もピアサポート研修の対象にできないか。特に精神関係では、ピアに向いていると思う。 |
| | | ● ・障害福祉を継続したくても介護保険でという市町村があった。国の通知すら知らなかった。県から指導してほしい。 |
| | | ● ・市町村の登録通訳者が足りないため、県から助言指導してほしい |
| | | ● ・介護職が足りていない。平均賃金からすると給料が低い |

| 施策分野 | 施策の柱 | 主な意見 |
|------|-----------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ● ・重度向けグループホーム*24 ができて職員の数も少なく、重心に対応できる看護師が見つからない ● ・基幹相談支援センターの設置、圏域マネージャーが機能していないようなので、体制を見直すのは進歩 ● ・5年後の像が見えない。抽象的ではなく具体的にわかりやすいストーリーが計画に必要。数値だけでなく、具体的な指標が欲しい ● ・サービス管理責任者等の数を増やすという指標はあるが、どう増やすのかが重要。人数を増やすことは大事だが、もっと細かい増やし方などを考えてもらいたい ● ・主任相談支援専門員研修の受講者について間口を広げて欲しい。 ● ・日中サービス支援型グループホームは報酬単価が低いので、重度の人を見られるほど人を配置することが出来ない。 ● ・通訳介助員が少なくなってきており、養成していかないといけない。そのための講座を開く予算を確保してほしい ● ・行政職員に、専門的に盲ろう者に詳しい人がいてほしい ● ・障害者を支える従事者の確保の目標値が抜けている。福祉機器、ICTと併用した人材確保を。 ● ・人材育成ビジョンについて、誰でも見られるようにしてもらえたら。 ● ・人材不足について、業界に携わる人をどう増やしていくのかが課題。人力だけでなくテクノロジーなどで補うことも必要ではないか |
| | ネットワークの強化 | <p>(1) 支援ネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ・障害者が自らの決定で社会活動に参加して力を最大限発揮し、自己実現できるように支援のアプローチも変わってきたと感じる。 ● ・発達障害*132 があってもなくても同じ視点に立てるような社会への転換が求められている。 ● ・地域社会との連携が不十分。障害者が地域で自立した生活を送るためのサポートが不十分になっているのでは。 ● ・自閉症、発達障害の人に対する適切な支援体制を整備してほしい。特に強度行動障害*21 を伴う人の支援、セーフティネットがない。 ● ・障害者の目線に立って、一人一人の困っていることを解決するための計画ということを趣旨として抑えておいてほしい。 ● ・障害のある人と家族に寄り添い、伴走して支援する条例ができ、計画にも盛り込まれるが、誰が伴走し寄り添うかが見えてこない。 ● ・障害者だけでなく全ての困っている人を対象に連携した支援も含めないといけない。 ● ・支援者の質とともに当事者の方にもできる範囲で頑張りましょうという話も多少あった方がよいのではないかと。当事者が成長を望んでいるのにできない環境もあるので、そういうニュアンスが入ってもいいのではないかと。 ● ・重心で自分では何もできない人がいて、家族のマンパワーだけで頑張っているところなどに支援の充実を図っていく必要がある。 ● ・相談支援に乗るまでの支援が必要。アウトリーチ*6 ができるような体制の強化が必要。 ● ・精神障害者を親が保護する義務がなくなったので、本人が自立に向けた気持ちを持てる支援が必要。 ● ・サービスにつなぐ支援が難しい。アウトリーチ体制を整備してほしい。 |
| 生活環境 | 住まいの確保 | <p>(1) グループホームの充実等による住まいの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ・公営住宅は移動の利便性や安全に配慮したエリアを設定して設置してほしい。 ● ・生活困窮や住まいの問題は障害者だけの問題ではなく、前回の計画からその点を特に考え直す必要がある。 |

| 施策分野 | 施策の柱 | 主な意見 | | |
|------|------|---|--|---|
| | | ● ・医療行為が必要な人が入れる施設が限られ、費用も高い。入所可能な先を一覧で探せるようにしてほしい。 | | |
| | | ● ・グループホーム*24に入っても医療ケアは必要。年金だけでは赤字になる。その補助を考えてもらいたい。 | | |
| | | ● ・住まいの確保を進めてほしい。県営住宅も老朽化して、エレベーターがないところもある。 | | |
| | | ● ・盲ろう者はグループホームに入れない。親亡き後に暮らせる盲ろう者用のグループホームがあればいい。 | | |
| | | ● ・視覚障害者が入れるグループホームが増えてほしい。県営住宅も障害者枠を作り、交通の利便性がいいところに建ててもらいたい。 | | |
| | | ● ・通所やショート、宿泊機能を持つ入所施設が必要な人もいる。定員を減らすことばかり着目せず、使ってもらう方法を考えてほしい。 | | |
| | | ● ・グループホームに移行後、働けなくなったら家賃はどうするのか。入所施設が増やせないなら維持管理が必要では。 | | |
| | | ● ・短期入所*103の数を増やす必要がある。特に重心児の親のレスパイト*156でもあるので、数値目標に入れてもらいたい。 | | |
| | | ● ・グループホームのような集団が嫌いな人はどうすればいいのかなど、住宅問題の相談先がわからない。 | | |
| | | ● ・重度の人にとっては集合形式のグループホームが必要。設置目標をどう立てるか。 | | |
| | | ● ・建設費が高騰し、グループホームの建設にも大変苦勞する。施設整備促進に力を入れてもらいたい | | |
| | | ● ・グループホームの定員目標が、令和11年までに2500人は少ない | | |
| | | ● ・親の高齢化や家賃の高騰で年金では暮らせない。東京・大阪では県単位の補助があるので、国の補助が無理なら県で補助を考えてほしい | | |
| | | ● ・盲ろう者用グループホームを設立してほしい。 | | |
| | | ● ・県営住宅をバリアフリー化し、住みよい住宅環境にしてほしい。なるべく公共交通機関の近くにほしい | | |
| | | ● ・重度の行動障害がある人は家族に任されて、セーフティネットといわれるものが奈良県にない。成人のための施設が必要 | | |
| | | ● ・自閉症のコミュニケーション障害への対策を入れてほしい | | |
| | | ● ・グループホームが親亡き後の唯一の道だが、今ある既定のサービスは日中新サービス支援型しかない | | |
| | | ● ・企業が参入しグループホームが増えているが、施設の支援水準を示しながら拡充する必要がある | | |
| | | ● ・グループホームが増えているが軽度の障害者しか入れないところが多く、不動産運用になっている。監査の体制とともに支援を評価するなどしてほしい | | |
| | | (2) 施設入所を必要とする人への支援 | | |
| | | ● | ● ・老人ホームや福祉ホームでしている運動や勉強会は認知度が低く、市町村、県単位で進めるべきではないか。 | |
| | | ● | ● ・支援度が高い人は、一人暮らしやグループホームへの移行が難しい。親が面倒を見られなくなった時は入所しか選択肢がない。 | |
| | | バリアフリーの推進 | (1) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進 | |
| | | | ● | ● ・移動困難な障害者の交通手段の確保は、経費にもかなり苦勞するので助成事業としてほしい。 |
| | | | ● | ● ・公共交通機関や公共施設の建設の際、設計段階から障害者団体への意見聴取が必要。計画に盛り込み、条例改正も考えてほしい。 |

| 施策分野 | 施策の柱 | 主な意見 |
|------|------|---|
| | | ● ・無人駅が増え、手帳を見せないといけないときなど機械の使い方がわからない。 |
| | | ● ・車椅子対応のトイレで、座位維持装置が必要な体格の大きな重心児・者が使えるものが少ない。公の施設には作ってほしい。 |
| | | ● ・トイレに設置されているベッドが小さいので、大きめの大人が1人寝転べるサイズにしてもらいたい。 |
| | | ● ・恒常的通院支援事業に、ばらつきあり。交通不便な地域の生活弱者は自家用車。タクシーチケットよりガソリンチケットなど検討してほしい。 |
| | | ● ・今は病院の無償送迎サービスがあるが、道路運送業法上の許可を要しない運送について、実費請求してよい動きもある。 |
| | | ● ・ユニバーサルタクシー制度の普及は障害福祉普及のバロメーター。タクシー業界に、県として普及を働きかけてもらう必要がある。 |
| | | ● ・病院のバスサービスは限界まではやるという状態。今までは診療報酬からサービスでき、それが病院の患者獲得にも繋がっていた。 |
| | | ● ・オストメイトトイレ設置には費用や場所が必要。装具を取り替えられる広さがある普通のトイレを増やす方がいい。 |
| | | ● ・オストメイトは洗浄しない人も多いので、普通の個室で棚があるだけでもいい。オストメイトトイレの拡充は、設置数を出してほしい。 |
| | | ● ・ユニバーサルツーリズム ^{*153} について、段差やスペースなど車椅子で使えないところもあり、まだまだホテルが利用できる状況になっていない。 |
| | | ● ・県の施設で、なら歴史芸術文化村はトイレの位置などとても配慮されている。コンベンションセンターはされていない。 |
| | | ● ・合理的配慮 ^{*32} が義務化されるが、段差やトイレが狭いところなどがある。義務化を一般に周知できていないのではないかな。 |
| | | ● ・ファミリーレストランやスーパーでは配膳ロボットやセルフレジで人件費をコストカットしている。 |
| | | ● ・車椅子の電車利用は前日までに連絡が必要で、急に乗りたくても1、2台乗り過ぎになる。無人駅で困る人への対応も大事。 |
| | | ● ・無人駅でのインターホンやQRコード対応は、文字が見られず言われていることもわからない。県から鉄道会社に申し添えてほしい。 |
| | | ● ・タクシーチケットの支給を増やしてほしい。 |
| | | ● ・バリアフリーの不足についていろいろな施策の情報は入っているが、まだまだ足りないところがあると感じる。 |
| | | ● ・奈良県は横断歩道のエスコートゾーンが全くない。音響式信号機も19時で止まるので24時間鳴らしてほしい。 |
| | | ● ・視覚障害者への施策で、エスコートゾーンや点字ブロックが繋がっていないことが多く、点から線、面のまちづくりになっていない。 |
| | | ● ・ホーム柵が設置されている駅が県内で1つもない。鉄道会社と一緒にやってつけることはできないか。 |
| | | ● ・外食産業などで、ハード面のバリアフリーとともに社会的な障壁もできている |
| | | ● ・音響式信号を増やしてほしい |
| | | ● ・横断歩道や踏切のエスコートゾーンを増やして、整備を進めてほしい |
| | | ● ・視覚障害者福祉センター ^{*41} について、案内などが不十分で当事者が利用しづらい。相談などの電話もあるが思うように対応してもらえない。対応できる職員を配置してもらいたい。使い方を工夫してほしい。 |
| | | ● ・パブリックコメントを視覚障害者も回答できるようにしてほしい |
| | | ● ・ITC化を進めるにあたり、便利になると障害者が置き去りにされてしまうことがあるため、障害者のことも考えて進めてほしい |
| | | ● ・公共施設は便利な駅の近くで駐車場も確保されている場所に設置してほしい |

| 施策分野 | 施策の柱 | 主な意見 |
|------|-------------------|--|
| | 防犯対策の推進及び消費者被害の防止 | <p>(1) 防犯対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ・市町村が意思疎通支援事業*7 や情報提供などの支援をするよう、県から助言がほしい。 ● ・犯罪に巻き込まれる発達障害*132 の子たちが増えるのではと危惧している。そういった啓蒙をどこですればいいのか。 ● ・警察に、犯罪や闇バイトを含めた予防策をつくってほしい。学校でも小学校から中学の義務教育の間に教えてほしい。 ● ・お金に関することも学校などで教育する必要がある ● ・闇バイトやネットの危険性を、教育機関と連携して子供のころから啓蒙を図ってほしい。 ● ・近年の凶悪な犯罪への対策として、障害者もすぐに警察に連絡出来るような機器の配備など、物理的な対策の強化をしてほしい。 <p>(2) 消費者被害の防止 (0 件)</p> |
| | 災害時における支援の充実 | <p>(1) 災害時における支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ・災害時の安心な避難所を考えてほしい。子どもが通学中なら情報も入らなくて不安なので、そこも考えてもらいたい。 ● ・市町村で災害時の重心児の避難計画ができていない。指導し計画的に進めてほしい。重心児は特に水と電源の確保問題が大きい。 ● ・重症児の家族が災害時に連絡する先や連絡をもらう先など、マニュアルを作ってほしい。 ● ・災害時、一般の避難所で盲導犬に対して「犬だからダメ」と言われることがある。飛行機でも特別な扱いになる。 ● ・盲導犬は避難現場で困ると言われることもあるので、障害者だけの避難所に行ければ。計画書に盲導犬への理解も載せてほしい。 ● ・奈良県でも災害時は発生地でなくても透析患者の受け入れを念頭に対策、準備しないとイケない。 ● ・災害時の道路の確保、病院の耐震強化対策、遠隔地に対する救難支援など計画し、自動的に発動できるシステムを構築してほしい。 ● ・病院は天井の貯水タンクが漏れると水害にもなるので、耐震の調査だけでも至急やってほしい。 ● ・災害時用のオストメイト装具は自分で保管するのが大事。災害時は水が大事でソープメーカーなどに協力してもらおう体制はとっている。 ● ・災害時、患者団体としてどう対策するか。在宅酸素の人や難病*124 の方の対策をいま改めてまとめている。 ● ・災害時の対策を計画に盛り込む必要がある。障害が重い子どもがいて避難所へ行けない人の支援など、考えてもらいたい。 ● ・障害者の避難は施設だけで補いきれない。個別の避難計画作成や自助努力の必要性など市町村に働きかけることが必要。 ● ・金沢市は、災害時の個別支援計画を立てていた。また、短期入所*103 の体験利用を進めていたので地震後も事業所と利用者が動けた。 ● ・市町村で地域で安否確認をできる体制を構築してほしい。また、療育手帳があれば等級に関わらず同じように扱ってほしい。 ● ・障害者の個別避難計画*35 があるのは 4 市町のみ。福祉避難所*141 が開設されてもどこへ行けばいいのかわからない。 ● ・災害時の避難計画が必須。事業所が立てた個別の支援計画と連動し、その延長線上にできるのが理想。県として支援も必要。 ● ・個別避難計画は、日々家庭の事情も変わるので、更新していかないとイケない。 ● ・福祉避難所は災害時に機能するのか。一時避難所も一般と支援が必要な人を学校やゾーンで分けた方がよい。移動困難者の支援は必要。 |

| 施策分野 | 施策の柱 | 主な意見 |
|-------|----------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ● ・災害時の長期避難の際に県から支援が必要。災害マニュアルの準備と県から市町村への防災対策の啓蒙が必要。 ● ・「私は目が見えないので助けてください」「盲ろう」と文字が入ったバンドナを準備している。避難時に使えるものが普及してほしい。 ● ・災害時の視覚情報を整備してほしい。福祉避難についていろんな団体の意見を出し合う機会を設け、障害ごとの困りごとを共有しては。 ● ・奈良県の個別避難計画^{*35}の作成は全国ワースト1。現在の計画でも自閉症の人への具体的な対応が入っていない。市町村と連携しての計画が必要。 ● ・災害時、避難困難な人をどうするか。地域社会の連携は絶対必要で、避難計画にリンクするのは。 ● ・入所施設を災害時に有用に使いつつ、福祉避難所^{*141}の確保をしていかないといけない。備蓄用品の予算づけも必要。 ● ・一般の避難所でも実際には人口の3分の1も避難できたらいいところ。学校の体育館はトイレの数も足りず、避難は大変だと思う。 ● ・災害時、特に重度障害者の避難や安否確認をどうするのか計画の中に盛り込んでほしい。 ● ・災害時は電源の確保が必要になるが、市町村レベルでは難しいので全県的に対策してほしい。 ● ・避難の際の備えの中に、視覚障害者なら白杖や点字機など障害者に対するものを入れてほしい。 ● ・障害者用に特別に簡易トイレを準備してもらいたい。障害者は一般の人以上にトイレに困る。 ● ・災害時、盲導犬を伴う視覚障害者は人との接触の少ないコーナーを作る、早く2次避難所や福祉避難所に移してもらうなどしてほしい。 ● ・奈良県は個別避難計画ができてるのは4市町村で、全国ワースト1。災害時に避難や災害復旧支援のサポートをしてもらえるのか。 ● ・障害者は避難所で助けなしでトイレに行けない。特性に応じた取組みが必要。すぐ福祉避難所に行ける体制づくりもしてほしい。 ● ・個別避難計画書について、障害を持つ人が直接福祉避難所^{*141}に行けるシステムをつくってほしい。 ● ・災害時にパニックになる可能性が高いことを理解啓蒙してほしい。 ● ・個別避難計画の作成を早急に進めてもらいたい。 ● ・避難所における情報は基本的に文字でも示して欲しい。 ● ・災害時の電気と水が問題。医療ケアは親はできないので対策が必要。 ● ・災害時、避難所で精神障害者をどう支援するか。 ● ・視覚障害者にとっての大きなリスクは災害と事故。避難所の問題を県として大きな視点で取り組んでほしい。省力化のため交通機関で人がいなくなるなどしているため、転落防止柵など事故防止を進めてほしい。 ● ・災害にあった際、避難所に行けない、行っても障害者の場所がない。実態を踏まえて避難所の計画に反映してもらいたい。 |
| 保健・医療 | 保健・医療の充実 | <p>(1) 医療と福祉の連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ・特に小児科の先生が不足している。 ● ・医大などで重心児を担当する医師と町医者との連携体制の構築を考えてもらいたい。医師会から手を挙げてもらえれば。 ● ・通院助成を強化してほしい。送迎バスの恒常的な運営が非常に困難になってきている。 ● ・診療報酬引き下げの動きが近年強く、病院がバスサービスを継続してくれるというのは考えにくい。 ● ・診療センターで歯科診療の予約が大分先になる。障害者の日常的に歯磨き・定期健診に対応してもらえるよう、地域の歯科医に啓発してほしい。 |

| 施策分野 | 施策の柱 | 主な意見 |
|------|------|--|
| | | ● ・診断後に状態が変わる人がいる。どういふことで困っているか、寄り添って理解してくれる医者がいほしい。 |
| | | ● ・支援センターの医師には、症状をしっかり反映した診断書を出してほしい。理解がない先生だと、障害に気づかないこともある。 |
| | | ● ・全診療科で、発達障害*132の特性を理解してほしい。理解ある医者や医院にスムーズにたどり着けるシステムを構築してほしい。 |
| | | ● ・オンライン医療を促進しなければならない。また、障害者が入院する際にもっと身近に医療相談できる窓口が必要。 |
| | | ● ・新興感染症は、障害者にとって危機的状況になる場合がある。家庭で見ているところや施設への支援を拡充してほしい。 |
| | | ● ・退院後に本人の同意関係なく保健所が精神保健福祉士*92や精神科医と一緒に訪問してくれるようになってほしい。 |
| | | ● ・感染症を理由に病院に支援が入れない風潮や社会的同意が生まれた。必要な支援に入れるよう医療機関の理解が必要。 |
| | | ● ・在宅医療は医療的ケア*12のある人でないと使えないと思っていた。そうではなかったの、医師会と連携をとって対応してほしい。 |
| | | ● ・県立医大や医師会、在宅医療、障害福祉課の方たちと意見交換や情報交換を今後もしていきたい。 |
| | | ● ・障害があると病院としては受入れることが出来ても、医師が受け入れるのが難しいと判断したら受け入れてもらえないと聞くので、医師の障害者への理解が必要。 |
| | | ● ・知的障害の人に対する医療費の補助が市町村によって格差があり、助成されていないことも多い。2級の年金の中から、3割の医療費を負担はとても苦しい |
| | | ● ・高次脳機能障害*27は個別性が強いいため、診断書を出してもらい医師に、高次脳機能障害を理解してほしい |
| | | (2) 精神障害のある人への支援 |
| | | ● ・精神科の患者の地域生活への移行が、目標値通りにはなっていない。市町村が動いてくれたら、ということもある。 |
| | | ● ・障害者を無理に社会と繋げるより、本人や家族が安心して生活できるよう一緒に改善策を探る支援をすればいい。 |
| | | ● ・精神障害者は病院で言うことを聞かなくて拘束されることがある。支援者、医療、福祉と連携しての丁寧な対応が重要ではないか。 |
| | | ● ・介護認定調査など当事者1人では自分の状態を説明できず、意思決定までできない。知識のある人が同席できる体制があればいい。 |
| | | ● ・精神障害者の緊急時の基本的人権の保護、人間としての自立を助けるということについて計画に組み込んでほしい。 |
| | | ● ・時間をかけて障害者との信頼関係をつくることは大事。当事者の生活を知った上で、相談員と一緒にサービスの計画を立てられるといい。 |
| | | ● ・精神障害者の暴力問題で、警察から措置入院*100にしなければ医療に結び付かない。その前に訪問診療ができるよう国に意見してほしい。 |
| | | ● ・措置入院者の退院までのステップで問題がある。例えば家賃滞納や自己破産などあれば住まいを見つけるのが難しい。 |
| | | ● ・精神障害者が施設や病院から移住する先がない。県で受け皿を用意し、関係業者等、障害に対する理解を深めてもらうことも必要。 |
| | | ● ・精神病床が半分しか稼働していないところもある。病床のない病院と連携するなど、受け入れ体制を整えてもらいたい。 |
| | | (3) 重症心身障害*52のある人や医療的ケアが必要な人への支援 |
| | | ○ ・高次脳機能障害には、途切れない支援が必要。伴走型条例の障害者のステージごとの支援が必要というスローガンは素晴らしい。 |

| 施策分野 | 施策の柱 | 主な意見 | |
|--|------|--|----------|
| | | ● ・重度の子どもに何かあった時、医師が来てくれるシステムが必要。親の高齢化や車椅子などで病院に連れて行けない家もある。 | |
| | | ● ・中南部は学校卒業後に重心児を引き受けてもらえる施設・事業所が不足。事業所に受け入れのシステムが必要。 | |
| | | ● ・重心センターの機能をもっと充実させてほしい | |
| | | (4) 難病* ¹²⁴ 患者への支援 | |
| | | ● ・難病の人を受け入れるグループホーム* ²⁴ は緊急の課題。 | |
| | | ● ・難病患者の中には自身が障害者という意識を持っていない人もいる。 | |
| | | (5) 認知症* ¹²⁷ の人への支援 | |
| | | ● ・福祉バスの借り上げをし、団体で運動し認知症予防や体力強化に繋げては。 | |
| | | 療育の推進 | (1) 早期発見 |
| | | ● ・産後、退院するまでに聴力検査を進めてほしい。聞こえない中での子育てを早くから相談できるようにすることが大切。 | |
| | | ● ・発達障害* ¹³² の実態を早期に把握するため、保育園、子ども園でデータを取ってほしい。困りごとの定義は発達障害の3つの項目で。 | |
| | | ● ・幼稚園～小学1年生で指導と医療機関の支援を。(発達障害は) 早いうちの動きが大事で、適切な指導・支援計画を作り、中学まで繋げてほしい。 | |
| | | ● ・知的障害は生まれながらの脳の異常、機能の障害で、マスキングで防止するものではないので、表記を再考してほしい。 | |
| | | ● ・コロナやそれによる両親の失業など家庭の影響で増加している精神科を受診する中学生への支援も必要。 | |
| ● ・市町村ごとに好事例があるので、それを参考に、発達障害を早期発見し、保健所が持っているデータを学校教育現場に渡せる支援体制にしてほしい。 | | | |
| (2) 地域療育体制の充実 | | | |
| ● ・発達障害における早期療育にはペアレントメンター* ¹⁴² を関わらせること。親の理解や啓蒙の一環になる。 | | | |
| ● ・障害のある子どもがいても、社会で働けるようになってきたが、18歳を過ぎたらできず、3時過ぎには帰らなければならない状況。 | | | |
| ● ・通級教室もできてきたが、身体の不自由な子が逆に地域の学校に行けなくなっている。発達障害の見極めはどの時期にすべきか。 | | | |
| ● ・中途障害者に障害福祉サービスを知らない人もいるのでは。また、県内で医療型短期入所* ¹⁰³ など面倒を見てもらえるところが少ない。 | | | |
| ● ・発達障害は検査で出にくく療育手帳取得が難しいが、都市部ではもらえることもあり、地域格差がある。 | | | |
| ● ・子育てに近いところに支援があれば福祉までいかない。親への支援にもっと力を入れていくべきでは。 | | | |
| ● ・学校を卒業して社会に出るまでに発達教育をしてほしい。 | | | |
| ● ・発達障害の割合や人数を具体的に把握してほしい。人口比率の高いところに予算比率を高くするべき | | | |
| ● ・発達障害は4割以上制度的に手帳の資格がなく、自閉症の子など取り残されている。今まで隠れていた発達障害にも光をあてて重点施策に入れた、という枕詞を入れてほしい | | | |
| ● ・発達障害の人が職場に入った時、サポートや環境が整っていない | | | |
| ● ・発達障害の人がどれくらいいるのかを記載してほしい。 | | | |
| ● ・奈良県発達障害者支援センター* ¹³³ の取組内容で複合的な困りごととあるが、『複合的』と書く2つ以上の問題がないとダメなのかとなってしまうかもしれないので、表現を見直した方がいいのでは。 | | | |

| 施策分野 | 施策の柱 | 主な意見 |
|------|----------------------------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ● ・特別支援教育*¹¹¹の充実で『教育的ニーズ』と『障害特性』との使い分けについて整理が必要ではないか。 ● ・放課後等デイサービス*¹⁴⁷と学校の先生で連携してほしい ● ・学童の運営が民間や保護者と地域で格差があり、発達障害*¹³²について詳しい人がいない場合問題になる。 ● ・発達障害で療育手帳が取れない場合、精神障害者手帳になるが、全く違う障害であり、間違っているが訴えても改善されない。 ● ・発達障害者の支援は全体に含まれているとなると、見た目で分からない発達障害者は漏れてしまう。 ● ・あいサポーターキッズ学習*²で話をする際、発達障害という言い方ではなく、特性という本人たちも障害の意識を持たない。一つの個性として扱ってほしい。 ● ・ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングが有効。保護者をもっと自分の子どもに責任を持ちましょうということを専門家からも言ってもらいたい。 |
| 教育 | 特別支援教育* ¹¹¹ の充実 | <p>(1) インクルーシブ教育*¹⁴の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ・小さいときから障害者と一緒に活動し、生活するインクルーシブ教育が大事。 ● ・障害者支援センターの専用アプリに繋がられるアプリを県や民間で作製、それが入ったタブレットを使ってもらえばいいと思う。 ● ・分断は明らかに差別とされる。障害者を受けとめるような社会だったらいい。 ● ・インクルーシブ教育がよくわからないまま行われている。特別支援学校も都市部だけ。どこでも同じサービスが受けられなければいけない。 ● ・学校のカリキュラムの中にインクルーシブ教育を入れてほしい。特別支援教育が通常クラスの子どものためにもなるとわかってもらえる。 ● ・小さい時から障害者に接する機会を増やせば、障害を理解しながら成長する人が増える。 ● ・生まれつき盲ろうの子どものはどこで教育を受ければいいのか。盲ろうの理解と支援を計画に盛り込んでほしい。 ● ・県から助成を出して、私立学校にパソコン要約筆記*¹⁵⁴や手話クラブの設立を働きかけてもらえないか。 ● ・視覚障害のある子どもに親が教育することが難しい。もう少し学校で対応してもらえれば。 ● ・インクルーシブ教育を充実させないといけない。その子に応じた取り組みが必要だし、国連の勧告を踏まえて県でも充実させてほしい。 ● ・発達障害があり高校でトラブルを起こし、実質追い出された。大学では発達障害への対応がよかった。受け入れ側の理解度の差でかなり対応が違うと思う。 ● ・先生も昭和時代の不良の更生のような指導ではダメだという研修を実施することが大事。 ● ・先生に障害について知ってもらうようにしないと、学校に在りうちに行動障害の症状が強くなり、施設で受け入れるときにはピークの状態になっている。 ● ・登校しなくていい世の中になってきているが、決まった時間に起きて決まった場所に時間どおりに行く習慣づけができるのは学校しかない。 ● ・高校の現場の先生に精神障害についての知識が浸透していない。差別の防止も含め、理解の促進を計画に入れてもらいたい。 ● ・発達障害児(者)の学校受験で、漢字を書けない人はひらがな、計算できない人は電卓 OK という配慮を考えてほしい。 ● ・インクルーシブ教育を具体的にどう進めるのか見えない。共生社会*¹⁸を進める上での基本だと思うので、整理してもらいたい。 ● ・インクルーシブ教育の充実や教員の確保を教育委員会と連携して進めてもらいたい。 |

| 施策分野 | 施策の柱 | 主な意見 |
|------|-------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ● ・インクルーシブ教育*14 をどう取り組むのかを計画の中に入れた方がいい <p>(2) 進路指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ・養護学校卒業後のフォロー体制を作り、親がいなくなっても安心して生活できる状況を作ってほしい。 ● ・奈良県は視覚障害者の就職先が少ないので、学生の進路指導を手厚くしてもらいたい。 |
| 就労 | 雇用の促進 | <p>(1) 職場実習*82 の促進(0件)</p> <p>(2) 障害者雇用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ・障害福祉施設で聴覚障害者の雇用機会を作ってほしい。県民が利用できる鍼灸マッサージ技術を活用したエリアを設けてはどうか。 ● ・障害福祉施設は、運営側に障害者が関わらないと実際に困っていることを把握できない。 ● ・合理的配慮*32 の義務により、企業は手話通訳派遣が雇用の足かせになる。行政から助成金などの支援が必要では。 ● ・障害者が働くことで社会や地域が助けられるような相互関係を、もっと強く打ち出してほしい。 ● ・A型事業所は雇用率算定の対象外にすべき。一般就労*9 が可能な障害者が福祉的就労*140 (A型) を選択することにつながってしまう。 ● ・首都圏や大都市では大企業の雇用もあるが、地方ではそれがなく車椅子など通勤のハードルも高い。在宅仕事があればと思う。 ● ・奈良県の視覚障害者の就労率は低いように思う。障害種類ごとの就労率を出してほしい。 ● ・特例子会社のようなところに行ける人もいると思うが、そこに乗りきれてない人も多い。 ● ・障害の人が地域で一緒に社会を作り出し、地域での理解が進んで、当たり前のように働ける奈良県にならないといけない。 ● ・報酬が下がって安定的な収入が得られないことが障害者の就労や生活を難しくする。一方で物価も上がり生活も苦しい。 ● ・県内に就労場所がないので大阪に行く子供たちが多い。奈良は土地があるので、農業という切り口がよいのではないかな。 ● ・障害のある人を配置するとき、中小企業だと続かないところが多いので、その支援も必要。 ● ・就労関係、農業だけでなく観光産業などももう少し広くいろんな産業に目を向けてもらいたい。福祉関係だけでなく労働局などと組んで中小企業など、どうすれば障害者と企業をマッチングできるのかという視点がほしい。 ● ・農福連携で、農業専門家の派遣も季節に限られるため、継続して指導してほしい。年間を通した事業に拡大をしてもらえたら助かる事業所も増えるのではないかな。 ● ・視覚障害者福祉センター*41 の職員募集で、視覚障害者も受けられるようにしてほしい。 ● ・県から企業に対して障害者を正社員で雇用する方向の声かけをしてほしい。 ● ・県内で地域のポテンシャルや特性を生かした仕事をつくっていく必要がある。 |
| | 就労の継続 | <p>(1) 総合的な就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ・就労アセスメントは限られたデータしかなく、個人差が生じることも危惧される。就労支援の現場からデータを取ることも必要。 ● ・支援スキルの標準化のために職員日報を作成すべき。日報はデータベース化して共有。面談記録もAI処理等、ICTの活用も必要。 ● ・養護学校から卒業後の行き先がなく、相談できる人材もいないため相談できない。人材確保、人材育成により解決されることは多い。 |

| 施策分野 | 施策の柱 | 主な意見 |
|-------------------|--|---|
| | | ● 盲ろう児は卒業後、働く場が作業所くらい。一般就労* ⁹ と比べ給料が低く、障害者年金をもらっても独り立ちできず、相談できる場もない。 |
| | | ● 福祉と教育の落差が大きい。支援校で1:1だった対応も地域社会ではそうはいかない。緩やかな地域移行にならない。 |
| | | ● 精神や発達障害* ¹³² 者は企業に定着しないので、フォロー体制に注力すべき。 |
| | | ● 就労移行支援* ⁵⁶ が最長3年は短い。新たに2年まで受けられるといい。就労定着支援* ⁶⁰ も事業所が引き継いで実施してほしい。 |
| | | ● 発達障害の大学生の働く準備に繋がるプログラムを実施してほしい。 |
| | | ● 奈良県には大きな企業が少なく障害者雇用が難しい。特例子会社などをつくらなくても就職できるような形にしてほしい。 |
| | | ● 学校を卒業すると急に社会に放り出され、就職できないとそのまま引きこもってしまう。 |
| | | ● 発達障害者が社会に出たあとの問題や仕事に関する支援をする、という文言をどこかに入れてほしい。 |
| | | ● 発達障害者の窓口がなく、ハローワークなどでも発達障害を理解できていない人がいる。 |
| | | ● 就労期以降のつながりが薄まってしまい、障害を通しての支援とあるが、続かずに切れてしまう。1人の大人としてとらえられてしまい、できない部分があることの理解や社会への浸透が望まれる。 |
| | | ● Vtuber などでも、社会参加できる人たちが増えると思う。時代に合わせて新しいものを推進するとよい。 |
| | | ● 就労や雇用、賃金の面で、視覚障害者にも一般の人たちと同じ水準までもっていききたい。 |
| | | ● 組合等算定特例について、中小企業側の救済となっているが、これでは、中小企業での雇用が減り、障害者の活躍の場が狭まり、障害理解の機会も失われるのではないか。 |
| | | 福祉的就労* ¹⁴⁰ への支援 |
| ● | A型事業所は生産活動が赤字で、中には助成金目当ての悪質事業所も存在する。就労継続支援* ⁵⁷ * ⁵⁸ 事業の質を向上させる対策が必要。 | |
| ● | 悪質なA型事業所への監査機能の強化が必要。AIなども活用して効率的な監査の実施を。 | |
| ● | 就労A型の工賃* ²⁹ だけでは暮らしていけない。それなら、訓練に力を入れてもらえる方がいい。 | |
| ● | 企業を巻き込みながら地域を形成していくなら、福祉側だけでなく企業を入れてやらなければいけない。 | |
| ● | いま、一般就労が重視され、就労B型の運営について国の方針も成果主義が鮮明。県として安定した運営ができる施策を講じてほしい。 | |
| (2) 優先調達の推進と工賃の向上 | | |
| ○ | 行政機関からの共同受注が徐々に増えている。実績を積み重ねていき、間口を広げていければいい。 | |
| ● | 既存の販売会は工賃向上に結び付いていない。恒常的に授産商品を販売できる場所の確保が必要。県にその提供をお願いしたい。 | |
| ● | 同じ場所で同じ事業所が販売継続すればリピーターがつき、士気や品質向上、商品開発に繋がる。コンペや売れる物を選定することも大事。 | |
| ● | 事業所支援は販売や意識の高さで分けるのは難しいので、公平に投げかけ、手を挙げたところへのノウハウの提供など行えばいい。 | |
| ● | キズナカフェを販売拠点として活用できないか。展示・陳列の仕方にも工夫が必要だが、観光客用の商品を開発・販売するのも面白い。 | |
| ● | 商品開発は企業との連携が重要。企業版の優先調達会議を開催し、共同受注窓口を広めたい。県主催の集まりで時間をいただけたら。 | |

| 施策分野 | 施策の柱 | 主な意見 |
|------|------------------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ● 優先調達額は建設工事を除き、県の入札総額ベースで1%ぐらいは目標にすべき。地元産業の労働力不足を補える事業所の育成も必要。 ● ・B型事業所の仕事が少ない。共同受注窓口が営業を担っても最近では単価が低いものが多くビジネスプランとして成り立たない。 ● ・県と共同受注窓口や事業所が話し合いの場を持つことが大事。 ● ・奈良県の優先調達の目標額を4億円にしてもらいたい。 ● ・就労の工賃*29 向上を模索中。障害者の枠組みを外した取り組みができないか、販売会をもっと多くのお客様に見ていただける機会が構築できないか。 ● ・商品力向上などの取り組みができ、目標金額の達成で事業所の意欲も向上している。日常的な売り上げを上げていく取り組みをしているところしていないところでは格差が開いてきている。 ● ・販売会の売り上げを民間ビジネスで見ると人件費が出るか出ないかというところのため、より商品価値の高いものの開発が必要。 ● ・農福連携でバザーがあったが、今年は出来高が少なく商品を出せないところもあった。日程があらかじめ決まったうえでの実施になるので難しさを感じる。 ● ・出展者も流通コストは多少かかるという意識づけも含めて、実施できたらと思う。 ● ・工賃向上のため、仕事の募集をかけると複数の事業所が手を挙げるが、1枚20銭などの仕事もあり、それでは工賃が上がらないため、ジレンマがある。 ● ・就労促進の優先調達について、デジタル分野にも力を入れるのは大事になってくるのではないかと。 |
| 社会活動 | 情報アクセシビリティ*80の推進 | <p>(1) 意思疎通支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ・意思疎通支援事業*7を知らない人は支援から漏れてしまう。情報保障について対応を考えてもらいたい。 ● ・市町村に対し、個人の判断で要約筆記*154など情報保障の手段を選べる制度があるといい。 ● ・日常生活の通訳派遣は1人が多い。派遣時間を増やして、もっと活用できるようにしてほしい。 ● ・長時間の会議では通訳は3人必要。手話も同じだが、通訳しながらは、時間もかかるし疲労する。交代しながら通訳する必要がある。 ● ・要約筆記の派遣について、市町村ごとに必ず実施するよう県から働きかけてほしい。 ● ・市町村の要約筆記派遣事業を正常化してほしい。奈良県聴覚者協会との話も必要。市町村の予算に見合う契約を考えてもらいたい。 ● ・市町村の窓口でパソコン要約筆記は使えないと言われるのはおかしいのではないかと。 ● ・中途失聴、難聴の人は派遣制度を知らない人や、遠慮して声をあげられない人も多い。 ● ・橿原市の難聴協会では派遣ができているが、全て行くのは難しい。住んでいる地域の役場では派遣がなくて困ると聞く。 ● ・読み書きサービスは、なかなか市町村ではしていない。例えば本を読んでもらう、書類を書いてもらうなど代筆代読のサービスも必要。 ● ・企業にも手話通訳派遣制度の説明が必要。 ● ・聴覚障害の方の意思疎通のハードルを下げることは絶対にやるべきだが、手話の勉強に費用・時間をかけるなら、機器などの活用を進めるのも重要。 ● ・意思疎通支援者の派遣の費用が高くてつかえないという問題がある。 ● ・手話通訳の費用が高いため、意思疎通支援として手話通訳者の派遣に関する補助をしてもらいたい。 ● ・相談や情報の受け取り自体が難しい山間部の地域の方のことも考えてほしい。 ● ・人工内耳の助成もお願いしたい。 ● ・難聴時のサポートとして、要約筆記や手話通訳など充実した教育が提供されるよう進めてほしい。 |

| 施策分野 | 施策の柱 | 主な意見 | | |
|---|------|--|--|--|
| | | ● ・パソコン要約筆記*154を派遣してもらえる体制をつくってほしい。 | | |
| | | ● ・テレビ等ですべてに字幕を付けるようにしてほしい。 | | |
| | | ● ・県の施設にヒアリングループを設置してほしい。 | | |
| | | ● ・県では点字の取り組みが遅れている。作品展などで案内を点字化する、ガイドヘルパーを待機させるなど考えてほしい。 | | |
| | | (2) 情報保障の充実 | | |
| | | ● ・県議会では、一般質問だけでなく、全部に手話通訳をつけてほしい。 | | |
| | | ● ・テレビ番組で全部に字幕をつけてもらうか、手話通訳を画面に入れるなど工夫してもらいたい。 | | |
| | | ● ・情報アクセスに力を入れていくとあるが、その予算の付け方がわからない。 | | |
| | | ● ・県独自の施策は利用したい人に届いておらず、啓発不足。原稿などあれば会員に発信できる。県政だよりに載せるのもよい。 | | |
| | | ● ・「障害のある人もない人も条例」が内容の通りに機能していない。障害・福祉業界だけでなく、一般に広くPRできる計画を作ってほしい。 | | |
| | | ● ・知事が17歳から20歳ぐらいまでの意見を聞くと言っていた。その障害者版も必要と思う。 | | |
| | | ● ・講演会で音声認識アプリを使うなら、基本的情報は間違わず出すなど一定のルールが必要。うまく利用するためのことを検討すべき。 | | |
| | | ● ・講演会の規模に関係なくパソコン要約筆記を使わせてほしい。 | | |
| | | ● ・難聴者は「しゃべれるからいい」と見られる。年をとって聞こえなくなった時点で手話を習うのは難しく、要約筆記を使う人は多い。 | | |
| | | ● ・スマホの音声文字変換は誤字が出るが、派遣がいなければ使うしかない。高齢者はやり方もわからない。さらにWi-Fi整備も必要。 | | |
| | | ● ・要約筆記者はこれから絶対必要である。難聴者の声を受けとめて県には頑張ってもらいたい。 | | |
| | | ● ・地方放送で字幕がない。オリンピックの時のようなタイムラグなしの字幕が普及してほしい。 | | |
| | | ● ・県の施設にヒアリングループを設置してほしい。活動範囲が広がり、できることも増える。ヒアリングループを知らない人も多い。 | | |
| | | ● ・奈良県で手帳を持つ3割ぐらいしか、障害福祉サービスを利用していない。福祉事業が行き渡っていない。 | | |
| | | ● ・視覚障害者の情報の欠落は健常者の想像以上。情報をどう提供するかを考えてほしい。 | | |
| | | ● ・障害者に合ったその時の最新の補装具*149を利用できるようにすることで力が発揮でき、社会参加が進むと思う。 | | |
| | | ● ・視覚障害者が使う生活用品は情報取得のためにも時代に合った更新が大事。市町村でもばらつきがある。 | | |
| | | ● ・市町村の移動支援にばらつきがないように県から指導・調整してほしい。 | | |
| | | ● ・県南部の情報保障が必要。 | | |
| | | ● ・補聴器を使う方のヒアリングループを講演などの際に貸してほしい。 | | |
| | | スポーツ・文化芸術活動等の充実 | (1) スポーツ活動の充実 | |
| | | | ● ・スポーツ施設で障害者が利用しやすい環境を整備してほしい。利用時間帯や専用コース指定などの配慮をしてもらいたい。 | |
| ● ・聞こえない子どものスポーツの推進、育成に取り組んでほしい。 | | | | |
| ● ・聞こえないスポーツ選手が聞こえる選手と一緒に公平に競技ができるような配慮を計画に盛り込んでほしい。 | | | | |
| ● ・九条や三郷のプールは本人と介助者2人まで無料。他の施設は介助者有料が多い。介助者は無料となるよう市町村へ啓発してほしい。 | | | | |

| 施策分野 | 施策の柱 | 主な意見 |
|------|------|--|
| | | ● ・県民に障害理解をしてもらうために、全国障害者スポーツ大会*72に力を入れて準備してもらいたい。 |
| | | ● ・障害者向けスポーツセンター施設の環境がよくない。 |
| | | (2)文化芸術活動等の充実 |
| | | ○ ・県が進めている「みん芸」は非常にいいと思うので、引き続き続けてもらいたい。 |
| | | ● ・障害者サロンを委託事業化して、継続的にやれるよう考えてほしい。ピアサポートの活動で期待できることは多い。 |
| | | ● ・文化芸術活動等の参加者が減っている。こういう活動は障害者が芸術を通して県民にアピールする良い機会になっている。 |
| | | ● ・県の障害者芸術祭などを障害者団体などに業務委託などすれば、活動を維持できる糧になる。 |
| | | ● ・奈良県障害者芸術文化活動支援センターは文化会館内などに別途設けた方がいい。 |
| | | ● ・知事がアリーナをつくって橿原の文化会館を廃止するというが、何らかの形で文化会館を残してほしい。 |
| | | ● ・2025年に東京で開催されるデフリンピックを県民に周知してもらいたい。 |

3. 計画策定の経過

意見聴取:☆ 協議会:○ 市町村:□

| 日付 | | 会議名等 |
|-------|---------|--|
| 令和5年度 | 1月頃~3月頃 | ☆障害者団体との意見交換会(個別) ☆アンケート調査 |
| 令和6年度 | 8月30日 | ○奈良県障害者施策推進協議会*118 ・障害者計画の改定について |
| | 11月29日 | ○奈良県障害者施策推進協議会*118 ・障害者計画の素案の概要について |
| | 12月 | ☆障害者団体との意見交換会(個別) □市町村への意見照会 |
| | 12月~1月 | ☆パブリックコメント |

4. 用語の解説

あ

1. あいサポーター

まほろばあいサポート運動*¹⁵⁰を実践するため、「あいサポーター研修*³」を受講し、奈良県からあいサポーターバッジの交付を受けた人。

2. あいサポーターキッズ学習

小中学校の児童・生徒を対象として県が実施する、障害のある人への必要な配慮事項や手助けの方法等を学習する機会。

3. あいサポーター研修

障害の特性、障害のある人への必要な配慮等の理解を促進するため、県またはあいサポートメッセンジャー*⁵が実施する研修。

4. あいサポート企業・団体

まほろばあいサポート運動*¹⁵⁰に取り組むものとして、奈良県が認定した企業・団体。

5. あいサポートメッセンジャー

あいサポーター*¹研修を企画し、実施する者として、県が登録した者。

6. アウトリーチ

直訳すれば「手をさしのべる」という意味であるが、医療や社会福祉の領域では、訪問看護、出張医療、訪問支援等の活動を指す。精神保健福祉の分野においては、治療中断者や長期入院後退院者で病状が不安定な人等に対する訪問活動を通じ、生活に支障や危機的状況が生じないよう、医療と日常生活の支援の両方を提供する活動のこと。

い

7. 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等に、障害のある人等とその他の人の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記*¹⁵⁴者等の派遣等を行う事業。

8. 委託訓練

企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等、地域の多様な委託先を活用し、障害のある人の能力、適性及び地域の障害者雇用ニーズに対応した「職業能力開発促進法」第15条の6第3項に規定する委託訓練を機動的に実施し、就職又は雇用の継続に必要な知識・技能の習得を図ることにより、障害のある人の就職の促進又は雇用の継続に資することを目的としている。

9. 一般就労

雇用契約に基づいて、企業等に就職すること及び在宅就労すること。

10. 移動等円滑化促進方針

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害のある人等が利用する施設が集まった地区（「移動等円滑化促進地区」）において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を市町村が示すもの。

11. 医療型障害児入所施設

障害のある子どもを施設入所により、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う。

12. 医療的ケア

たんの吸引や経管栄養の注入等、家族や看護師が日常的に行っている医療的介助行為。

13. 医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児等が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整する人。

14. インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的のもと、障害のある人と障害のない人がともに学ぶ仕組み。そこでは、障害のある人が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮*³²が提供されること等が必要とされている。

う

15. 運営適正化委員会

「社会福祉法」第83条に基づき、奈良県社会福祉協議会に置かれる機関。福祉サービス利用援助事業に適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する苦情や相談を受け付け、解決に向けて助言や調査、あっせん等を行う。

か

16. 観光バリアフリーマップ

県内外の障害のある人や高齢者をはじめ、全ての人が安心して自由に県内各地へ出かけられるよう、寺社仏閣、観光施設、公共施設等主要観光地のバリアフリー対応状況を調査し、作成したガイドブック。

き

17. 基準病床数

保健医療計画において、医療圏域ごとに全国統一の計算式に基づき定められた基準となる病床数。

18. 共生社会

障害の有無にかかわらず、積極的に参加・貢献していくことができる社会。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。「障害者基本法*66」は、共生社会の実現を目的としている。

19. 共同生活援助

地域での少人数の共同生活を支援する障害福祉サービス。共同生活を営む住居で、夜間を中心に相談その他の日常生活上の援助を行うものだったが、平成26年4月よりケアホーム（共同生活介護*20）がグループホーム*24（共同生活援助）に一元化され、入浴、排せつ及び食事等の介護が提供できることとなった。

20. 共同生活介護

地域での少人数の共同生活を支援する障害福祉サービス。共同生活を営む住居で、夜間を中心に入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他関係機関との連絡等を行う。平成26年4月より共同生活援助*19に一元化された。

21. 強度行動障害

直接的な他害（噛み付き、頭突き等）や、間接的な他害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）・自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現している状態。

22. 居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行う。

<

23. 暮らしの安全・安心サポーター

県内消費生活相談窓口*79と地域をつなぐパイプ役として、地域で消費者情報の伝達等の消費者啓発を実践し、消費者被害の発見、未然防止・拡大防止につなげ、県と一体になって地域での消費者被害防止活動をボランティア活動として行う。

24. グループホーム

共同生活援助*19（地域での少人数の共同生活を支援する障害福祉サービス）を提供する住居。「障害者総合支援法*73」の改正により、平成26年4月よりケアホーム（共同生活介護*20）がグループホーム（共同生活援助）に一元化された。

け

25. 計画相談支援

障害福祉サービスの利用申請時のサービス等利用計画*38案の作成やサービス支給決定後の連絡調整、サービス等利用計画の作成を行う「サービス利用支援」と、作成されたサービス等利用計画が適切かどうか一定期間ごとにモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行う「継続サービス利用支援」のこと。

26. 圏域弁護士

県内に配置されている統括(地域)アドバイザー*¹⁰⁸等が、障害のある人の権利擁護事案に係る法的知識や支援を必要とする場合に迅速に対応できるよう、各障害福祉圏域*⁷⁷に配置されている担当弁護士。

こ

27. 高次脳機能障害

病気や交通事故等、様々な原因で脳が部分的に損傷を受けたために生じる、言語や記憶等の知的な機能の障害を指し、新しいことが覚えられない、注意力や集中力の低下、感情や行動の抑制がきかなくなる等の精神・心理的症状がある。

28. 高次脳機能障害支援センター

高次脳機能障害*²⁷のある人とその家族等を支援するために設置する支援拠点機関。専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、普及・啓発事業、研修等を行い、高次脳機能障害支援体制の整備を推進する。

29. 工賃

福祉施設や作業所等で福祉的就労*¹⁴⁰に従事する障害のある人に支払われるお金のことで、施設が生産活動等によって得た収入は、必要な経費を差し引いた残りを工賃として配分することとされている。

30. 公的賃貸住宅

国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社等の公的機関が所有し、又は所有者から借り上げて管理する賃貸住宅のこと。特定優良賃貸住宅、地域優良賃貸住宅等も含まれる。

31. 行動援護

行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行う。

32. 合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活において受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のこと。筆談や読み上げによる意思疎通の確保、車いす移動の手助け等、過度の負担にならない範囲で提供されるもの。

33. 高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者や障害のある人等の自立した日常生活及び社会生活の確保を目的として平成18年12月20日に施行された法律。高齢者や障害のある人等の移動や施設利用の際の利便性及び安全性の向上を促進するために、公共交通施設や道路、公園施設並びに建築物の構造及び設備等について国が定めるバリアフリー基準(移動等円滑化基準)への適合を求めている。また、駅を中心とした地区や、高齢者や障害のある人等が利用する施設が集中する地区において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置等についても定めている。

34. こども家庭相談センター（児童相談所）

子どもの権利や最善の利益を保障し、子ども及びその家庭を援助することを目的とした行政機関。0歳から18歳未満の児童に関するあらゆる相談のうち高い専門性を必要とする相談に対応するとともに、市町村における児童家庭相談の後方支援を行う。また、児童虐待相談の対応については、通告の窓口であり、児童の安全を守るために一時保護や立ち入り調査等を行う。

35. 個別避難計画

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、具体的に、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所・避難経路等を記載した計画。

36. 個別の教育支援計画

障害のある児童・生徒の一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えのもと、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的として個別に作成される計画。教育的支援は、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組が必要であり、関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠である。

37. 個別の指導計画

一人ひとりの障害の状態に応じたきめ細かな指導を行うために、学期ごと又は年間の具体的な指導の目標、内容等を盛り込んで個別に作成される計画。一人ひとりのより具体的な教育的ニーズに対応して指導の方法や内容の明確化を図る。

さ

38. サービス等利用計画

障害福祉サービスの申請や変更の申請の際に必要な相談支援専門員^{*99}等が作成する計画。障害のある人やその家族が必要とするサービスの提供や希望する生活を実現するために作成することとされており、市町村は提出された計画を勘案して支給決定を行うこととされている。

39. 災害派遣精神医療チーム(DPAT)

自然災害や事件・事故等の集団災害が発生した場合、各都道府県等から派遣される精神医療チーム。チームは専門的な研修・訓練を受けた精神科医師・看護師・業務調整員で構成される。

40. サポートブック「リンクぷらす」

発達障害^{*132}等、支援を必要とする人の生活の質を向上し、豊かな生活を過ごせるようになることを目的として、平成24年度に奈良県自立支援協議会^{*119}療育・教育部会において作成されたもの。本人の生活を記録し、支援機関同士が共有することで、本人を中心とした総合的な支援ネットワークが作られることを目指している。

41. 視覚障害者福祉センター

視覚障害のある人の福祉の向上を図るため、平成6年、奈良県社会福祉総合センター3階に設置。点字図書や録音図書の製作・貸出を行うとともに、点訳・音訳のボランティアの養成、視覚障害のある人に関する相談等を実施。

42. 支給決定基準

障害福祉サービスの介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うために、支給量の範囲や支給の要否等について、市町村が定める基準。

43. 施設入所支援

施設に入所する障害のある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行う。

44. 市町村自立支援協議会

各市町村における障害のある人等への支援体制の整備を図るため、障害のある人やその家族、福祉・医療・教育等の関係機関によって構成される協議会。地域によっては、複数の市町村により設置されている場合がある。

45. 市町村審査会委員

障害支援区分^{*62}の判定業務及び市町村の支給要否決定を行うにあたって、意見を聴くために市町村に設置されている審査会。障害保健福祉の学識経験を有する人で、中立かつ公平な立場で審査が行える人が、市町村長の任命を受けて委員となる。

46. 児童家庭支援センター

児童福祉施設に附置された相談援助事業を展開する施設。地域の児童の福祉に関する家庭その他の相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とする人への対応と助言、市町村への技術的助言及びその他必要な援助を行うほか、児童相談所の委託に基づく指導に加え、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他の援助を総合的に行う。

47. 児童館

「児童福祉法」に基づく児童厚生施設で、18歳未満の全ての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的とする。

48. 児童心理司

児童相談所等において、心理学の専門的な知識に基づき子どもや保護者等の心理診断や心理療法を行う職員。従来は心理判定員と呼ばれていたが、厚生労働省の児童相談所運営指針の改正に伴い、平成17年より児童心理司の呼称が用いられるようになった。

49. 児童発達支援

未就学の障害のある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等必要な支援を行う。

50. 児童発達支援センター

通所支援のほか、地域の障害のある子どもやその家族への相談、障害のある子どもを預かる施設への援助・助言を行う等、地域の中核的な療育支援施設のこと。

51. 児童福祉司

児童相談所において、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導やケースワークを行う職員。

52. 重症心身障害

重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態のこと。

53. 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援する事業。

54. 重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする人のうち、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護*²²、重度訪問介護*⁵⁵、同行援護*¹⁰⁹、行動援護*³¹、生活介護*⁸⁹、短期入所*¹⁰³等のサービスを包括的に提供する。

55. 重度訪問介護

重度の肢体不自由、知的、精神に障害のある人であって、常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行う。

56. 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障害のある人に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じて、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行う。

57. 就労継続支援(A型)

企業等に就労することが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識や能力の向上のために必要な訓練等を行う。このサービスを通じて一般就労*⁹に必要な知識や能力が高まった人は、最終的には一般就労への移行を目指す。

58. 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある人等に対し、生産活動等の機会の提供、知識や能力の向上のために必要な訓練等を行う。このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった人は、就労継続支援（A型）^{*57}や一般就労^{*9}への移行を目指す。

59. 就労選択支援

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行う。

60. 就労定着支援

一般就労^{*9}に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う。

61. 就労連携コーディネーター

障害者就労における支援機関等の個別の企業等への訪問や実習依頼による企業側の負担軽減のため、両者の間を調整し、一元的な支援を行うため、奈良県が設置した専門職員。

62. 障害支援区分

障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる支援の度合いを、6段階の区分によって示すもの。介護給付費又は訓練等給付費（共同生活援助^{*19}に係るものに限る）の支給申請があった際、認定調査員^{*130}による聞き取り調査や市町村審査会による審査判定を経て、障害支援区分認定が行われ、区分に応じたサービスの利用が可能となる。

63. 障害児支援利用計画

障害のある子どもの心身の状況、置かれている環境、子ども又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向等を勘案して、利用する障害児通所支援の種類及び内容等を定めた計画。

64. 障害児相談支援

障害児支援利用計画^{*63}についての相談及び作成等の支援が必要な場合に、障害のある子どもの自立した生活を支え、障害のある子どもが抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、きめ細かく支援する。

65. 障害者基本計画

「障害者基本法^{*66}」第11条第1項に基づき、国が策定する障害者施策に関する基本計画。障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるもの。

66. 障害者基本法

障害者施策に関する基本理念を定めた法律。障害の有無に関わらず誰もが人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的としている。障害のある人の自立や社会参加の支援等のため、施策の基本原則や国、地方公共団体等の責務等を規定している。障害者権利条約の批准に向けた

国内法の整備のため、平成23年8月、「障害者基本法の一部を改正する法律」が施行され、障害者の定義の見直しや、差別の禁止が規定された。

67. 障害者雇用促進法

正式名称は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障害のある人の雇用と在宅就労の促進について定めた法律で、障害のある人の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置、その他障害のある人がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、障害のある人の職業の安定を図ることを目的としている。

68. 障害者雇用率

民間企業及び国や地方公共団体が、それぞれ常用する労働者・職員数に対する身体・知的・精神障害のある人の雇用割合。「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく制度で、事業主が一定の割合の身体・知的・精神障害のある人を雇用する義務を負う。

69. 障害者作品展

県内の障害のある人の作品を展示し、自立更生に対する意欲の増進を図るとともに、広く県民の障害のある人に対する理解の高揚を図ることを目的として開催しているイベント。

70. 障害者差別解消法

正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。「障害者基本法^{*66}」の基本理念に沿って、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めている。

71. 障害者就業・生活支援センター

就業面における支援とあわせ、生活面における支援を必要とする障害のある人を対象に、地域で、雇用、保健福祉、教育等の関係機関と連携し、就業及び日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行う施設で、都道府県知事が指定する法人が運営する。

72. 障害者スポーツ大会

障害者スポーツを広く振興するとともに、県民の障害者スポーツに対する理解を深め、障害のある人の社会参加の促進を目的に開催する障害のある選手のスポーツ大会。

73. 障害者総合支援法

正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。平成25年4月1日施行の「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」に名称が改められるとともに、法の目的規定の改正や、基本理念の創設等が行われた。

74. 障害者相談員

「身体障害者福祉法」及び「知的障害者福祉法」で定められており、身体に障害のある人、知的障害のある人又はその保護者の相談に応じ、障害のある人の更生のために必要な援助を行うために、市町村から委託を受けた人を身体障害者相談員、知的障害者相談員という。

75. 障害者はたらく応援団なら

奈良県雇用対策協定に基づき、奈良県と奈良労働局*¹²³が共同で運営する、障害者雇用の支援を強化するための取組。障害のある人の就労に積極的に取り組む企業等で構成し、企業等での職場実習*⁸²の受入拡大、障害理解、就労定着への支援等を行う。

76. 障害者優先調達推進法

正式名称は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。障害者就労施設等で就労する障害のある人や在宅で就業する障害のある人の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人等の公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された。

77. 障害福祉圏域

各障害福祉サービス等を、広域に、面的かつ計画的に整備し、重層的なネットワークを構築することを目的として設定している範囲。奈良県では、奈良圏域、西和圏域、東和圏域、中和圏域、南和圏域の5圏域を設定している。

78. 障害福祉サービス事業所

「障害者総合支援法*⁷³」に基づく障害福祉サービスを実施する事業所。障害福祉サービスには、自宅や施設で主に介護の支援を受ける介護給付と、施設等で就労を目指した訓練等を行う訓練等給付がある。サービスを利用する場合、居住地市町村への支給申請及び支給決定を受ける必要がある。

79. 消費生活相談窓口

消費者トラブルに関する相談を受け付ける窓口で、県内には、奈良県消費生活センターや市町村消費生活センター等が設置されている。

消費者ホットライン「188(いやや)」に電話をかけると、近くの消費生活センターで相談できる。

80. 情報アクセシビリティ

障害のある人や高齢者を含め、誰もが円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるようにすること。

81. 職員対応要領

職員が事務事業を行うにあたり、障害のある人に適切に対応するための事項を定め、具体的な障害を理由とする不利益な取扱いや望ましい合理的な配慮を例示したもの。

82. 職場実習

障害のある人が、一般の企業等に就職するための準備訓練として、企業等で行う実践的な取組。

83. 自立訓練（機能訓練）

身体障害のある人又は難病*¹²⁴患者等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所*⁷⁸又は障害のある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言等の支援を行う。

84. 自立訓練（生活訓練）

知的障害又は精神障害のある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所*⁷⁸又は障害のある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を行う。

85. 自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う。

86. 心身障害者歯科衛生診療所

一般の歯科診療所では治療が困難な心身障害のある人に対する歯科診療及び相談を行う歯科診療所。

87. 身体障害者補助犬

盲導犬、介助犬及び聴導犬の総称。

88. 身体障害者補助犬法

身体障害者補助犬*⁸⁷の育成及びこれを使用する身体障害のある人の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害のある人の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とする法律。

せ

89. 生活介護

障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

90. 精神科救急医療システム

精神科救急医療情報センターにおいて電話による緊急的な精神医療相談等を実施するとともに、二次救急として平日夜間（17時から翌朝8時30分）及び休日（24時間）において、県内8精神科病院が当番制による診療と必要に応じて入院の受け入れを行っている。三次救急については、奈良県立医科大学精神科が夜間休日にかかる緊急措置入院*¹⁰⁰鑑定診察と、妊婦・透析患者等の重篤な身体合併症患者の対応をしている。

91. 精神障害者医療費助成事業

①一般・後期高齢

精神保健福祉手帳1級又は2級の人を対象として、医療機関で支払った1か月の医療費の自己負担額(高額療養費分を除く)から1医療機関当たり500円(14日以上入院の場合は1,000円)を差し引いた額について、市町村と県が助成する制度。全診療科の入院・通院の医療費が対象となる。

②精神通院

「障害者総合支援法*73」に基づく自立支援医療(精神通院)で、一旦、医療機関で支払った自己負担上限月額以内の1か月の自己負担額から500円を差し引いた額について、市町村と県が助成する制度。国民健康保険、後期高齢者医療制度加入者及び健康保険・共済組合等の社会保険各法の被扶養者が対象となる。

92. 精神保健福祉士

「精神保健福祉士法」に基づく資格であり、精神科病院や障害福祉サービス事業所*78等において社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練等の援助を行う人のこと。

93. 成年後見推進専門員

成年後見制度推進事業(県で実施している制度活用に取り組む市町村や関係機関を支援する事業)の一環として奈良県社会福祉協議会に配置した成年後見推進専門員(社会福祉士)は、市町村担当課や地域包括支援センター職員等からの相談への対応、関係機関との連携推進、成年後見制度の普及啓発等に取り組んでいる。

94. 成年後見制度

認知症*127の人、知的障害のある人、精神障害のある人等、精神上の障害により判断能力が不十分な人について、本人を援助する人(成年後見人等)を選任し、財産管理や身上保護(必要な福祉サービス等の契約等)を行うことで本人の意思決定支援を行う民法上の制度。

95. 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度*94における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図ることを目的とする事業。

96. 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度*94を利用することが有用であると認められる人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ることを目的とする事業。

97. セーフティネット住宅

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき登録された、住宅確保要配慮者(障害のある人、高齢者、子育て世帯等)の入居を拒まない賃貸住宅のこと。障害のある人等であることを理由に入居を拒否してはならないことや、住宅としての居室の広さ及び設備、耐震性を有すること等の条件を備えることにより、円滑な住まいの確保を図る。

98. 相談支援事業所

障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援や、権利擁護のための必要な援助を行う事業所。平成24年4月より、計画相談支援*²⁵を行う指定特定相談支援事業所、地域相談支援を行う指定一般相談支援事業所、障害児相談支援*⁶⁴を行う障害児相談支援*⁶⁴事業所へと相談支援体系の見直しがなされた。

99. 相談支援専門員

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、サービス等利用計画*³⁸・障害児支援利用計画*⁶³の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業*⁵³や成年後見制度利用支援事業*⁹⁶に関する支援等、障害のある人への全般的な相談支援を行う。相談支援専門員として従事するには、実務経験に加え、都道府県が実施する相談支援従事者初任者研修を修了することが必要となる。

100. 措置入院

精神障害のある人であり、医療及び保護のために入院させなければ、その精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると、精神保健指定医が認めた場合の都道府県知事によって入院措置する入院形態。

101. 代理投票(代筆)制度

選挙人(有権者)が心身の故障その他の理由により、自ら投票用紙に記載することができない場合に、投票管理者が選任した補助者が、選挙人の指示する候補者の氏名等を本人に代わって投票用紙に記載する制度。

102. 多職種チーム

精神科の多職種チームは、精神科医、看護師、作業療法士、臨床心理士、精神保健福祉士*⁹²等の職種で構成される。多職種チーム医療では、本人の希望や意向に沿った問題解決に向けて、多様な職種が相互に連携して、それぞれの専門性を活かした総合的な援助を行うことを原則としている。

103. 短期入所(ショートステイ)

自宅で介護を行っている人が病気等の理由により介護を行うことができない場合に、障害のある人に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行う。介護者にとってのレスパイト*¹⁵⁶としての役割も担っている。

104. 地域生活支援事業

「障害者総合支援法*⁷³」によって法定化された事業であり、市町村・都道府県が地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施する。

105. 地域福祉計画

市町村が地域福祉の推進に関する次の事項を一体的に定める計画（「社会福祉法」第107条に規定）。

- ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）

106. 地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域での包括的な支援・サービス提供体制。

107. 聴覚障害者支援センター

聴覚障害のある人の自立及び社会参加を促進するため、聴覚障害に関する各種相談、手話通訳又は要約筆記^{*154}等を行う者の養成・派遣、各種情報の提供を実施する施設。

と

108. 統括（地域）アドバイザー

相談支援体制の構築を図るため、総合的かつ広域的な相談支援を推進し、地域での相談支援ネットワーク等の整備を進めるアドバイザーとして、県内に統括アドバイザーと地域アドバイザーを配置。各アドバイザーが連携して、個別の困難ケース及び基幹相談支援センターや地域生活支援拠点の設置、運営に関して助言等を行う。

109. 同行援護

移動に著しい困難を有する視覚障害のある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を行う。

110. 特定随意契約

「地方自治法施行令」第167条の2第1項第3号の規定に基づき、障害者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合や障害者支援施設等から役務の提供を受ける場合に締結する随意契約のこと。

111. 特別支援教育

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

112. 特別支援教育コーディネーター

平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方（最終報告）」で示された、教育的支援を行う人と関連機関を調整するキーパーソンのこと。学校内の調整や、福祉・医療等の関係機関との間の連絡調整を行い、保護者に対する学校の窓口の役割を担う。

113. 都道府県障害者計画

「障害者基本法^{*66}」に基づく障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画。国が定める障害者基本計画^{*65}を基本とし、各都道府県の状況に応じた計画を策定することが義務づけられている。

114. 都道府県障害福祉計画

「障害者総合支援法^{*73}」に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施の確保を目的として、都道府県において策定される計画。各障害福祉サービスの見込量や提供体制の確保に係る目標等の事項を定めるよう努める旨、「障害者総合支援法」に規定されている。

な

115. 奈良県災害派遣福祉チーム(DWAT)

災害時に、避難所等において高齢者、障害のある人、乳幼児等の要配慮者に対し適切な福祉支援を行うことで二次被害の防止を図る福祉専門職のチーム。

116. 奈良県障害者権利擁護センター

「障害者虐待防止法」の施行(平成24年10月1日)に伴い、障害者虐待対応の窓口等として障害福祉課内に設置した。あわせて、各市町村においても市町村障害者虐待防止センターの機能を果たす相談窓口が各市町村の障害福祉担当部署等に設置された。

117. 奈良県障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

「障害者優先調達推進法^{*76}」に基づき、障害者就労施設等で就労する障害のある人の自立に資するため、奈良県が行う物品や役務の調達に際し、県内の障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的として策定する。

118. 奈良県障害者施策推進協議会

「障害者基本法^{*66}」の規定に基づく法定協議会であり、障害者計画についての審議や障害者施策の総合的かつ計画的な推進等について必要な事項を調査審議する機関。委員15名で構成。

119. 奈良県自立支援協議会

県における障害のある人等への支援の体制の整備を図るため、障害のある人やその家族、福祉・医療・教育等の関係機関によって構成される協議会。市町村自立支援協議会^{*44}への助言や支援、ネットワークの強化や、広域的な相談支援等の役割を担うことが求められている。

120. 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例

障害のある人、高齢者等の行動を制約する障壁が取り除かれ、全ての人々が自らの意思で自由に行動し、安全で快適に生活できる地域社会を実現するために、平成7年3月に制定された。施行規則において、全ての人々が安全で容易に利用できるよう、配慮された整備基準を定めている。

121. 奈良県福祉人材センター

「社会福祉法」第93条に基づき、県知事の指定を受けて、奈良県社会福祉協議会に設置。社会福祉事業に関する連絡及び援助を行うこと等により、社会福祉事業従事者の確保を図ることを目的としている。

122. 奈良県保健医療計画

「医療法」第30条の4の規定に基づく奈良県における医療提供体制の確保を図るための基本的かつ総合的な計画。生活習慣病の増加に対応するため、予防から早期発見、治療、リハビリテーション、更には在宅療養の支援等、患者に対して切れ目なく医療を提供する体制の構築、医師・看護師等の不足及び偏在の解消、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療及び在宅医療等の提供体制を構築するための推進方策を定めたもので、現行計画は、第8次の計画で令和6年度から令和11年度までの6年間を対象としている。

123. 奈良労働局

厚生労働省の地方支分部局の一つであり、全都道府県に設置されている。下部機関として労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）がある。主な業務として労働相談や労働法違反の摘発、労災保険・雇用保険料の徴収、職業紹介と失業の防止等がある。

124. 難病

原因不明で治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とする疾患のこと。

125. 難病相談支援センター

地域で生活する難病*¹²⁴患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援等を行う拠点施設。

に

126. 日常生活自立支援事業

「社会福祉法」第81条に基づき、奈良県社会福祉協議会が実施主体となり、認知症*¹²⁷高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活を送れるようにするために、福祉サービスの利用援助事業、当該事業に従事する人の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助に関する普及・啓発等を行う事業。

127. 認知症

脳血管疾患、アルツハイマー病やその他の疾患により、日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態のこと。記憶や判断等の機能が低下する症状を中心に、徘徊、妄想、うつ、不安等の行動や精神症状もあらわれる。

128. 認知症サポーター

市町村等が実施する認知症サポーター養成講座（認知症^{*127}の住民講座）を受講し、「認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族を温かく見守る応援者」として自分のできる範囲で活動する人。

129. 認知症サポート医

かかりつけ医の認知症^{*127}診断等に関する相談役・アドバイザー役を担う。また、かかりつけ医（高齢者が慢性疾患等の治療のために受診する診療所等の主治医）を対象とした認知症対応力の向上を図るための研修の講師となるほか、他の認知症サポート医との連携体制の構築、各地域医師会と地域包括支援センターとの連携づくりへの協力等、地域における「連携」の推進役となることが期待されている。

130. 認定調査員

障害支援区分^{*62}の認定を行う上で必要となる日常生活等に関する80の調査項目を、障害のある人やその家族等からの聞き取り等により調査する人。市町村から障害者相談支援事業の委託を受けた指定一般相談支援事業所^{*98}の相談支援専門員^{*99}等が、障害支援区分認定調査員研修（都道府県が実施）を修了することで、調査員として従事することができる。

の

131. ノンステップバス

高齢者、障害のある人、子ども等にも乗り降りがしやすいように床面を超低床構造として乗降ステップをなくしたバスのこと。車内段差が少ないため、乗降時、走行時にも安全性が高く、補助スロープやニーリング装置（床面を更に下げる装置）により、車いすでの乗降もスムーズに行うことができる。

は

132. 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

133. 発達障害者支援センター

発達障害^{*132}のある人及びその家族に対して、専門的に、相談・助言を行い、医療、保健、福祉、教育等を行う関係機関等に対し、情報提供及び研修実施、連絡調整等を行う等、発達障害のある人を支援する機関。

134. バリアフリー基本構想

旅客施設を中心とした地区、高齢者や障害のある人等が利用する施設が集まった地区において、公共交通機関・建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律^{*33}」に基づき、市町村が作成する構想のこと。

135. バリアフリー対応型信号機

鳥の鳴き声の擬音等により青信号であることを知らせる視覚障害者用信号機や、押しボタン又は携帯用発信機の操作により、信号機の歩行者青時間を延長し、ゆっくりと横断歩道をわたることができるようにした高齢者等感応式信号機等がある。

ひ

136. ピアカウンセリング

同じ障害や背景を持つ人が、対等な立場で自立のための相談にあたり、自立生活に向けて支援する相談業務。

137. 避難行動要支援者名簿

当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人(避難行動要支援者)について、避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿。各市町村長が、地域防災計画の定めるところにより作成するもの。

138. 110番アプリ

聴覚又は音声・言語機能障害がある人が、あらかじめスマートフォン等に専用のアプリケーションをダウンロードして、同アプリケーションから文字・画像等により緊急通報を行うことができるもので、警察本部に専用の端末を設置し、通常の110番と同様に事件・事故の早期対応を図る。

ふ

139. 福祉型障害児入所施設

障害のある子どもを施設入所により、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与を行う。

140. 福祉的就労

一般就労^{*9}(企業的就労)が困難な障害のある人のために配慮された環境(就労移行支援^{*56}、就労継続支援施設(A型^{*57}・B型^{*58})等)での就労。

141. 福祉避難所

要介護高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者、内部障害のある人、難病^{*124}患者等、一般的な避難所では生活に支障がある方のために、特別な配慮がなされた避難所。

へ

142. ペアレントメンター

発達障害^{*132}のある子どもの子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親等に対して相談や助言を行う人のこと。

143. ヘルプマーク・ヘルプカード

外見からは障害のあることが分からない人等が身につけたり所持したりすることで、配慮を必要としていることを示し、県民の配慮等を促進するもの。平成24年度に東京都が作成。

ほ

144. 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害のある子どもに対して、障害のない子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。

145. 放課後子ども教室

放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して、希望する全ての子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の大人の協力を得て、スポーツや文化活動等の様々な体験活動、地域住民との交流活動や学習活動等の取組を定期的・継続的に提供する活動。

146. 放課後児童クラブ

放課後児童健全育成事業の通称。保護者が労働等により昼間家庭にいない、主として小学校の児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を目指す。仕事と子育ての両立支援を図るものとして、「児童福祉法」に基づき市町村において設置が進められている。

147. 放課後等デイサービス

授業の終了後又は学校の休業日に、障害のある子どもに、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行う。

148. 保護観察所

法務省所管の機関で、犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行う。

149. 補装具

身体欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具。

ま

150. まほろばあいサポート運動

障害の有無に関わらず、誰もが暮らしやすい共生社会^{*18}を実現するため、県民が、多様な障害の特性の理解に努め、障害のある人が困っていること、配慮の仕方やちょっとした手助けの方法を知り、実践していくことを目的とする運動。

み

151. 民間賃貸住宅

民間の事業者（個人）が賃貸借の契約等に基づき他人に貸し出すことを目的とした居住用建物全般のこと。

ゆ

152. 郵便等投票制度

選挙人(有権者)の自宅等において、投票用紙を記載し、郵便等(郵便又は信書便)によって選挙管理委員会に送付する制度。一定の障害(「公職選挙法施行令」第59条の2)を有する身体障害のある人又は戦傷病者、要介護5の要介護者が対象とされている。

153. ユニバーサルツーリズム

全ての人を楽しめるよう創られた旅行であり、高齢や障害等の有無に関わらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行。

よ

154. 要約筆記

発言者の話を聞き、要約して文字で表すことで、聞こえない人にその場の話の内容を伝える通訳のこと。

り

155. 療養介護

医療的ケア*¹²を必要とする障害のある人のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話。

れ

156. レスパイト

障害のある人等の要介護者を在宅でケアする家族の介護負担を軽減すること。

ろ

157. ろう者

聴覚障害のある人のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者。



奈良県障害者計画
令和7年3月

奈良県 福祉医療部 障害福祉課

〒630-8501 奈良市登大路町 30

TEL : 0742-27-8513

FAX : 0742-22-1814

E-mail : syogai@office.pref.nara.lg.jp